

第4次

大和郡山市 障害者福祉長期計画

すべての人が地域でともに支えあい、
自分らしく暮らすまち
大和郡山市

令和8年3月
大和郡山市

はじめに

大和郡山市では、平成10年に第1次障害者計画を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に「完全参加と平等」の実現に努めてまいりました。続く第2次及び第3次障害者計画では、1次計画の理念を継承しつつ、障害のある人が主体性をもって、自立した生活を営むことができる社会の構築をめざし、また、地域で暮らすための支援を障害のある人やその家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力で受けることができるよう、地域や人とのつながりと、支援拠点・機関の緊密な連携を模索してきました。



この間、令和4年には、国際障害者権利委員会から「日本の報告に関する総括所見」が公表され、我が国における障害者施策について、様々な点から是正を求められました。その後、国は、令和5年に「障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした「障害者基本計画（第5次）」を策定しています。

その一方で、人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの生活や社会の在り方は大きく変化しました。障害のある人やその家族が抱える課題は、複雑化・多様化しており、行政だけでなく、障害の有無に関わらず、地域に住む一人ひとりが、地域の一員として課題の解決に取り組む必要があります。

この度、「第3次大和郡山市障害者福祉長期計画」の計画期間が終了するにあたり、障害のある人を取り巻く環境の変化や国の新たな施策に対応すべく、「すべての人が地域でともに支えあい、自分らしく暮らせるまち 大和郡山」を基本理念として、「第4次大和郡山市障害者福祉長期計画」を策定しました。

今後、本計画の目標の実現に向けて、行政だけでなく、障害のある人やそのご家族、障害福祉サービス事業者や地域における関係機関等、様々な関係者ととともに、障害者施策を着実に実行していくため、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして熱心にご審議いただきました「第4次大和郡山市障害者福祉長期計画懇話会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

大和郡山市長 上田 清

I	総論	1
	第1章 計画策定にあたって	1
	1. 計画策定の趣旨	1
	2. 障害者関連法の制定・改正の動き	2
	3. 計画の位置づけ	3
	4. 計画の期間	4
	5. 計画の策定体制	4
	第2章 大和郡山市の現状	5
	1. 統計調査	5
	2. アンケート調査	14
	3. ヒアリング調査	43
	第3章 計画の基本的な考え方	44
	1. 基本理念	44
	2. 施策体系	45
II	各論	46
	第1章 理解促進	46
	1. 相互理解・協力の推進	47
	2. 権利擁護の推進と虐待の防止	50
	第2章 地域生活	52
	1. 相談支援体制の充実	53
	2. 福祉サービスの充実	54
	3. 保健・医療の充実	57
	4. 住まいの充実	65
	第3章 療育・教育	66
	1. インクルーシブ教育システムの構築	67
	2. 就学前教育の充実	68
	3. 学校教育の充実	70
	第4章 就労・社会参加	71
	1. 雇用の促進と就労の支援	72
	2. 福祉的就労への支援	75
	3. スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興	77
	第5章 まちづくり	78
	1. 生活環境の整備	79
	2. 防犯・防災体制の確立	80
	3. 情報アクセシビリティの向上	82
III	資料編	84

I 総論



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障害者施策は、昭和45年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56年）等の国際的な動きを経て、昭和57年に国内では障害者施策に関して初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定し、平成5年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5年に「障害者基本法」として改正されました。この改正では、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えられました。また、同法に基づき、平成14年には「障害者基本計画」が策定され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現が掲げられています。障害者基本計画は、平成16年に改正され、各自治体で障害者計画の策定が義務付けられました。また、同法は、平成23年にも大きく改正が進み、「障害者の権利に関する条約」が採用する「社会モデル」の考え方や、「合理的配慮」の概念を新たに取り入れています。それまで障害のある人の定義を、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」であったことから、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題とする「社会モデル」に転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されました。

また、障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供を事業所にも義務化することを定めた「障害者差別解消法」（令和3年）や、「改正障害者雇用促進法」（平成28年）、障害のある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」（平成23年）等、障害のある人に関わる様々な法律の改正、施行が進んでいます。

大和郡山市（以下、本市）では、平成28年3月に「第3次大和郡山市障害者福祉長期計画」（以下、第3次計画）を策定し、『すべての人が安心して、地域の中でいきいきと暮らせるまち 大和郡山』を基本理念として掲げ、障害の有無に関わらず、各々の個性が尊重され、周囲の理解や支援を受けながら自分らしく暮らしていける姿をめざして障害者施策を総合的に推進してきました。

令和8年3月に、同計画が終了を迎えるにあたり、国における動向やこれまでの本市の取組の成果と課題や、障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに「第4次大和郡山市障害者福祉長期計画」（以下、本計画）を策定することとしました。

2. 障害者関連法の制定・改正の動き



平成 19 年 9 月	「障害者の権利に関する条約」に署名
平成 22 年 12 月	「障害者自立支援法」改正
平成 23 年 8 月	「障害者基本法」改正
平成 24 年 8 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法 施行(一部は平成 26 年4月施行) 障害者優先調達推進法 施行
平成 25 年 6 月	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 施行(一部は平成 28 年4月又は平成 30 年4月施行)
平成 26 年 1 月	障害者権利条約 批准
平成 26 年 4 月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行
平成 27 年 1 月	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法 施行
平成 28 年 8 月	発達障害者支援法の一部を改正する法律 施行
平成 30 年 4 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 施行
平成 30 年 6 月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行
令和元年 6 月	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 施行(一部は令和元年9月又は令和2年4月施行)
令和元年 6 月	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 施行
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 施行
令和2年 4 月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行
令和3年 3 月	障害者差別解消法 改正(令和6年4月1日 施行)
令和3年 9 月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
令和4年 5 月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行
令和5年 4 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 施行(一部は令和5年 10 月以降施行)
令和6年 4 月	障害者差別解消法の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化
令和6年 7 月	障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部の設置(閣議決定)
令和7年 10 月	「就労選択支援」の開始

3. 計画の位置づけ

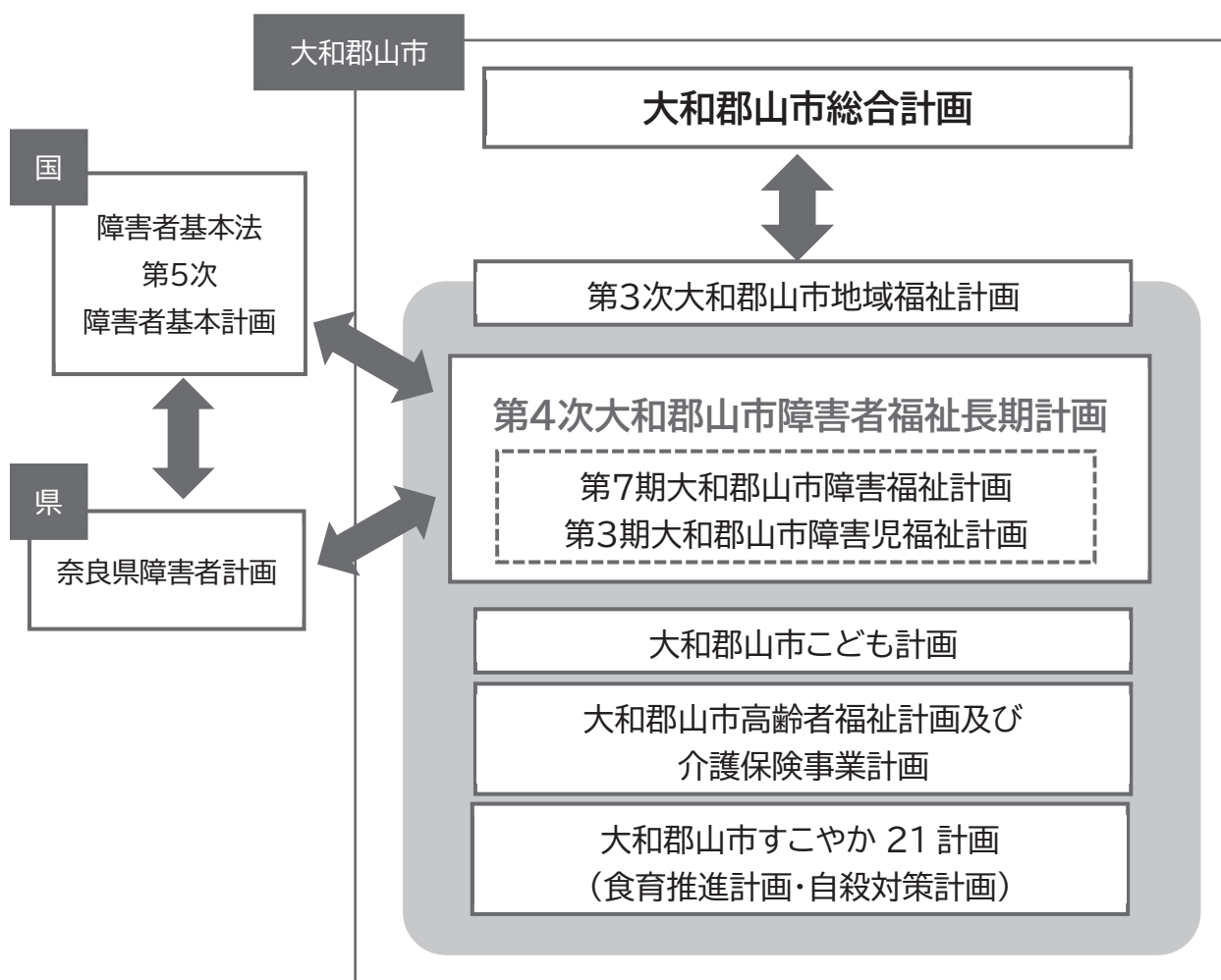


本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の基本的な理念と取組の指針を明らかにするものです。

また、本市では、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第 7 期大和郡山市障害福祉計画」「第 3 期大和郡山市障害児福祉計画」を策定しており、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めています。本計画の策定にあたっては、上記計画との整合性を図ります。

そのほか、本市の上位計画である「大和郡山市総合計画」や「第 3 次大和郡山市地域福祉計画」をはじめとする市の関連計画や奈良県の障害者計画も踏まえて本計画を策定します。

【計画の位置づけ】



4. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、計画と実態がかけ離れている場合、計画期間の中間年度を目安として、必要な見直しを行うことがあります。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害のある人等に対するアンケート調査等を通じて、障害福祉施策への市民意識や障害のある人等の実態、各種サービスの利用状況や利用意向の把握を行いました。また、関係機関・団体の代表、事業者、学識経験者などからなる懇話会において計画内容の審議を行いました。併せて、パブリックコメントを実施し、市民の意見を募集しました。

(1) アンケート調査の実施

① 障害のある人等

障害のある人等の日頃の生活の様子、福祉サービス等のあり方に対する考えや利用意向を把握するため障害や難病のある市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

対象	調査方法	配布数	回収数
大和郡山市内の障害者手帳所持者	郵送・Web 併用型調査	3,100人	1,537人

② 企業

障害のある人の雇用状況や雇用意向、障害者雇用に関する制度の認知等を把握するために、市内企業を対象としたアンケート調査を実施しました。

対象	調査方法	配布数	回収数
大和郡山市内の企業・事業所	郵送・Web 併用型調査	500件	167件

③ 障害のない人

大和郡山市及び奈良県内の近隣市町在住の障害者手帳を持っていない人を対象に、インターネットアンケートを実施しました。

対象	調査方法	配布・回収数
奈良県内の障害者手帳を持っていない人	インターネットパネル調査	588人

(2) 団体ヒアリングの実施

関係機関・団体における活動状況や障害のある人等の実情等を把握するために、関係機関・団体へのヒアリング調査を実施しました。

(3) 懇話会における協議

関係機関・団体の代表、事業者、学識経験者などからなる「懇話会」を設置し、計画の進捗状況や課題等についての審議、アンケート調査の実施及び結果の分析を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

計画（素案）をホームページや支所等で公表し、広く市民の意見を募集しました。



第2章 大和郡山市の現状

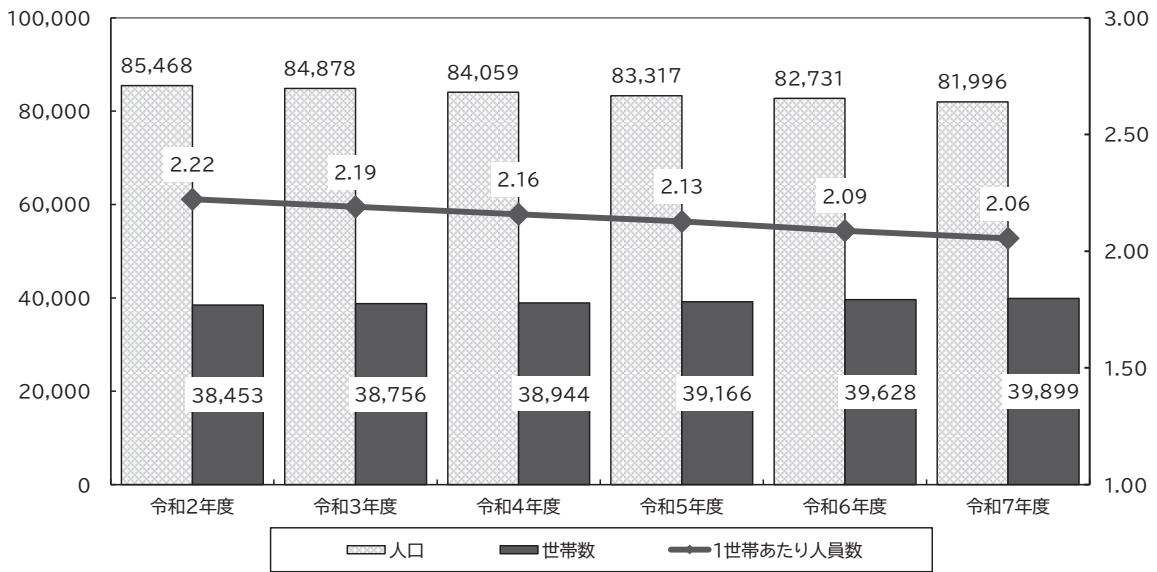
1. 統計調査

(1)人口・世帯

本市の総人口の推移をみると、令和2年度から令和7年度にかけて3,472人減少しています。

また、人口が微減傾向である一方、世帯数は令和2年度から令和7年度にかけて1,446世帯増加しており、1世帯あたり人員数をみても単身世帯が増加していることが表れています。

【大和郡山市の人口と世帯の推移】

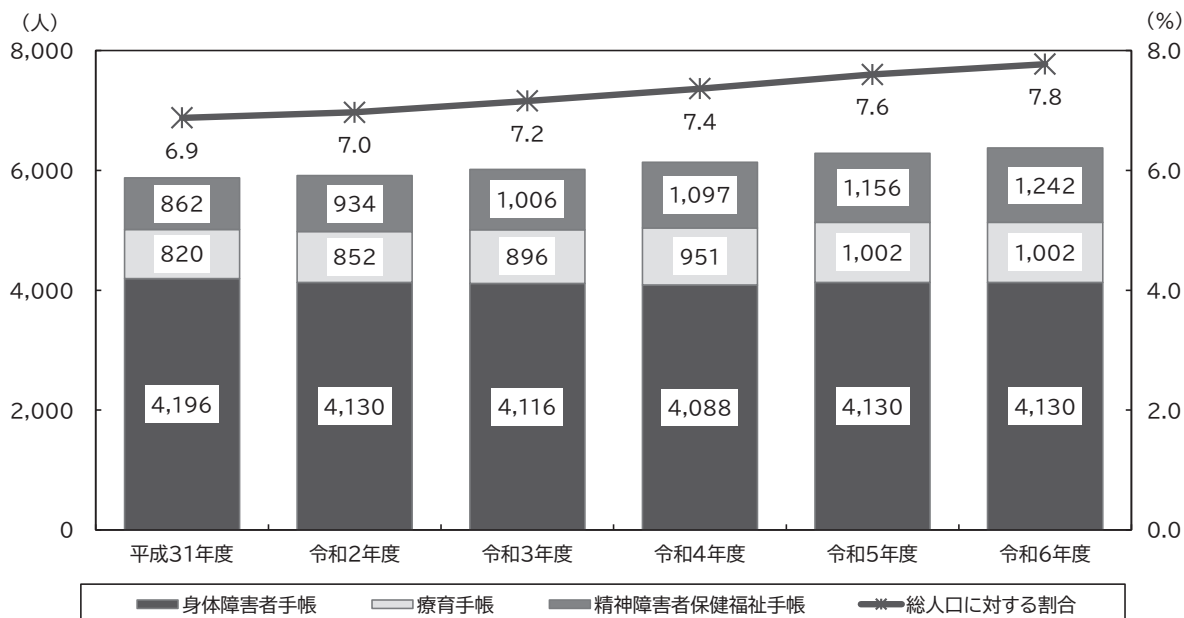


各年度9月30日現在

(2)障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者はゆるやかな増減を繰り返していますが、療育手帳所持者、精神障害保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。平成31年度から令和6年度にかけて、身体障害者手帳所持者数は66人減少しており、療育手帳所持者数は182人、精神障害保健福祉手帳所持者数は380人増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



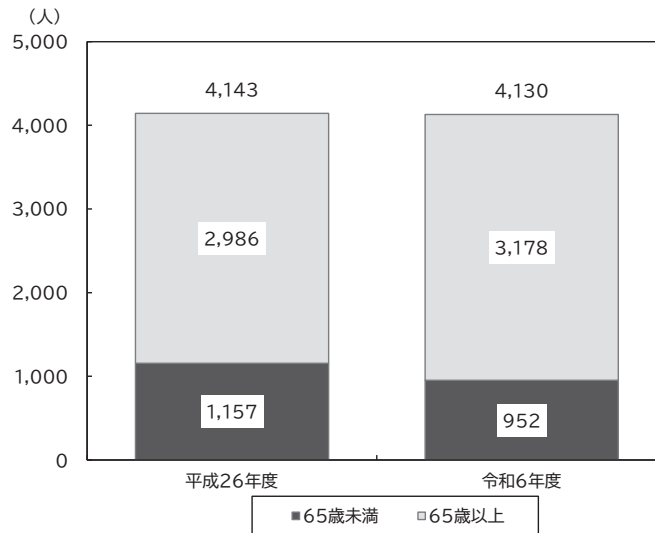
各年度3月31日現在

(3) 身体障害者手帳所持者数

① 年齢別身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数の推移を年齢別にみると、平成 26 年度から令和 6 年度にかけて、全体の身体障害者手帳所持者数は減少していますが、65 歳以上では 192 人（平成 26 年度より 4.9%）増加しています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】



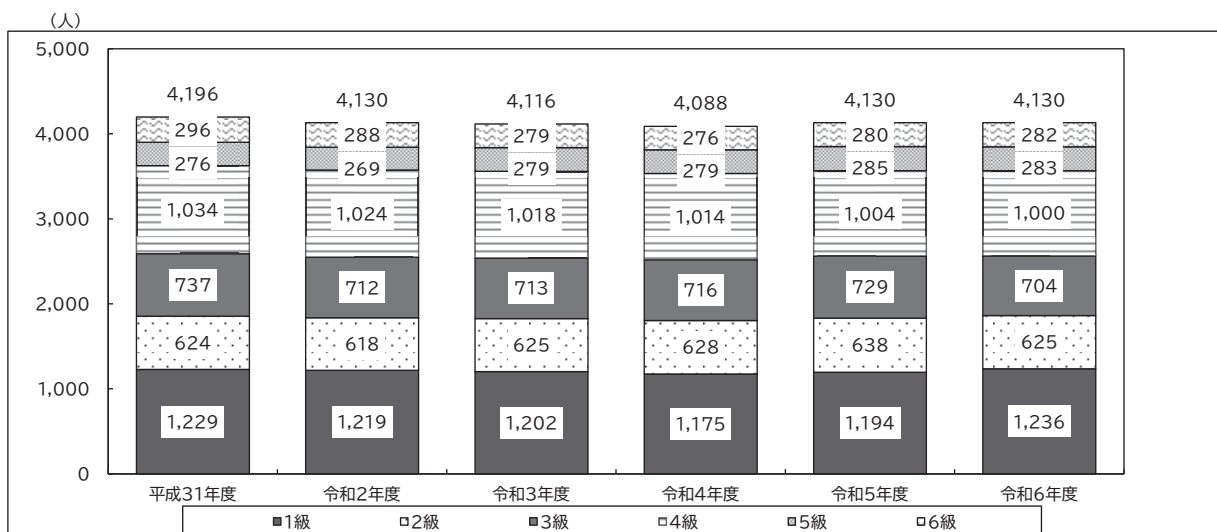
各年度 3 月 31 日現在

② 障害の程度別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の推移を障害の程度別にみると、平成 31 年度から令和 6 年度のいずれの年度も 1 級が 3 割程度を占めており、どの階級も大きな差はみられませんでした。

65 歳以上の手帳所持者数が増加しているため、年齢の影響が大きい身体障害者手帳所持者の中でも、重度の 1 級の人が多くなっていると思われます。

【障害の程度別身体障害者手帳所持者数の推移】



各年度 3 月 31 日現在

③障害の種類別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を障害の種類別にみると、平成26年度から令和6年度にかけて全体の人数は減少傾向にあります。視覚障害で14人、内部障害で66人増加しています。また、令和6年度時点で肢体不自由が2,015人(全体の48.8%)と最も多く、次いで内部障害が1,336人(全体の32.3%)となっています。

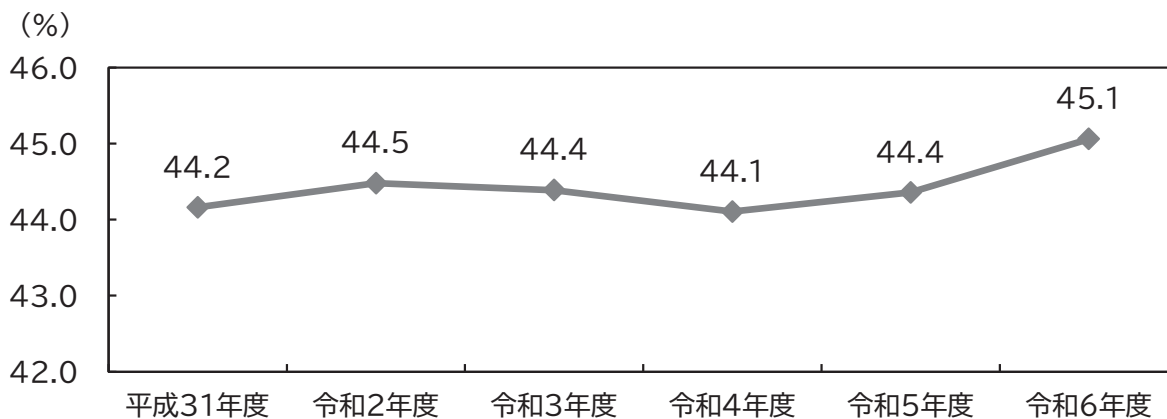
	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・ 言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成26年度	316人 (7.6%)	420人 (10.1%)	37人 (0.9%)	2,100人 (50.7%)	1,270人 (30.7%)	4,143人
令和6年度	330人 (8.0%)	416人 (10.1%)	33人 (0.8%)	2,015人 (48.8%)	1,336人 (32.3%)	4,130人

注：()内は合計に占める割合
各年度3月31日現在

④身体障害者手帳所持者の1級・2級該当者が占める割合

1級及び2級の身体障害者手帳所持者数が全体に占める割合の推移をみると、1級の手帳所持者が増加していることなどから、平成31年度から令和6年度の各年度ともに45%前後となっています。

【身体障害者手帳所持者の重度率の推移】



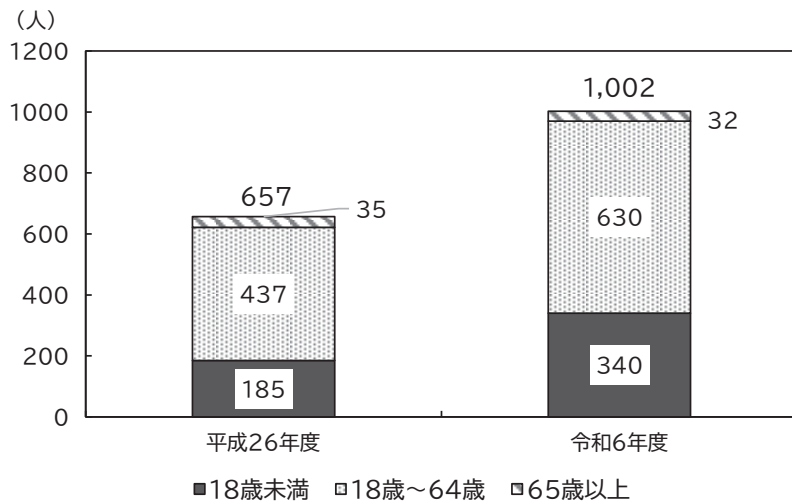
各年度3月31日現在

(4)療育手帳所持者数

①年齢別療育手帳所持者数

本市の令和6年度の療育手帳所持者数を年齢別にみると、平成26年度から令和6年度にかけて345人増加し、全体の療育手帳所持者は1,002人となっています。増加の内訳としては、18歳未満で155人、18～64歳で193人であり、65歳以上はほとんど変化がありません。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

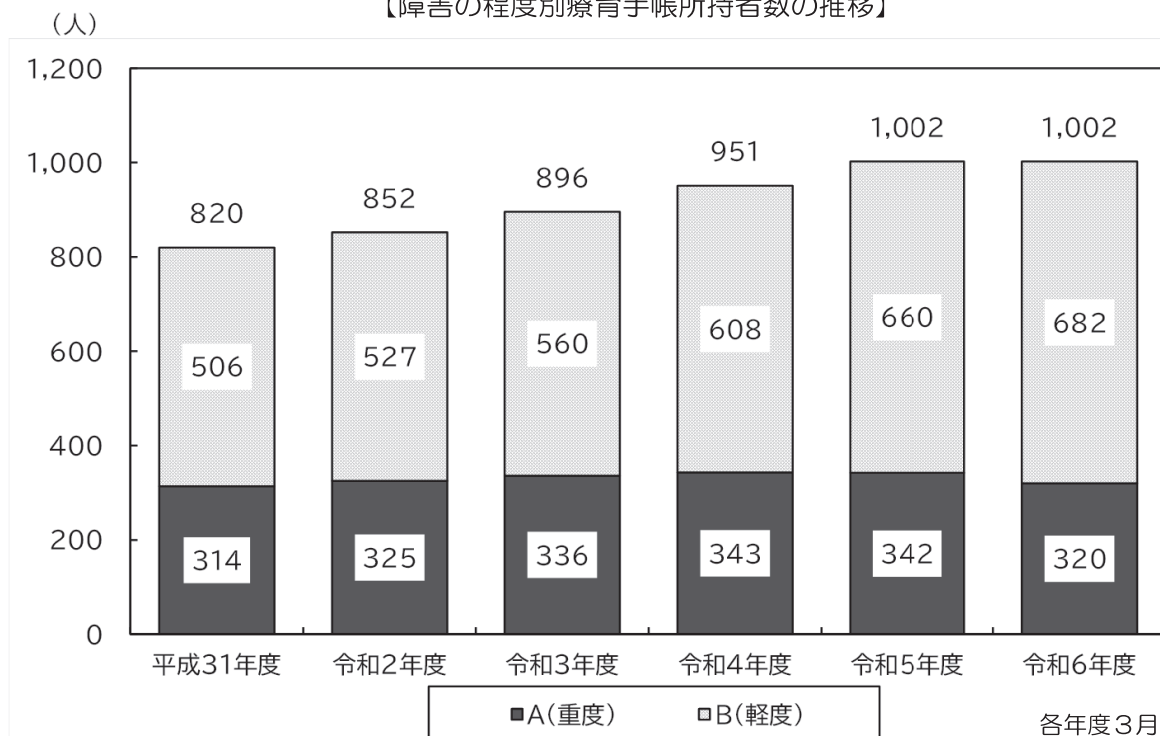


各年度3月31日現在

②障害の程度別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移を障害の程度別にみると、平成31年度から令和6年度にかけて、A判定では令和4年度まで増加傾向にあったが令和5年度からは少しずつ減少しています。また、B判定では増加し続けており、全体の推移でも増加傾向にあります。

【障害の程度別療育手帳所持者数の推移】

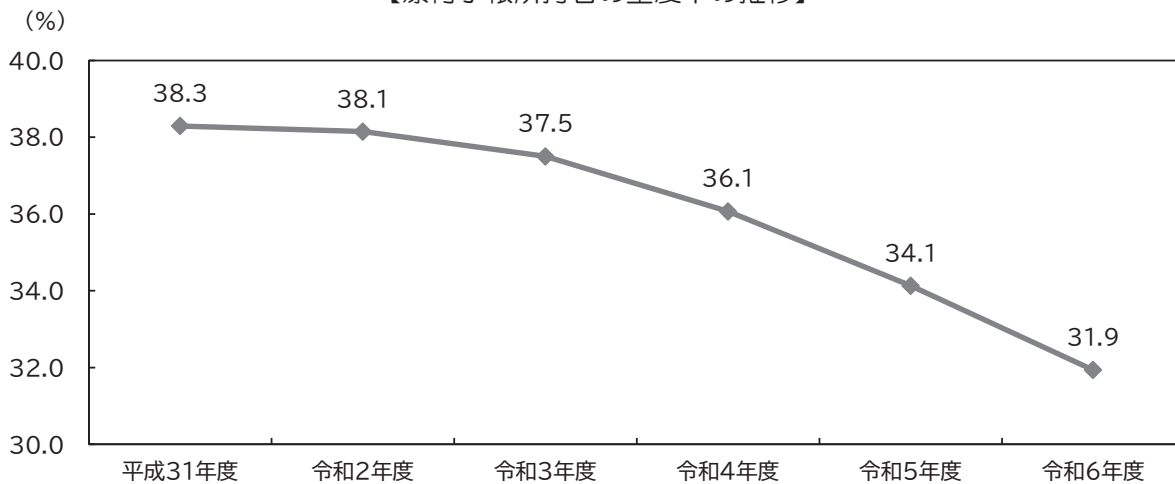


各年度3月31日現在

③療育手帳所持者の A 判定該当者が占める割合

A 判定の療育手帳所持者数が全体に占める割合の推移をみると、平成 31 年度から令和 6 年度の各年度とも 30%を超えていますが、減少傾向となっており、近年では中軽度の B 判定が全体に占める割合が大きくなっています。

【療育手帳所持者の重度率の推移】



各年度3月31日現在

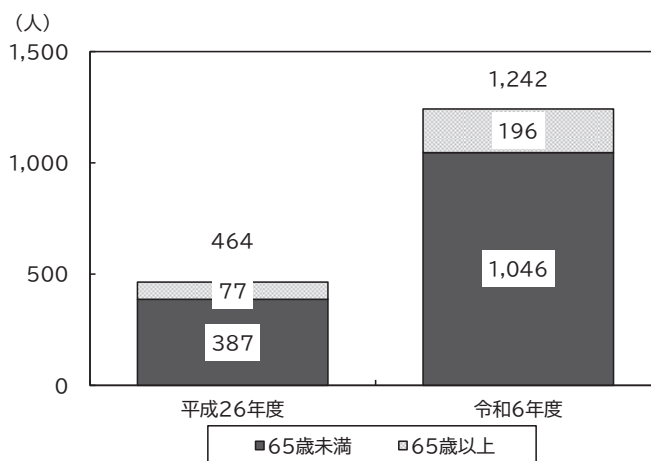
(5)精神障害者保健福祉手帳所持者数

①年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を年齢別にみると、平成 26 年度から令和 6 年度にかけて 778 人増加し、全体の精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,242 人となっています。

また、65 歳以上では 119 人、65 歳未満では 659 人増加していますが、全体の割合としては 65 歳以上では約 16%、65 歳未満では約 84%と大きな差はみられません。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

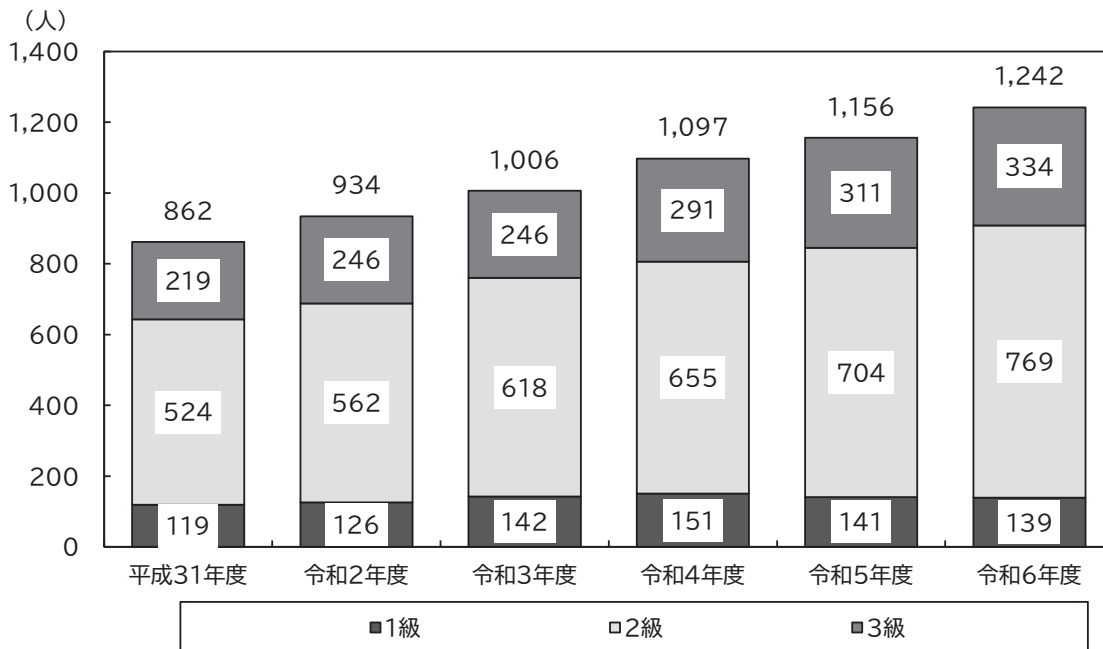


各年度3月31日現在

②障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障害の程度別にみると、平成31年度から令和6年度にかけて、1級では平成31年度から令和4年度まで増加傾向にあったが令和5年度からは少しずつ減少しています。また平成31年度から令和6年度にかけて、2級では28.4%、3級では13.3%増加しています。

【障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

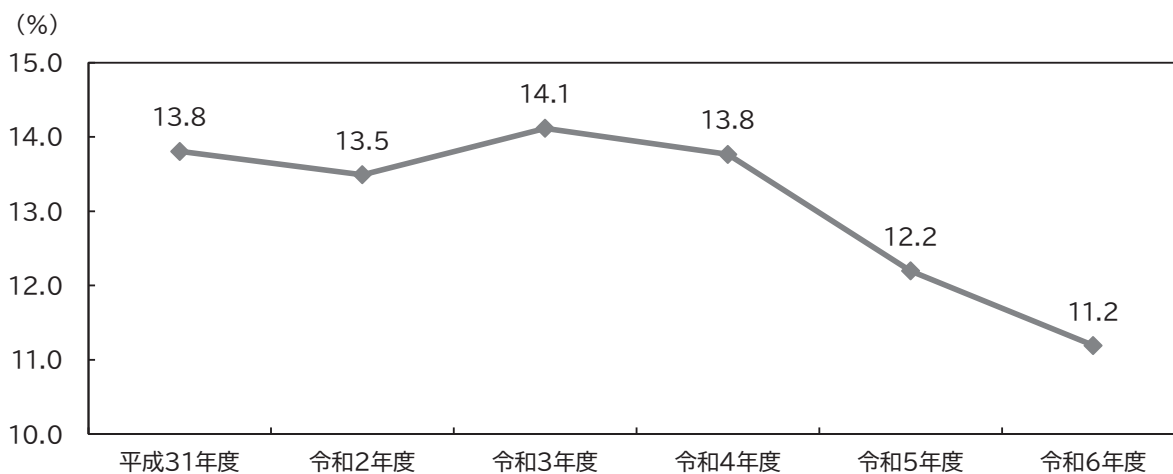


各年度3月31日現在

③精神障害者保健福祉手帳所持者の1級該当者が占める割合

1級の精神障害者保健福祉手帳所持者数が全体に占める割合の推移をみると、平成31年度から令和6年度にかけて2級所持者・3級所持者が増えたため、重度率は減少しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の重度率の推移】



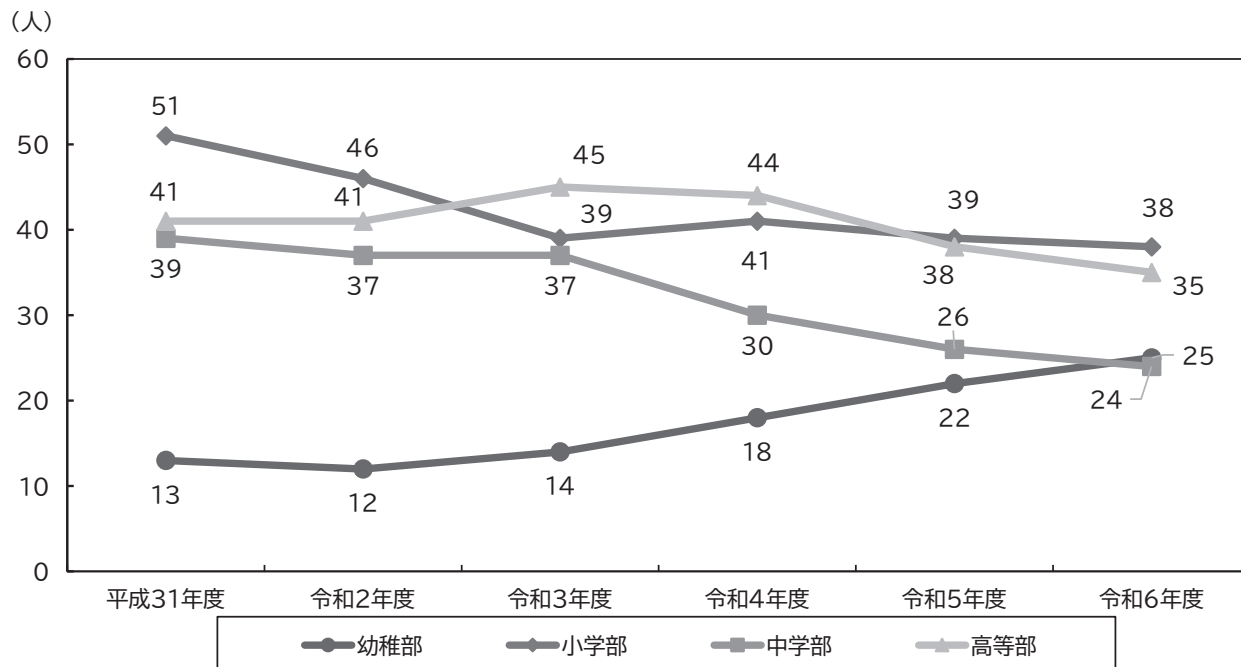
各年度3月31日現在

(6)障害のある児童・生徒の状況

①特別支援学校の在籍者数

特別支援学校に通う児童・生徒数の推移をみると、幼稚部（盲ろう学校のみ）では増加傾向、小学部や中学部ではゆるやかな減少傾向、高等部では令和3年度と令和6年度を比較すると減少しています。

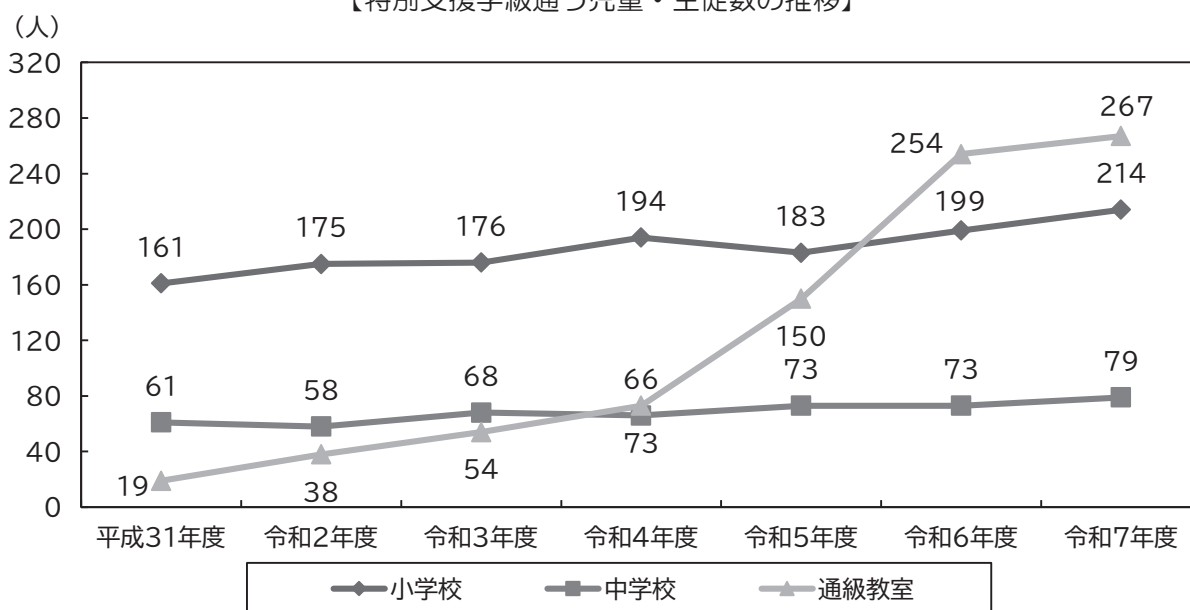
【特別支援学校に通う児童・生徒数の推移】



②特別支援学級の在籍者数

特別支援学級に通う児童・生徒数の推移をみると、通級教室に通う児童・生徒数が令和4年度から令和6年度にかけて大きく増加しています。

【特別支援学級通う児童・生徒数の推移】

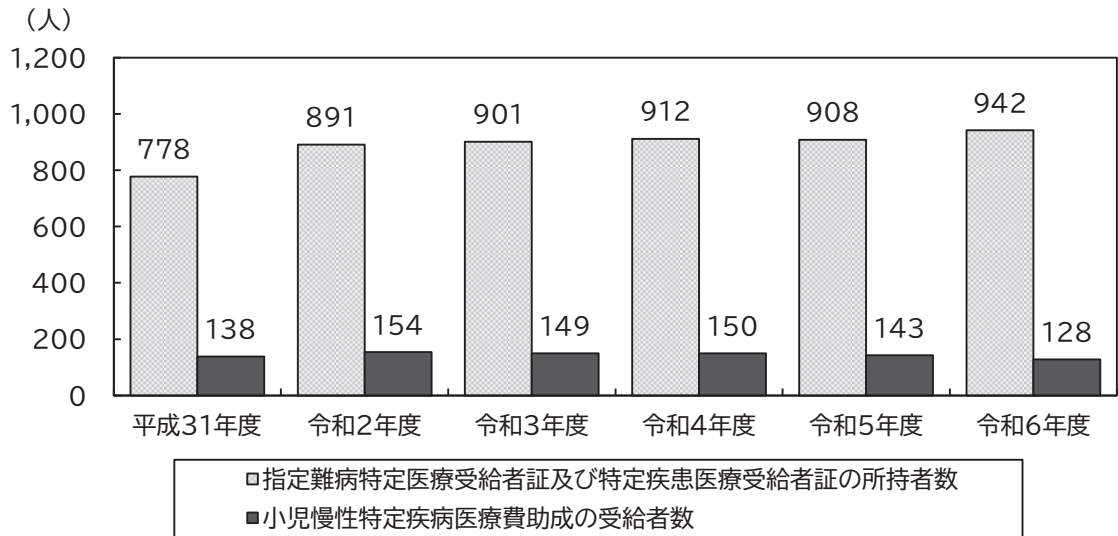


各年度5月1日現在

(7) 難病

難病の患者数をみると、指定難病特定医療受給者証及び特定疾患医療受給者証の所持者数は年々増加傾向にあり、令和6年度では942人になっています。また小児慢性特定疾病医療費助成の受給者数は、令和4年度以降減少し続けています。

【特定疾患（難病）の推移】

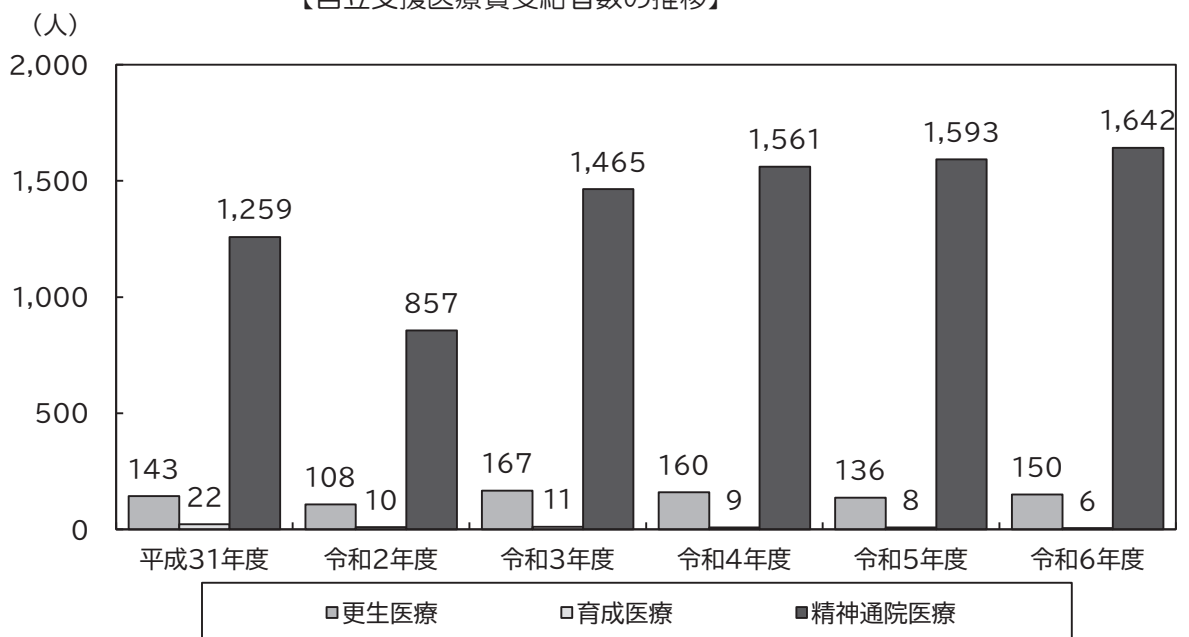


各年度3月31日現在

(8) 自立支援医療費受給者数

自立支援医療費受給者数の推移をみると、精神通院医療と更生医療の受給者数は、令和2年度に一時的に減少しましたが、その後増加に転じています。特に精神通院医療の受給者数は年々増加し続けており、令和6年度には1,642人になっています。

【自立支援医療費受給者数の推移】



各年度3月31日現在

2. アンケート調査

(1) 障害者アンケート調査

障害者手帳所持者 3,100 人を対象に、計画を策定するにあたっての資料とするためのアンケート調査を実施し、障害のある人の生活や教育、雇用、保健等に関わる意見を把握しました。

障害のある人対象調査		
調査対象者（配布数）	身体障害者手帳所持者：1,700 通	計 3,100 通配布
	療育手帳所持者：700 通	
	精神障害者保健福祉手帳所持者：700 通	
身体障害者手帳所持者	回収数：1,052 通（61.9%）	※複数の手帳を所持する人がいるため、3手帳所持者ごとの回収数と合計の回収数は一致しない
療育手帳所持者	回収数：424 通（60.6%）	
精神障害者保健福祉手帳所持者	回収数：382 通（54.6%）	
上記合計	回収数：計 1,537 通（49.6%）	
調査期間	令和7年10月22日～令和7年11月12日	
調査方法	無作為抽出で、郵送配付・郵送回収	

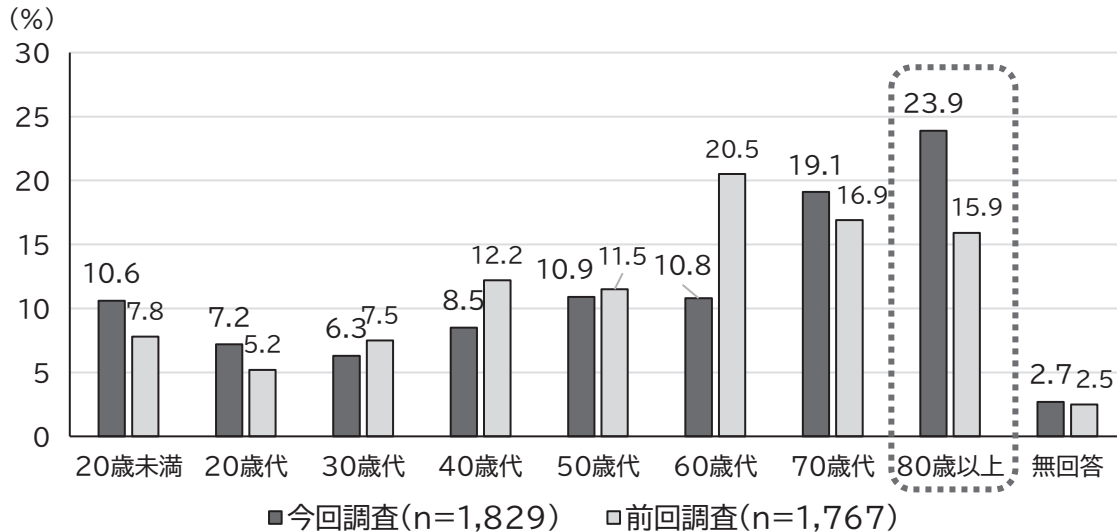
①回答者について

■年齢

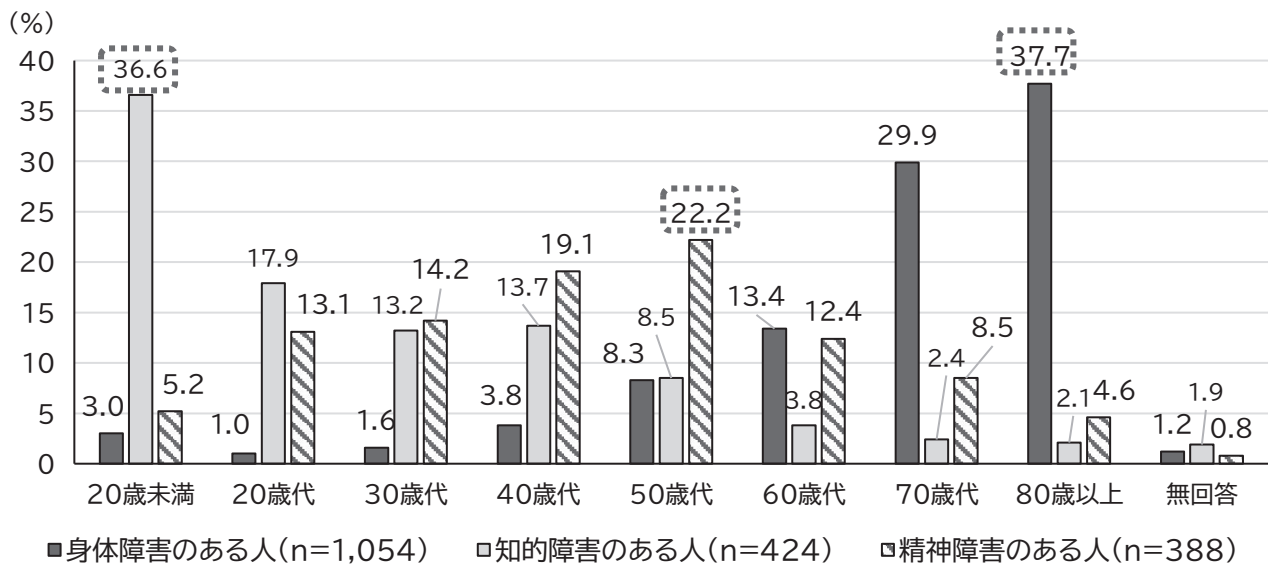
年齢は、全体では「80歳以上」が23.9%であり、前回調査と比較すると、8.0ポイント増加しています。

障害種別にみると、身体障害者手帳所持者は「80歳以上」が37.7%、療育手帳所持者は「20歳未満」が36.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者は「50～59歳」が22.2%で最も高くなっています。

【回答者の年齢(経年比較)】



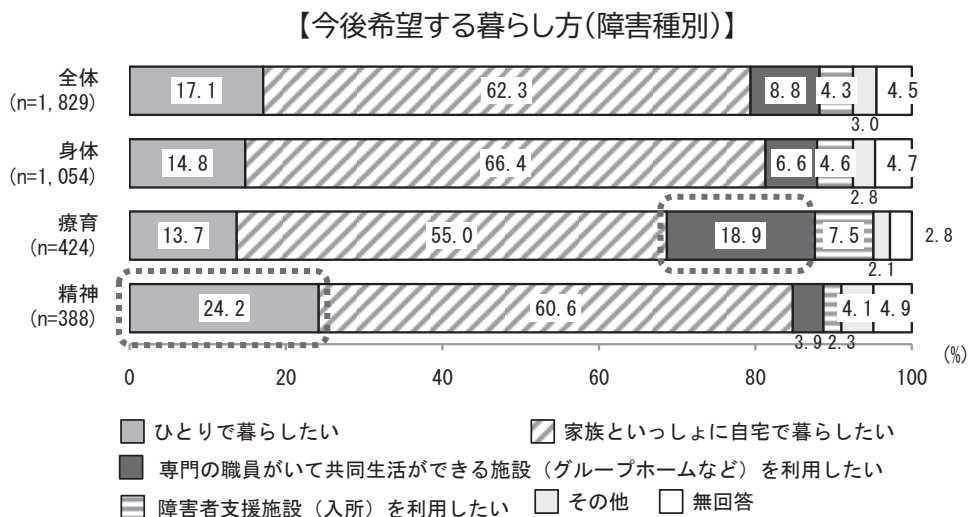
【回答者の年齢(障害種別)】



②地域生活

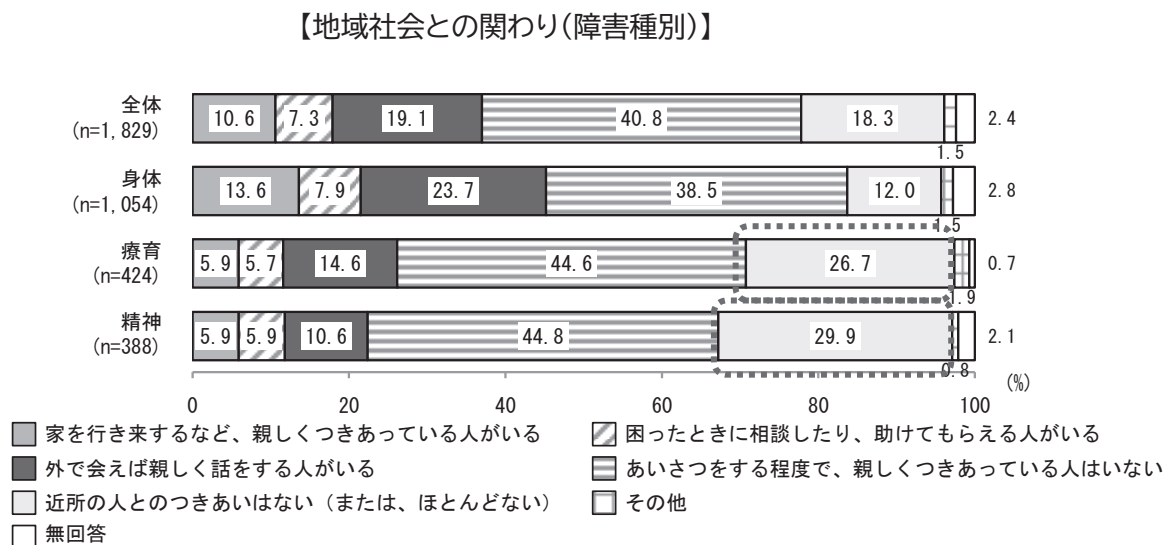
■今後希望する暮らし方

今後希望する暮らし方は、障害種別に見ると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者は「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が18.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者は「ひとりで暮らしたい」が24.2%と他より高くなっています。



■地域社会との関わり

近所の人とのつきあいの程度は、障害種別に見ると、身体障害者手帳所持者は「家を行き来するなど、親しくつきあっている人がいる」の割合が13.6%、「外で会えば親しく話をする人がいる」が23.7%と他より高く、「近所の人とのつきあいはない」が1割程度と他より低くなっている。一方で、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の「近所の人とのつきあいはない」の割合は約3割となっています。



■最近参加した活動

最近参加した活動について、障害種別にみると、「買い物（日常の買い物を含む）」と「家族・友人・知人との交流」は共通して活動している人が多くなっています。一方で、知的障害のある人は、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が32.1%、精神障害のある人は「インターネット上での交流」が15.5%と他に比べて高くなっています。

【最近参加した活動(障害種別:上位5位を抜粋)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害のある人 (n=1,054)	買い物(日常の買い物を含む)【46.4%】	家族・友人・知人との交流【45.9%】	特にない【26.2%】	趣味などの文化・芸術活動【16.3%】	旅行【14.7%】
知的障害のある人 (n=424)	買い物(日常の買い物を含む)【58.5%】	家族・友人・知人との交流【49.3%】	地域の行事や祭り、学校・職場の行事【32.1%】	旅行【22.9%】	趣味などの文化・芸術活動【16.7%】
精神障害のある人 (n=388)	買い物(日常の買い物を含む)【57.7%】	家族・友人・知人との交流【47.4%】	趣味などの文化・芸術活動【20.6%】	インターネット上での交流 特にない【15.5%】	

■外出の際の不便さや困ること

外出の際の不便さや困ることについて、障害種別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」、療育手帳所持者は「介助者がいないと外出できない」が最も高くなっています。一方で療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の約3割は「特に困っていることはない」となっています。

【外出の際に不便に感じたり困ること(障害種別:上位5位を抜粋)】

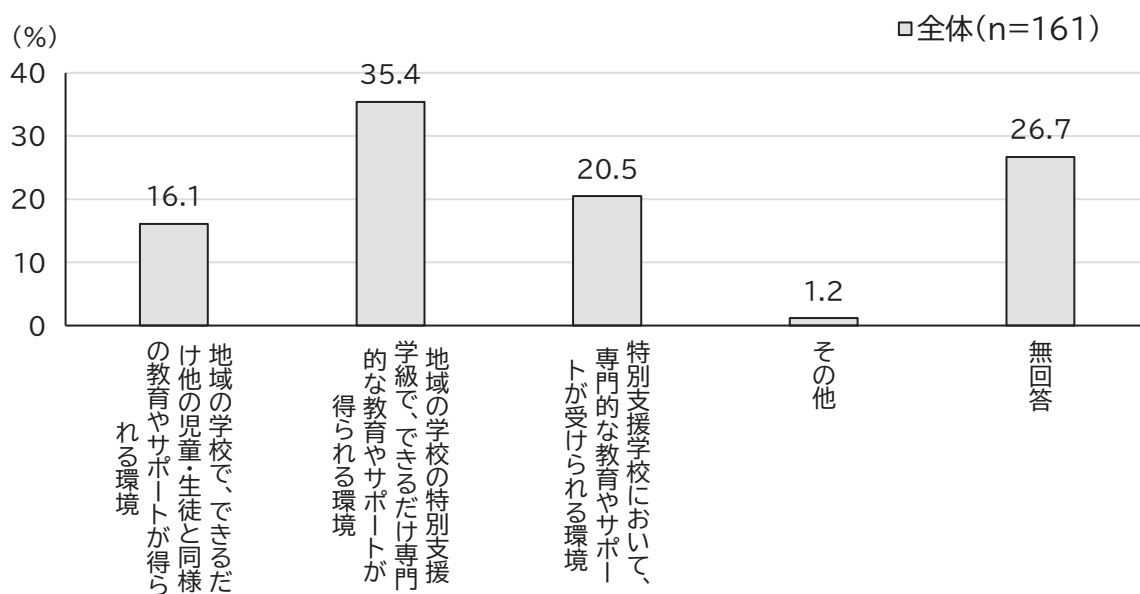
	1位	2位	3位	4位	5位	6位
身体障害のある人 (n=1,054)	公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)【33.5%】	介助者がいないと外出できない【24.2%】	休憩できる場所が少ない(身近な公園の歩道やベンチなど)【23.6%】	歩道に問題が多い(狭い、障害物、誘導ブロックの不備など)【22.5%】	特に困っていることはない【20.6%】	障害者用駐車場が不備、または少ない【20.3%】
知的障害のある人 (n=424)	介助者がいないと外出できない【33.3%】	特に困っていることはない【27.4%】	公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)【26.4%】	助けてほしいときに周りの人に声をかけにくい・助けてもらえない【23.3%】	歩道に問題が多い(狭い、障害物、誘導ブロックの不備など)【22.5%】	電車やバスの切符の払い方がわからない【19.6%】
精神障害のある人 (n=388)	公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)【28.1%】	特に困っていることはない【27.1%】	休憩できる場所が少ない(身近な公園の歩道やベンチなど)【20.9%】	助けてほしいときに周りの人に声をかけにくい・助けてもらえない【20.6%】	周りの人に見られたりするのが気になって出かける気になれない【19.3%】	歩道に問題が多い(狭い、障害物、誘導ブロックの不備など)【15.7%】

③保育・教育

■望ましい就学環境(保育所(園)や幼稚園、学校に通っている18歳以下の方のみ回答)

望ましい就学環境について、「地域の学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」が35.4%と最も高く、ついで「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が20.5%となっています。

【望ましい就学環境】

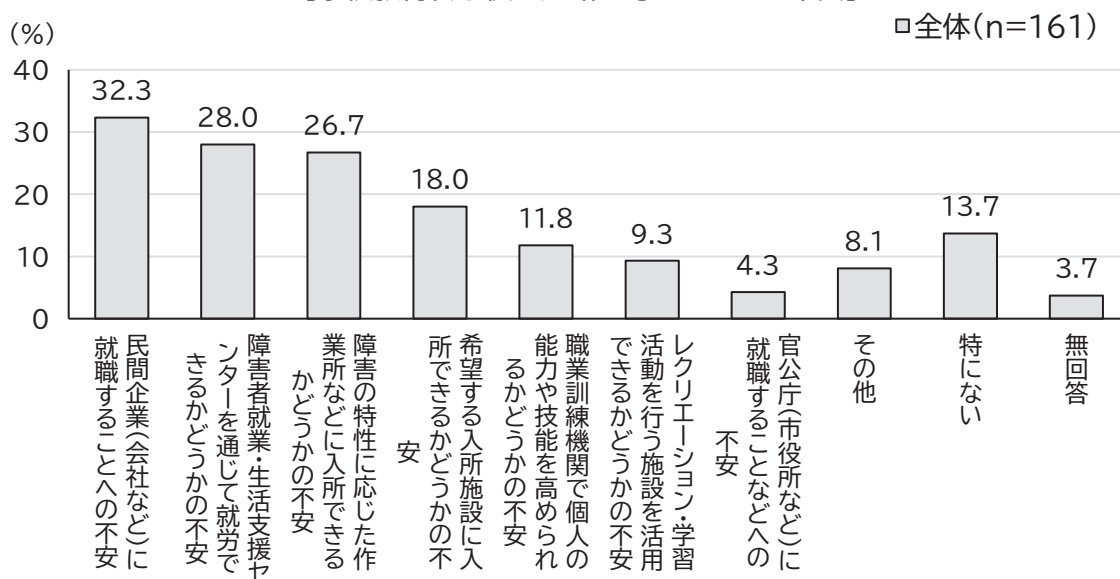


■学校教育終了後の進路を考える上での不安

(保育所(園)や幼稚園、学校に通っている18歳以下の方のみ回答)

学校教育終了後の進路を考えるにあたって不安なことについて、「民間企業(会社など)に就職することへの不安」が最も高く、ついで「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」、「障害の特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安」が高くなっています。

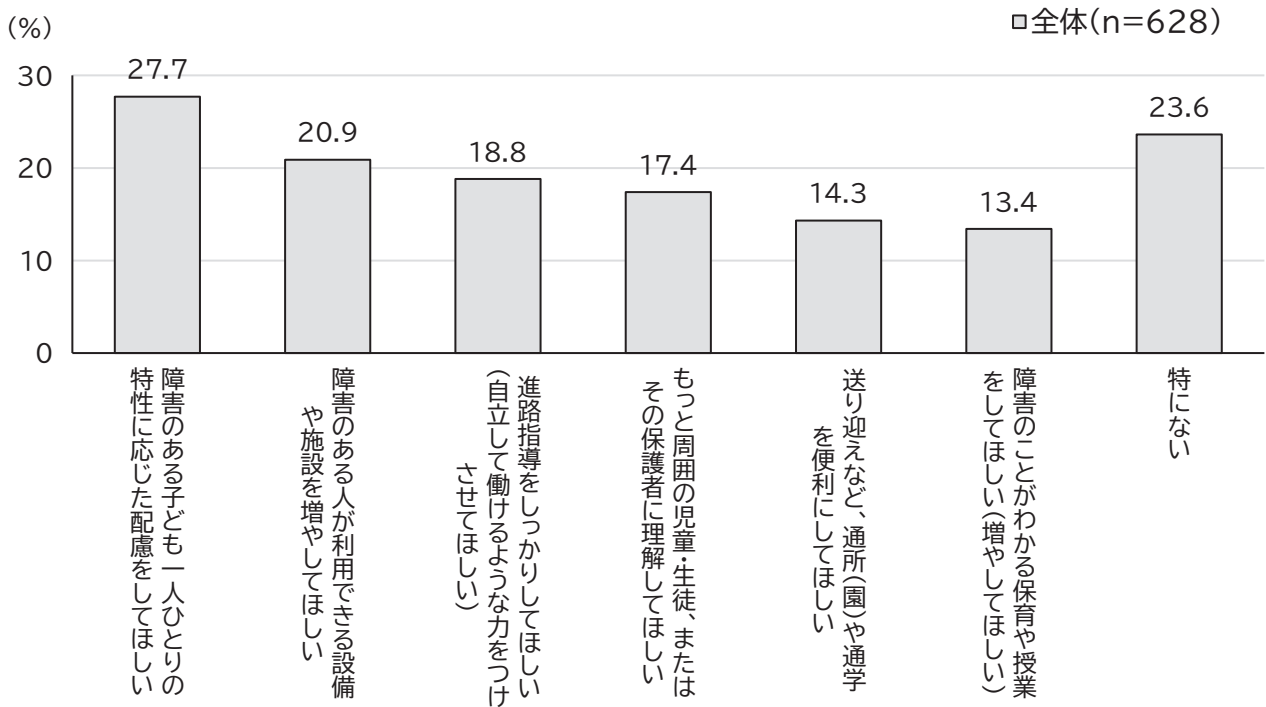
【学校教育終了後の進路を考える上での不安】



■保育や教育で今後必要なこと(上位7位)

保育や教育で今後必要なことについて、「障害のある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮をしてほしい」が最も高く、ついで「障害のある人が利用できる設備や施設をふやしてほしい」、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が高くなっています。

【保育や教育で今後必要なこと】



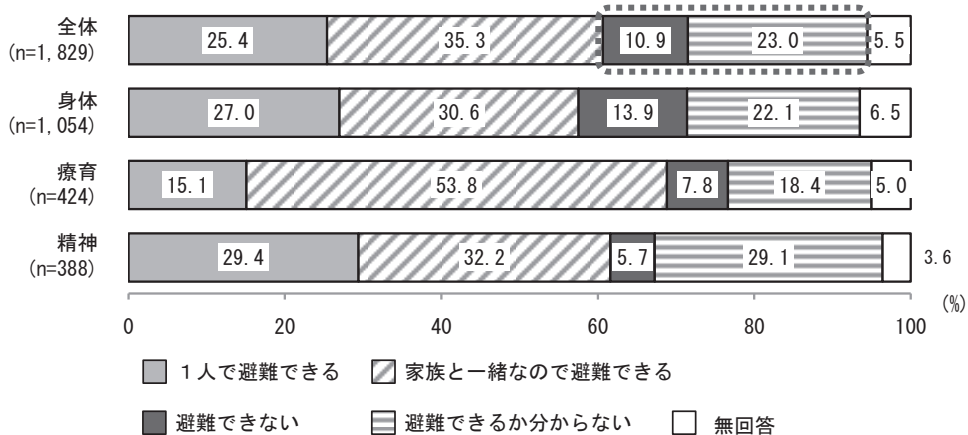
④防災

■災害時の避難

災害発生時の避難について、全体では「避難できない」が10.9%、「避難できるかわからない」が23.0%と、災害時に避難できない可能性がある人が3割以上となっています。

障害種別でみると、身体障害のある人は、「避難できない」が13.9%と他に比べて高くなっています。

【災害時の避難可否】

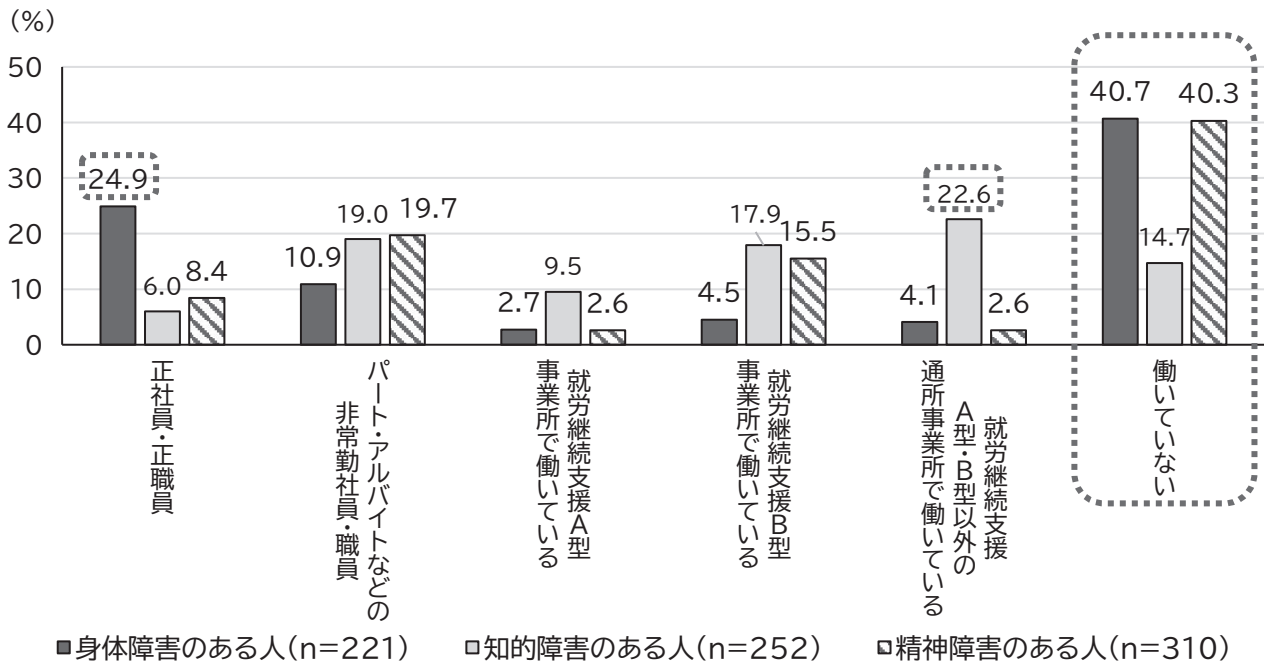


⑤就労

■現在の就労状況(18～64 歳の人のみ回答)

障害種別にみると、身体障害者手帳所持者は 40.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 40.3%で「働いていない」の割合が最も高くなっています。また療育手帳所持者は 22.6%で「就労継続支援 A 型・B 型事業所以外の通所事業所で働いている」が最も高い割合となっています。

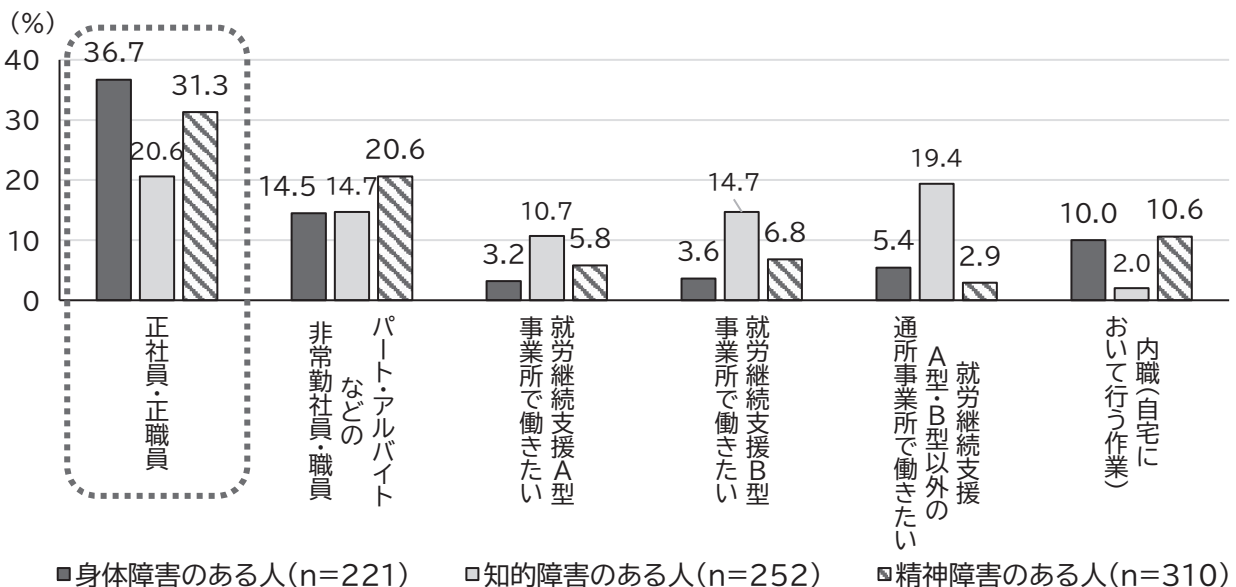
【現在の就労状況(障害種別:上位6位)】



■今後希望する働き方(18～64 歳の人のみ回答)

今後希望する働き方について、障害種別にみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに「正社員・正職員」が最も高くなっています。

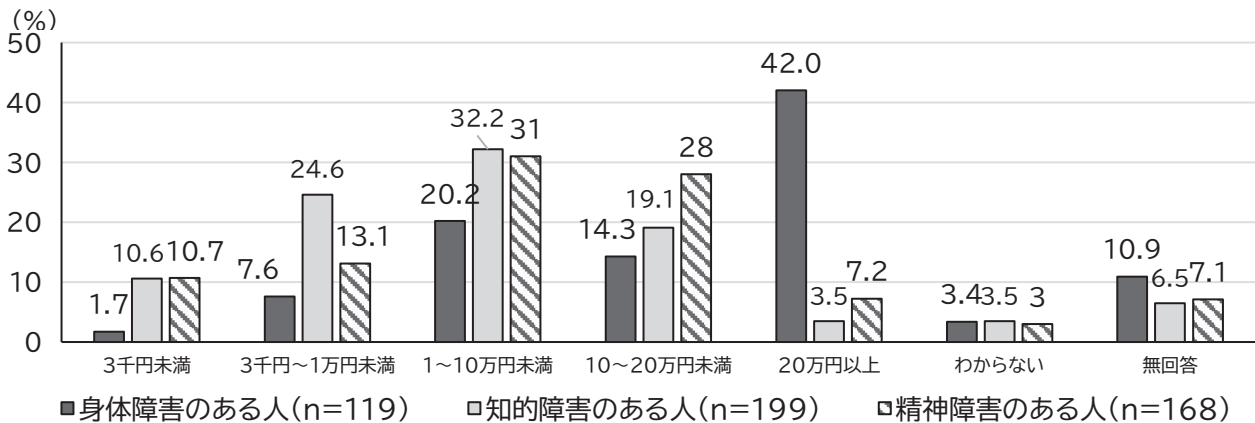
【今後希望する働き方(障害種別:上位6位)】



■賃金・工賃の平均月収(18～64歳の働いている人のみ回答)

賃金・工賃の平均月収について、障害種別に見ると、身体障害者手帳所持者は「20万円以上」が42.0%と比較的に高い金額となっています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「1～10万円未満」が3割以上と最も高くなっています。

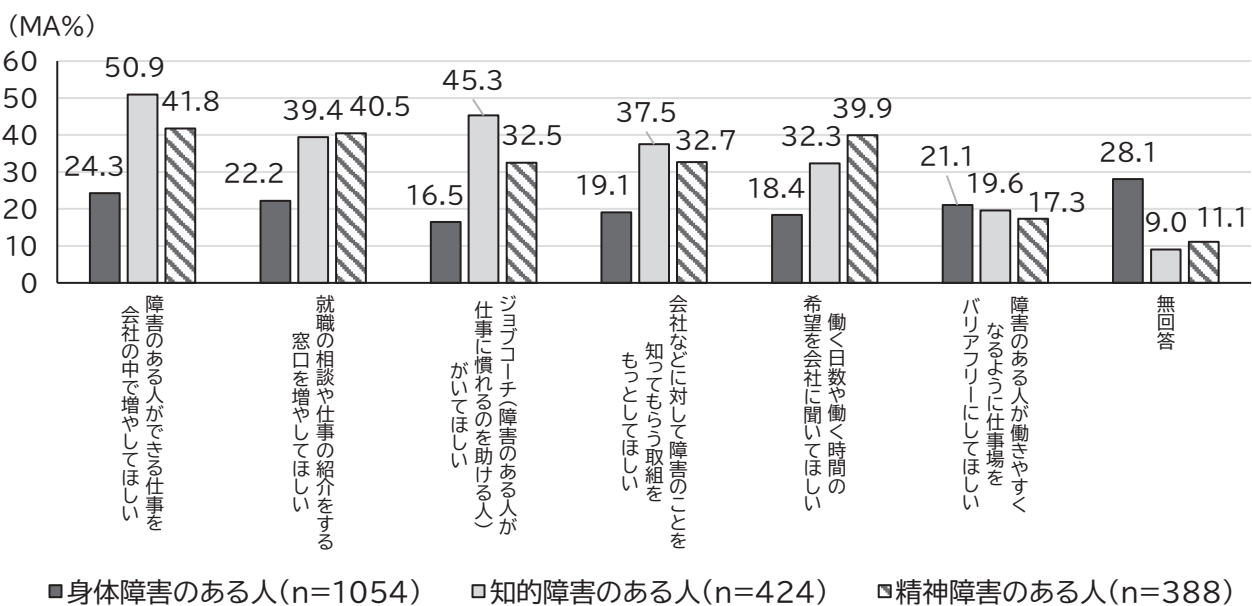
【賃金・工賃の平均月収(障害種別)】



■障害のある人が安心して働くために必要なこと

障害のある人が安心して働くために必要なことについて、障害種別に見ると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者とともに「障害のある人ができる仕事を会社の中で増やしてほしい」が最も高くなっています。また療育手帳所持者は「ジョブコーチ(障害のある人が仕事に慣れるのを助ける人)がいてほしい」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「働く日数や働く時間の希望を会社に聞いてほしい」の割合が他より高くなっています。

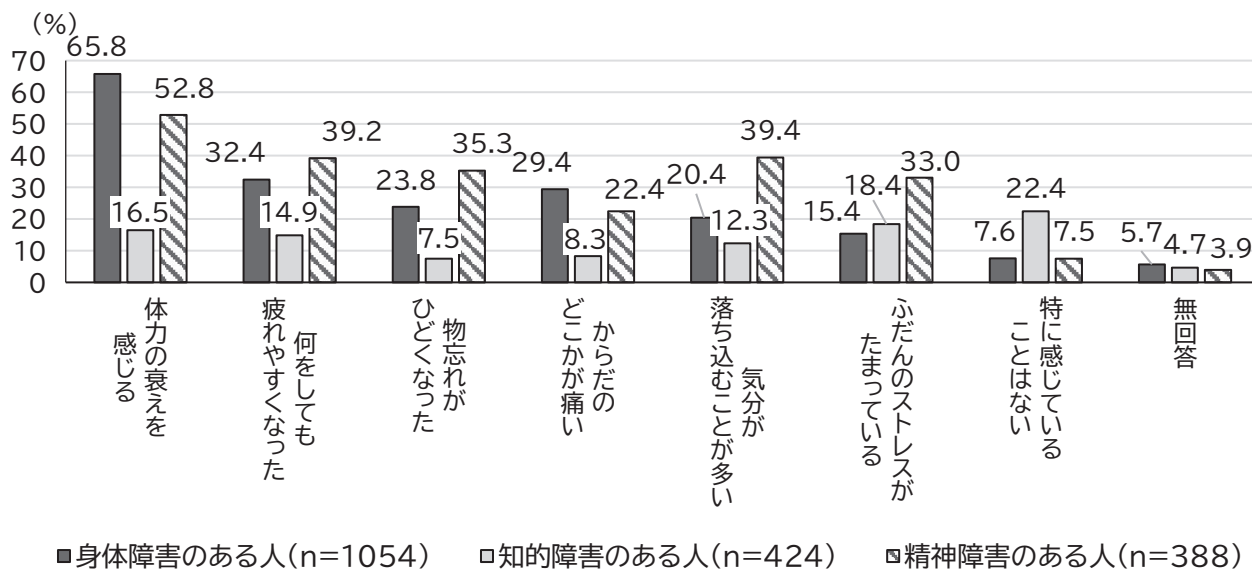
■【障害のある人が安心して働くために必要なこと(障害種別:上位6位)】



⑥医療・保健について

最近の健康状態で感じることは、障害種別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「体力の衰えを感じる」が最も高く、療育手帳所持者は「特に感じていることはない」が最も高くなっています。また精神障害者保健福祉手帳所持者は「何をしても疲れやすくなった」、「物忘れがひどくなった」、「気分が落ち込むことが多い」が約4割と他より高くなっています。

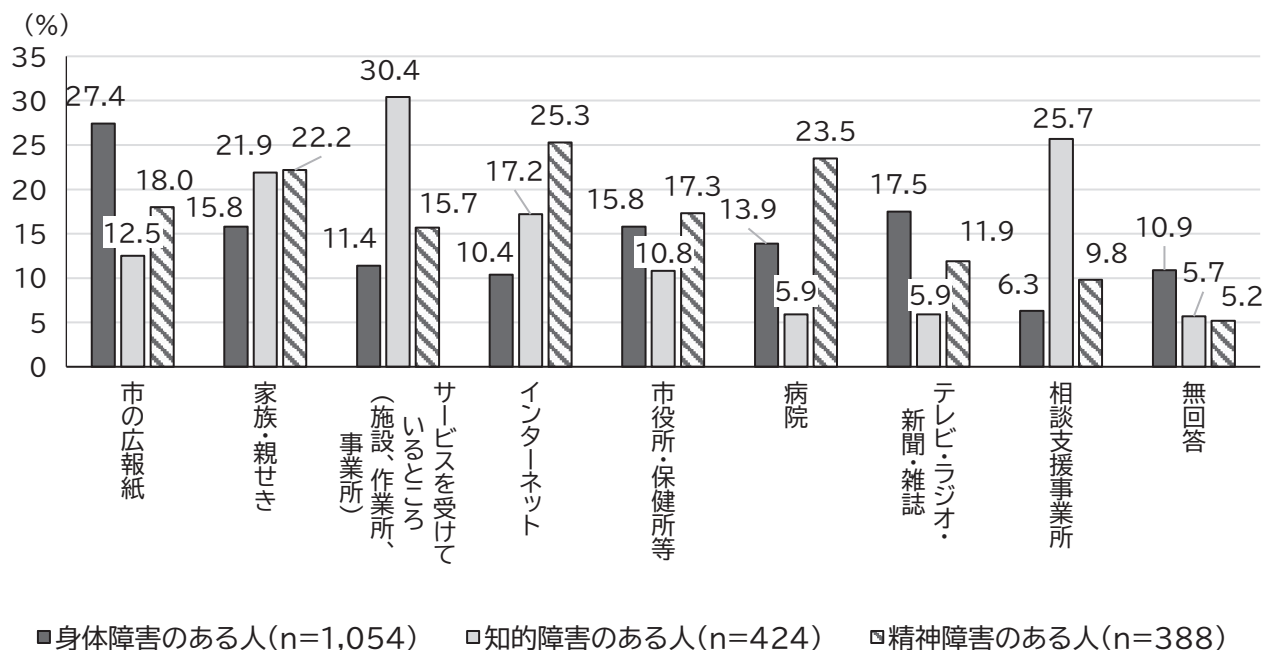
【最近の健康状態で感じること(障害種別:上位7位)】



⑦サービスの情報入手先

サービスに関する情報の入手先について、障害種別でみると、身体障害者手帳所持者は「市の広報紙」、療育手帳所持者は、「サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)」、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「インターネット」を最も活用しています。

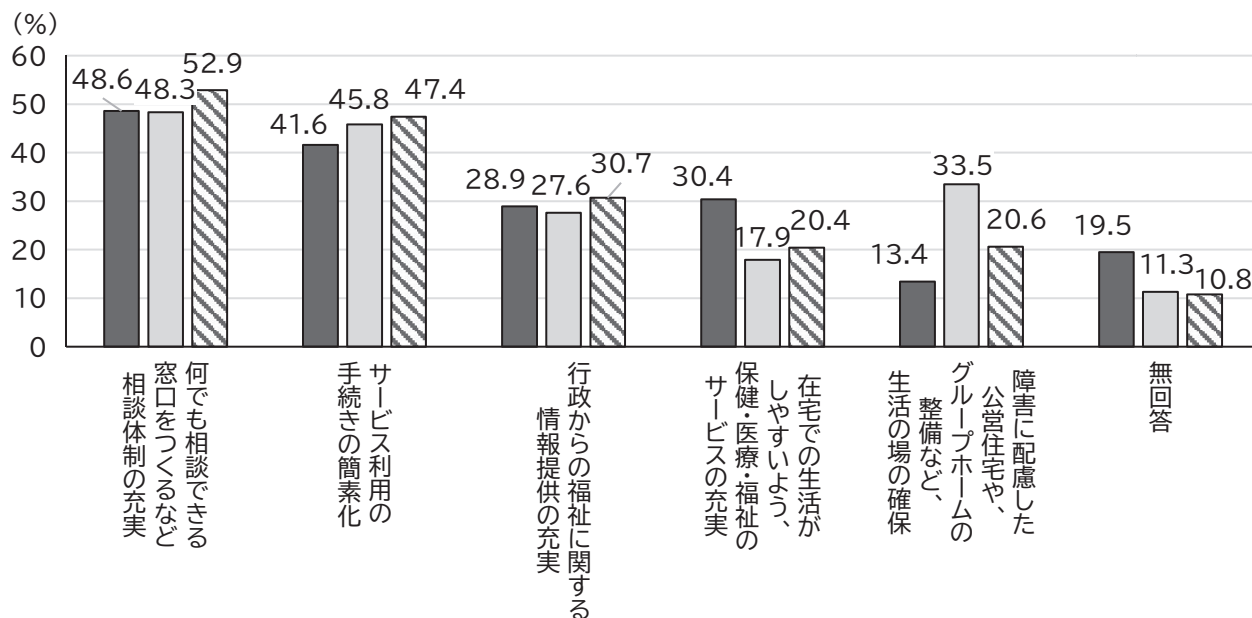
【サービスの情報入手先(障害種別:上位8位)】



⑧障害福祉施策

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことは、障害種別に見ると、療育手帳所持者は「障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が他より高くなっています。

【障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと(障害種別:上位5位)】



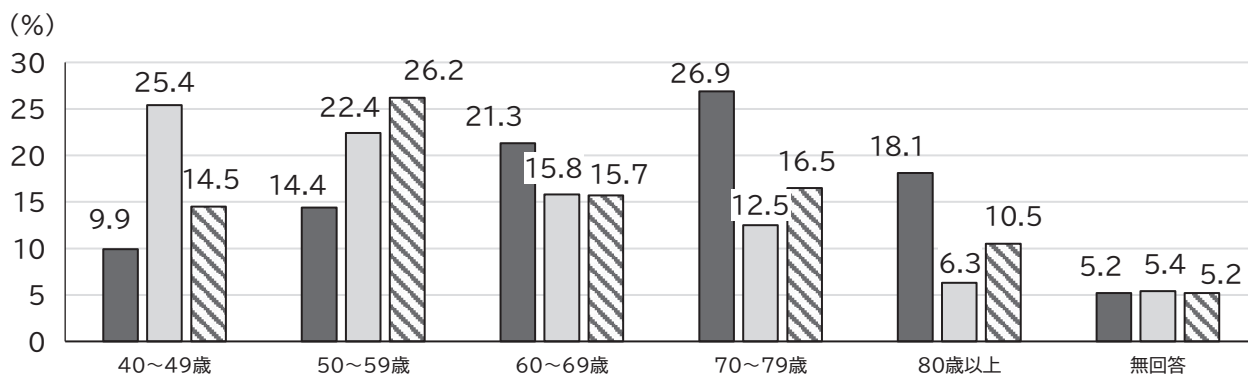
■身体障害のある人(n=1,054) □知的障害のある人(n=424) ▨精神障害のある人(n=388)

⑨介助者(家庭内で主に介助している方が回答)

■介助者の年齢

主な介助者の年齢は、障害種別に見ると、身体障害者手帳所持者は「70～79歳」、療育手帳所持者は「40～49歳」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「50～59歳」が最も高くなっています。

【介助者の年齢(障害種別)】



■身体障害のある人(n=717) □知的障害のある人(n=335) ▨精神障害のある人(n=248)

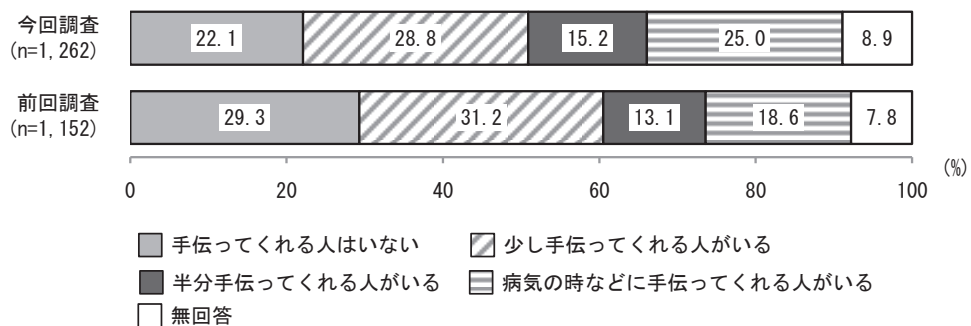
■家庭内の介助者の有無

主な介助者を手伝ってくれる人の有無は、全体では「少し手伝ってくれる人がある」が最も高くなっています。

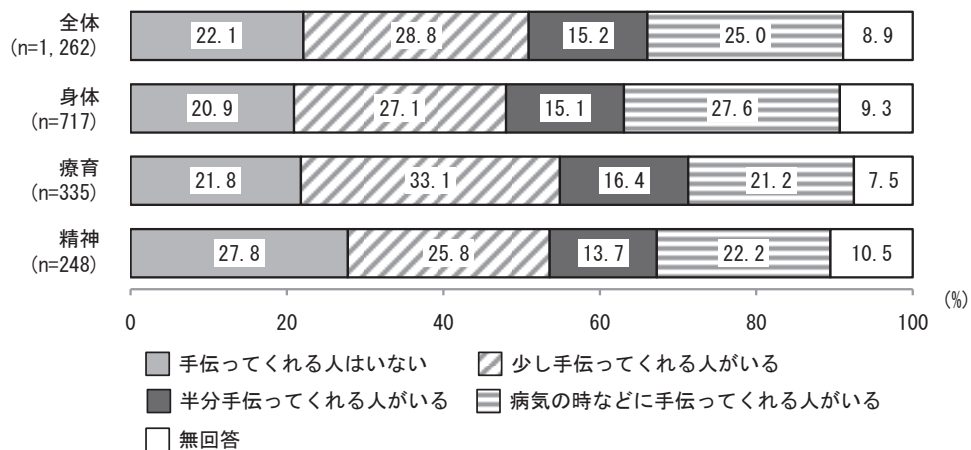
前回調査と比較すると、「手伝ってくれる人はいない」が7.2ポイント低くなっています。また「病気の時などに手伝ってくれる人がある」が6.4ポイント高くなっています。

障害種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者は「手伝ってくれる人はいない」が27.8%に対し、身体障害者手帳所持者は20.9%と6.9ポイント低くなっています。

【介助者の有無(経年比較)】



【介助者の有無(障害種別)】



(2)一般アンケート調査

奈良県在住の18歳以上の方を対象に、計画を策定するにあたっての資料とするためのアンケート調査を実施し、障害福祉に関わる意見を把握しました。

	調査概要
調査対象者	588人
調査期間	令和7年10月22日～令和7年11月12日
調査方法	インターネットパネル調査

①回答者と障害のある人との関わり

■周りに障害のある人がいる(いた)か

周りに障害のある人がいる(いた)かどうかについては、全体では「身近にいたことはない」が59.9%と約6割を占め最も高くなっています。一方で「家族など身近な親族にいる・いた」が20.7%と約2割を占め、次いで「学校にいる・いた」と「自分の職場にいる・いた」が同率で9.0%となっています。

地域別にみると、大和郡山市は「家族など身近な親族にいる・いた」割合が他の地域と比べて高くなっています。

【周りに障害のある人がいる(いた)か(地域別)】

	(MA%)							
	い家族 る族 ・な いど た身 近な 親族 に	学 校 に い る ・ い た	た自 分 の 職 場 に い る ・ い た	隣 近 所 に い る ・ い た	外 仕 事 に 関 係 い る へ 選 択 肢 4 以 上	る趣 味 な い た の 活 動 に い た	そ の 他	身 近 に い た こ と は な い
全 体 (n=588)	20.7	9.0	9.0	6.1	4.9	1.2	0.9	59.9
大和郡山市 (n=139)	25.2	5.8	11.5	5.8	5.0	1.4	1.4	54.7
奈良市 (n=149)	16.8	7.4	10.7	4.7	5.4	0.7	0.0	66.4
橿原市 (n=43)	16.3	16.3	4.7	7.0	4.7	4.7	0.0	58.1
生駒市 (n=45)	17.8	8.9	6.7	6.7	2.2	0.0	0.0	64.4
その他 (n=212)	22.2	10.8	7.5	7.1	5.2	0.9	1.4	58.0

■障害のある人に支援や手助けをした経験

障害のある人に対する支援や手助けの経験については、全体では「支援・手助けをしたことはない」が48.6%と約5割を占め最も高くなっています。障害のある人に対する支援や手助けの経験が有る人について、内容としては「話し相手やことばかけ」が25.9%、「移動の支援（車いすを押す、目的地までの誘導など）」が18.2%と高くなっています。

地域別にみると、大和郡山市は「支援・手助けをしたことはない」が42.4%と、他の地域と比べて低くなっています。

【障害のある人に対する支援や手助けの経験(地域別)】

	話し相手やことばかけ	移動の支援（車いすを押す、目的地までの誘導など）	外出のための援助（送迎を含む）	身体的な介助（着替え・食事など）	家事の援助（掃除・洗濯・調理・育児など）	施設などへの訪問、手伝い	レクリエーション、スポーツ、文化活動への支援	筆記、点訳、朗読など）	コミュニケーションなどの支援（手話通訳、要約など）	災害時の援助	その他	支援・手助けをしたことではない	(MA%)
全体 (n=588)	25.9	18.2	8.8	7.8	6.0	6.0	3.2	3.1	0.7	0.2	12.1	48.6	
大和郡山市 (n=139)	28.1	18.0	11.5	8.6	7.9	7.2	2.9	4.3	2.2	0.0	14.4	42.4	
奈良市 (n=149)	24.2	19.5	10.1	10.1	5.4	3.4	3.4	3.4	0.0	0.0	13.4	48.3	
橿原市 (n=43)	30.2	14.0	4.7	4.7	4.7	4.7	2.3	2.3	0.0	0.0	4.7	62.8	
生駒市 (n=45)	28.9	15.6	8.9	2.2	4.4	11.1	4.4	6.7	0.0	0.0	6.7	48.9	
その他 (n=212)	24.1	18.9	7.1	7.5	5.7	6.1	3.3	1.4	0.5	0.5	12.3	50.0	

■障害のある人を手助けするにあたり求められること

障害のある人を手助けするにあたり求められることについては、全体では「支援を必要としているサインを出してほしい」が38.1%と最も高く、次いで「障害のある人への配慮や声掛けの仕方を教えてほしい」が36.7%とほぼ同程度となっています。

地域別にみると、大和郡山市、奈良市は「支援を必要としているサインを出してほしい」、橿原市、生駒市は「障害のある人への配慮や声掛けの仕方を教えてほしい」がそれぞれ最も高くなっています。

【障害のある人を手助けするにあたり求められること(地域別)】

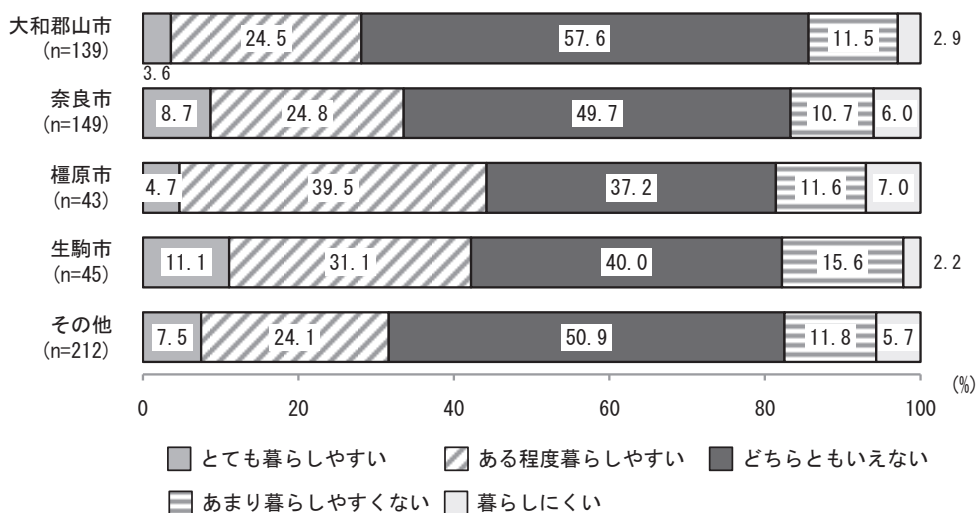
	支援を必要としているサインを出してほしい	障害のある人への配慮や声掛けの仕方を教えてほしい	声がかかるようにお願いしてほしい	障害のある人への適切な支援方法を教えてほしい	困っている人から声をかけたい	その他	(MA%)
全体 (n=588)	38.1	36.7	26.0	24.0	22.3	3.6	
大和郡山市 (n=139)	33.8	32.4	28.1	25.9	29.5	5.0	
奈良市 (n=149)	41.6	39.6	20.1	22.1	16.1	2.7	
橿原市 (n=43)	30.2	48.8	34.9	27.9	14.0	2.3	
生駒市 (n=45)	28.9	33.3	26.7	17.8	24.4	4.4	
その他 (n=212)	42.0	35.8	26.9	24.5	23.1	3.3	

②障害のある人が暮らしやすいまち

■居住地が障害のある人にとって暮らしやすいまちか

まち（市・町・村）が障害のある人にとって暮らしやすいと思うかどうかについては、地域別にみると、大和郡山市の『暮らしやすい』（「とても暮らしやすい」と「ある程度暮らしやすい」）は28.1%で他の地域より低くなっています。

【居住地が障害のある人にとって暮らしやすいまちか(地域別)】



■暮らしやすいと思った理由

まち（市・町・村）が障害のある人にとって『暮らしやすい』（「とても暮らしやすい」と「ある程度暮らしやすい」）と回答した人の理由については、橿原市以外の地域では「バリアフリー化・ユニバーサルデザインが取り入れられていると感じたため」が最も高く、橿原市は「障害のある人への支援や配慮が充実していると感じたため」が3割以上で他の地域と比べて高くなっています。

【暮らしやすいと思った理由(地域別)】

	バリアフリー化・ユニバーサルデザインが取り入れられていると感じたため	障害のある人への支援や配慮が充実していると感じたため	障害のある人の就業が進んでいる	障害の予防や早期発見・早期療育の取り組み	障害の早期発見・早期療育の取り組み	障害のある人の話を聞いた	その他(暮らしやすいと感じた理由)
全体 (n=194)	48.5	24.7	23.2	11.3	9.8	6.7	3.1
大和郡山市 (n=39)	51.3	17.9	20.5	15.4	10.3	2.6	7.7
奈良市 (n=50)	48.0	26.0	28.0	6.0	6.0	8.0	2.0
橿原市 (n=19)	31.6	36.8	26.3	15.8	21.1	21.1	5.3
生駒市 (n=19)	57.9	21.1	26.3	10.5	0.0	0.0	0.0
その他 (n=67)	49.3	25.4	19.4	11.9	11.9	6.0	1.5

■暮らしにくいと思った理由

まち（市・町・村）が障害のある人にとって『暮らしにくい』（「あまり暮らしやすい」と「暮らしにくい」）と回答した人の理由については、「バリアフリー化・ユニバーサルデザインが取り入れられていないと感じたため」の割合は、大和郡山市が7割以上を占めており、他の地域と比べて高くなっています。

【暮らしにくいと思った理由(地域別)】

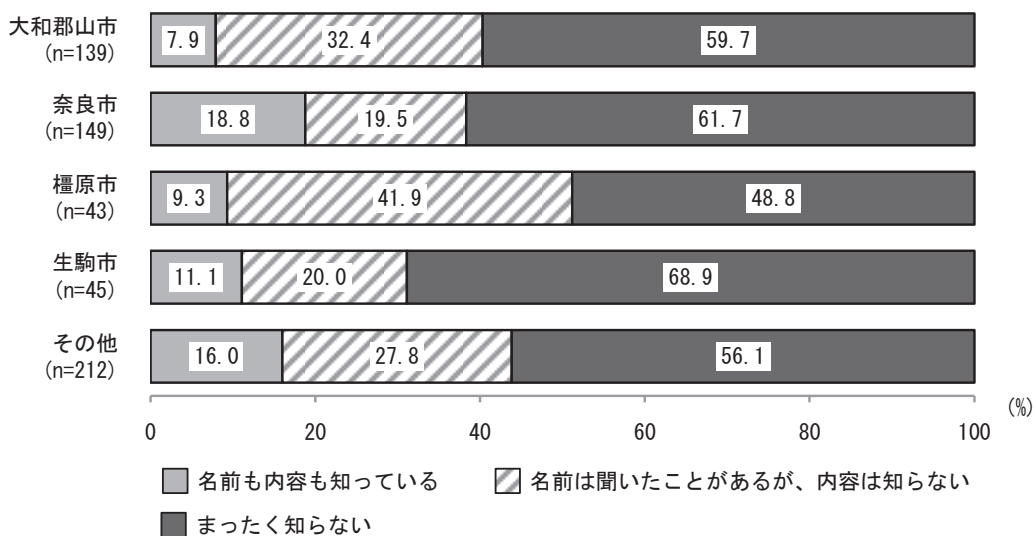
	バリアフリー化・ユニバーサルデザインが取り入れられていないと感じたため	障害のある人への支援や配慮が十分あると感じたため	障害や障害のある人に関する情報が十分にとりこまれていない	障害のある人から「暮らしにくい」と感じる人がいる	障害のある人の就業が進んでいないと感じたため	早期発見・早期療育の取組が進んでいない	その他（暮らしにくいと感じた理由）
全体 (n=98)	60.2	31.6	30.6	18.4	8.2	7.1	3.1
大和郡山市 (n=20)	75.0	35.0	40.0	20.0	10.0	5.0	5.0
奈良市 (n=25)	48.0	28.0	32.0	16.0	8.0	12.0	0.0
橿原市 (n=8)	50.0	37.5	25.0	37.5	0.0	12.5	0.0
生駒市 (n=8)	50.0	50.0	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0
その他 (n=37)	64.9	27.0	27.0	16.2	10.8	5.4	5.4

③障害に関する制度等の認知度

■合理的配慮の認知度

合理的配慮の認知度については、地域別にみると、「名前も内容も知っている」割合は、奈良市が18.8%で、他の地域と比べて高くなっています。

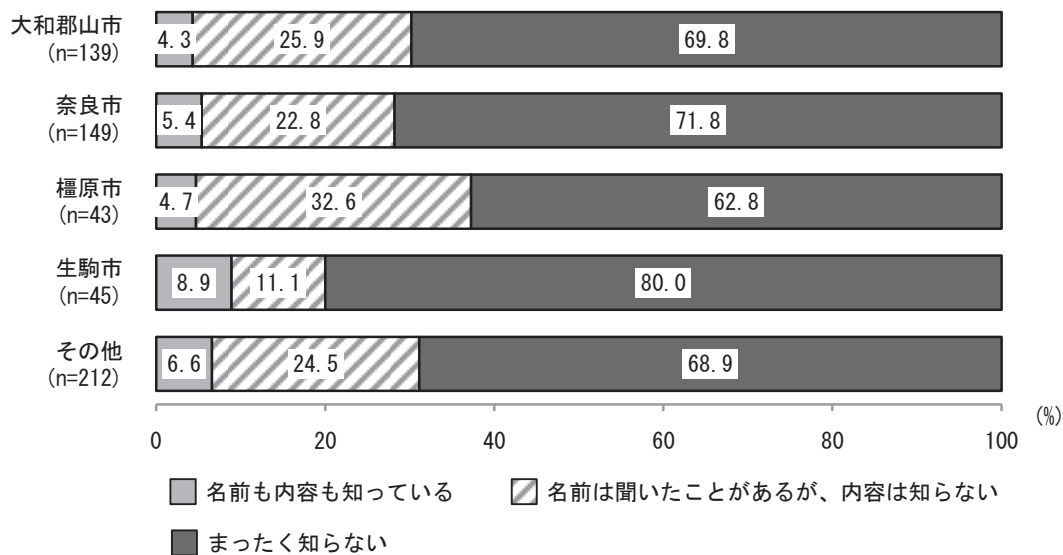
【合理的配慮の認知度(地域別)】



■障害の社会モデルの認知度

障害の社会モデルの認知度については、地域別にみると、生駒市は「まったく知らない」が80.0%、「名前も内容も知っている」が8.9%でいずれも他の地域と比べて高く、地域内での認知度の偏りがみられます。

【障害の社会モデルの認知度(地域別)】

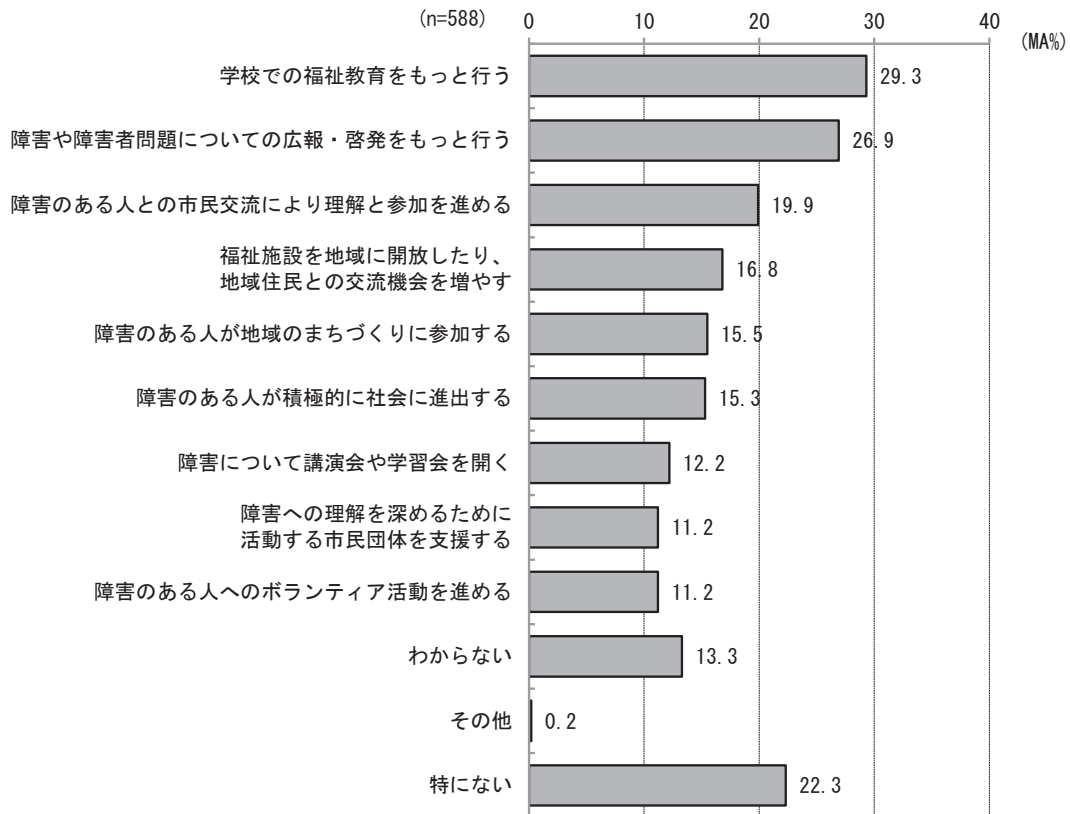


④地域住民が障害のある人への理解を深めるのに必要なこと

地域に住む人々が障害のある人への理解を深めるために必要だと思うことについては、全体では「学校での福祉教育をもっと行う」が29.3%、「障害や障害者問題についての広報・啓発をもっと行う」が26.9%と2割を超えています。一方で、「特にない」も22.3%と約2割を占めています

地域別にみると、大和郡山市、橿原市は「障害や障害者問題についての広報・啓発をもっと行う」、奈良市、生駒市は「学校での福祉教育をもっと行う」がそれぞれ最も高くなっています。

【地域住民が障害のある人への理解を深めるのに必要なこと(全体)】



【地域住民が障害のある人への理解を深めるのに必要なこと(地域別)】

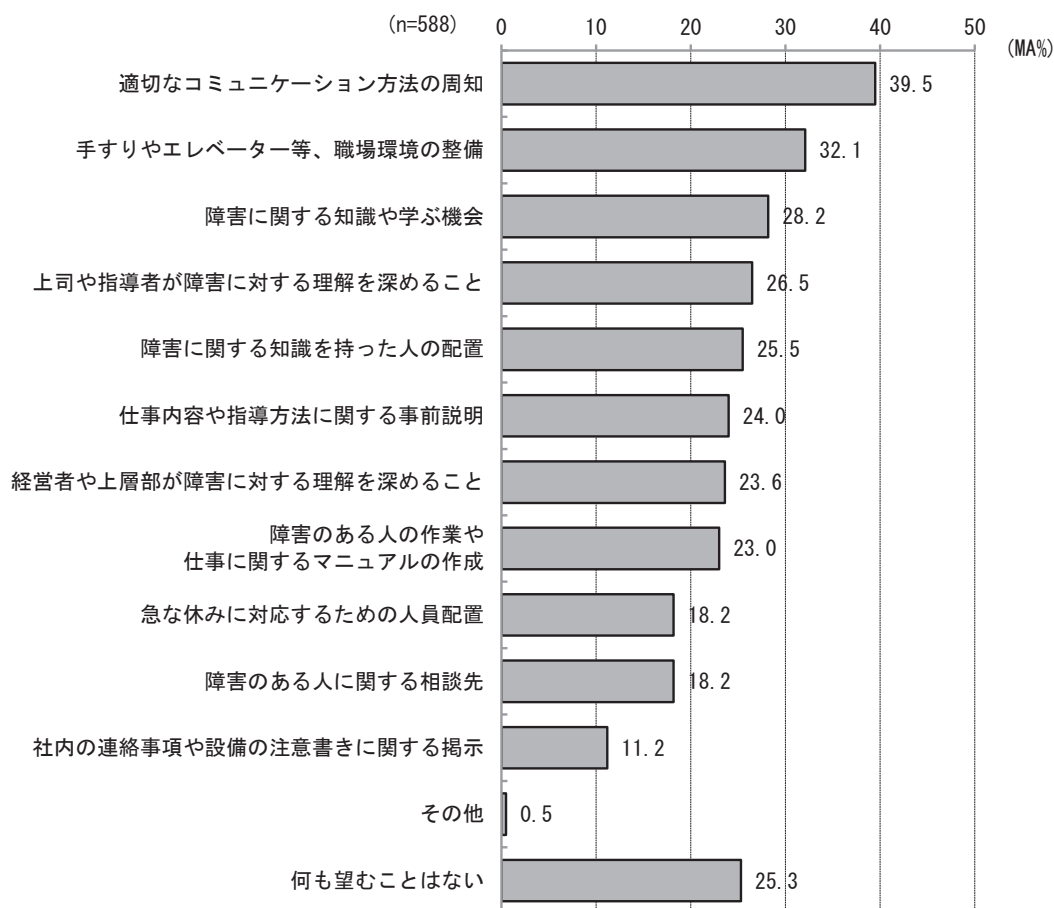
	も学校での福祉教育をもっと行う	もいての障害や障害者問題についての広報・啓発をもっと行う	を交流の進めによる理解と参加	交流の進めによる理解と参加	福祉施設を地域に開放	まちづくりに参加する	障害のある人が積極的に社会に進出する	学習会や講演会を開く	障害への理解を深めるために活動する市民団体を支援する	障害のある人へのボランティア活動を進める	わからない	その他	特にない
全体(n=588)	29.3	26.9	19.9	16.8	15.5	15.3	12.2	11.2	11.2	13.3	0.2	22.3	
大和郡山市(n=139)	25.2	29.5	18.7	19.4	12.2	18.0	12.9	12.9	10.1	15.1	0.0	17.3	
奈良市(n=149)	35.6	22.8	19.5	14.8	14.8	14.1	14.1	11.4	14.1	10.1	0.0	28.2	
橿原市(n=43)	18.6	27.9	16.3	14.0	23.3	11.6	14.0	7.0	14.0	14.0	0.0	14.0	
生駒市(n=45)	35.6	28.9	17.8	13.3	11.1	11.1	6.7	8.9	20.0	11.1	0.0	24.4	
その他(n=212)	28.3	27.4	22.2	17.9	17.5	16.0	11.3	11.3	7.5	14.6	0.5	22.6	

⑤障害のある人とともに働く際に、企業・事業所に希望すること

障害のある人と同じ職場で働くにあたり企業・事業所に求められることについては、全体では「適切なコミュニケーション方法の周知」が39.5%と約4割を占め最も高く、次いで「手すりやエレベーター等、職場環境の整備」「障害に関する知識や学ぶ機会」となっています。ほとんどの項目で2割以上となっている一方で、「何も望むことはない」も25.3%となっています。

地域別にみると、「何も望むことはない」は、他の地域が2～3割を占めている一方で、大和郡山市は17.3%と低くなっています。

【障害のある人とともに働く際に、企業・事業所に希望すること(全体)】



【障害のある人とともに働く際に、企業・事業所に希望すること(地域別)】

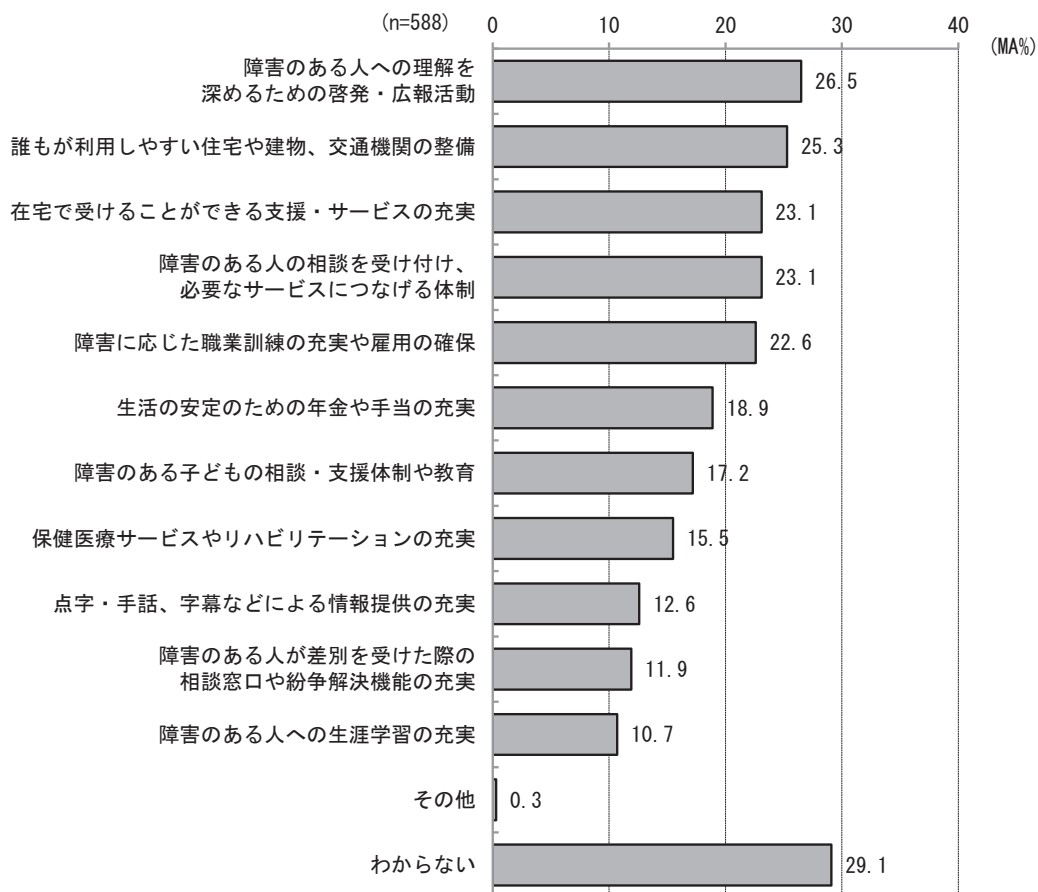
	適切なコミュニケーション方法の周知	手すりやエレベーター等、職場環境の整備	障害に関する知識や学ぶ機会	上司や指導者が障害に対する理解を深めること	障害に関する知識を持った人の配置	仕事内容や指導方法に関する事前説明	経営者や上層部が障害に対する理解を深めること	障害のある人の作業や仕事に関するマニュアルの作成	急な休みに対応するための人員配置	先障害のある人に関する相談	社内の連絡事項や設備の注意書きに関する掲示	その他	何も望むことはない
全体 (n=588)	39.5	32.1	28.2	26.5	25.5	24.0	23.6	23.0	18.2	18.2	11.2	0.5	25.3
大和郡山市 (n=139)	46.0	38.8	32.4	33.1	30.9	27.3	19.4	25.9	21.6	19.4	11.5	0.7	17.3
奈良市 (n=149)	36.2	34.2	32.2	21.5	25.5	26.2	22.8	22.8	16.1	20.1	14.1	0.7	28.9
橿原市 (n=43)	30.2	32.6	30.2	25.6	18.6	18.6	16.3	16.3	16.3	11.6	9.3	0.0	23.3
生駒市 (n=45)	46.7	24.4	26.7	20.0	20.0	17.8	22.2	15.6	15.6	13.3	2.2	2.2	20.0
その他 (n=212)	37.7	27.8	22.6	27.4	24.5	22.6	28.8	24.1	18.4	18.4	11.3	0.0	29.7

⑥障害のある人に関する施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うこと

障害のある人に関する市町村の施策のうち、より注力の必要があると思う施策については、「障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動」が26.5%と高く、次いで「誰もが利用しやすい住宅や建物、交通機関の整備」が25.3%とほぼ同程度となっています。一方で、「わからない」が29.1%と全体で最も高くなっています。

地域別にみると、大和郡山市は「障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動」「在宅で受けることができる支援・サービスの充実」が約3割を占めています。また、「誰もが利用しやすい住宅や建物、交通機関の整備」「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」など、複数の項目で他の地域よりも高くなっています。

【障害のある人に関する施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うこと(全体)】



【障害のある人に関する施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うこと(地域別)】

	障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動	誰もが利用しやすい住宅や建物、交通機関の整備	在宅で受けることができる支援・サービスの充実	障害のある人の相談を受け付け、必要なサービスにつなげる体制	障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	生活の安定のための年金や手当の充実	障害のある子どもの相談・支援体制や教育	保健医療サービスやリハビリテーションの充実	点字・手話、字幕などによる情報提供の充実	障害のある人が差別を受けた際の相談窓口や紛争解決機能の充実	障害のある人への生涯学習の充実	その他	わからない
全体 (n=588)	26.5	25.3	23.1	23.1	22.6	18.9	17.2	15.5	12.6	11.9	10.7	0.3	29.1
大和郡山市 (n=139)	30.2	28.8	30.2	23.7	26.6	17.3	19.4	20.9	12.9	11.5	12.9	1.4	18.7
奈良市 (n=149)	25.5	21.5	21.5	20.8	22.1	21.5	13.4	12.1	14.8	14.8	10.1	0.0	31.5
橿原市 (n=43)	20.9	18.6	27.9	25.6	11.6	25.6	20.9	14.0	7.0	9.3	9.3	0.0	30.2
生駒市 (n=45)	15.6	13.3	15.6	15.6	20.0	11.1	15.6	13.3	2.2	2.2	8.9	0.0	33.3
その他 (n=212)	28.3	29.7	20.3	25.5	23.1	18.4	17.9	15.1	14.2	12.7	10.4	0.0	33.0

(3)企業アンケート調査の実施について

大和郡山市内に事業所のある企業を対象に、計画を策定するにあたっての資料とするためのアンケート調査を実施し、障害福祉に関わる意見を把握しました。

企業対象調査		
調査対象者	500 通	計 500 通配布
回収数	計 167 通 (33.4%)	
調査期間	令和7年 10月22日～令和7年 11月14日	
調査方法	無作為抽出で、郵送配付・WEB回収	

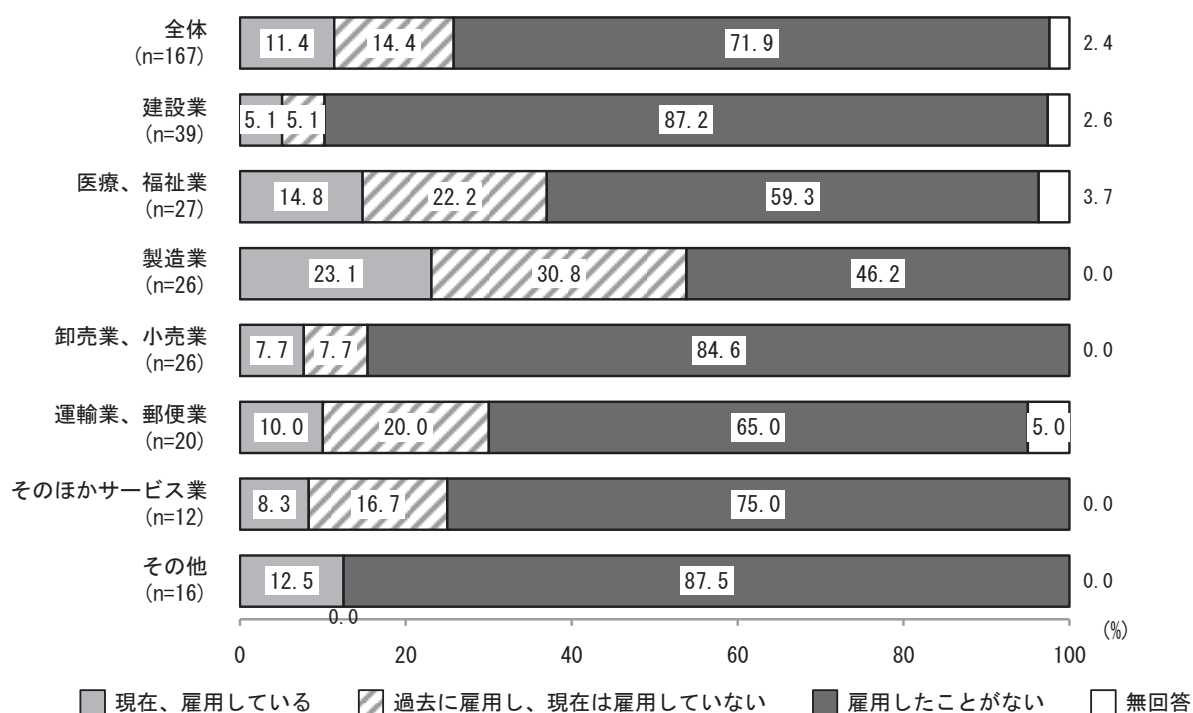
① 障害のある人の雇用

■障害のある人の雇用経験

障害のある人の雇用経験は、全体では「雇用したことがない」が約7割を占めています。

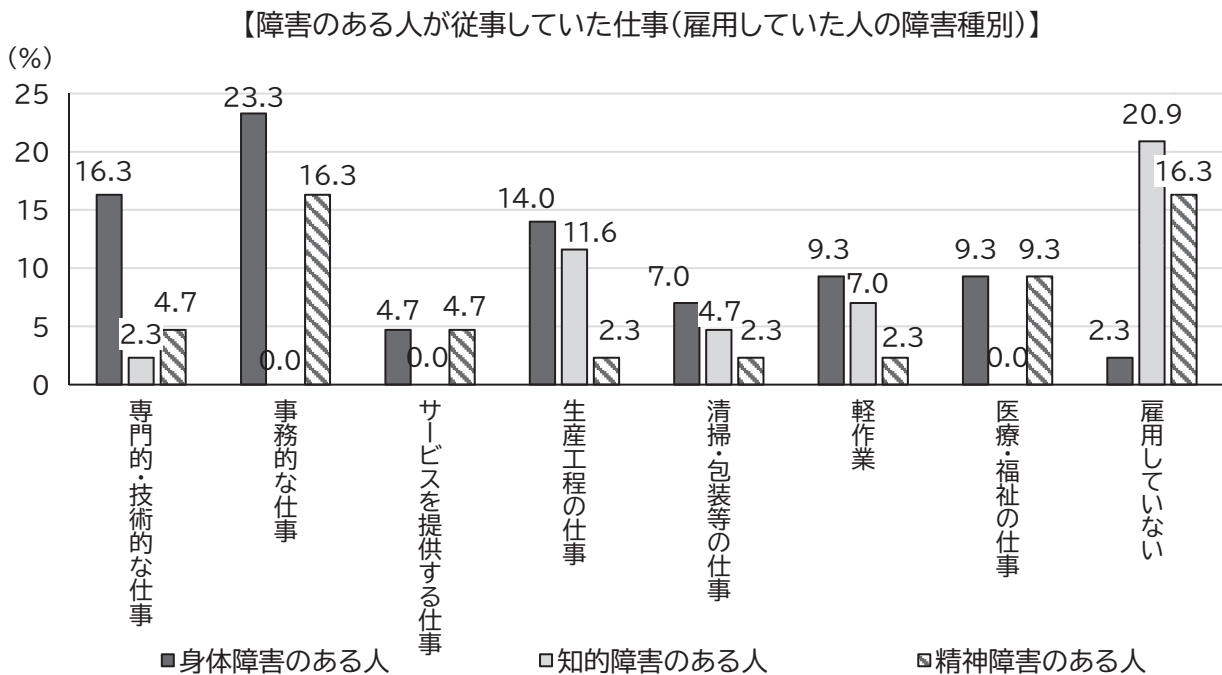
業種（上位6位）別にみると、『雇用経験がある』（「現在、雇用している」「過去に雇用し、現在は雇用していない」を合わせた割合）は、製造業が53.9%で最も高く、次いで医療、福祉業が37.0%、運輸業、郵便業が30.0%となっています。

【障害のある人の雇用経験(業種別)】



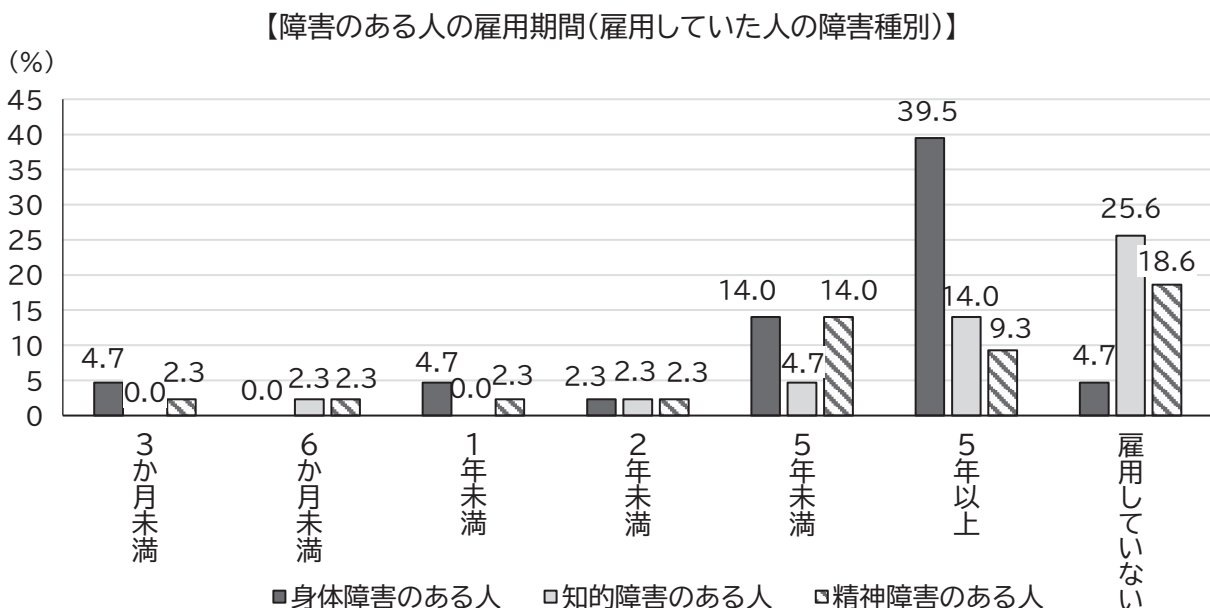
■障害のある人が従事している(していた)仕事

障害のある人が従事している(していた)仕事は、身体障害のある人、精神障害のある人は「事務的な仕事」、知的障害のある人は「生産工程の仕事」がそれぞれ最も高くなっています。



■障害のある人の雇用期間

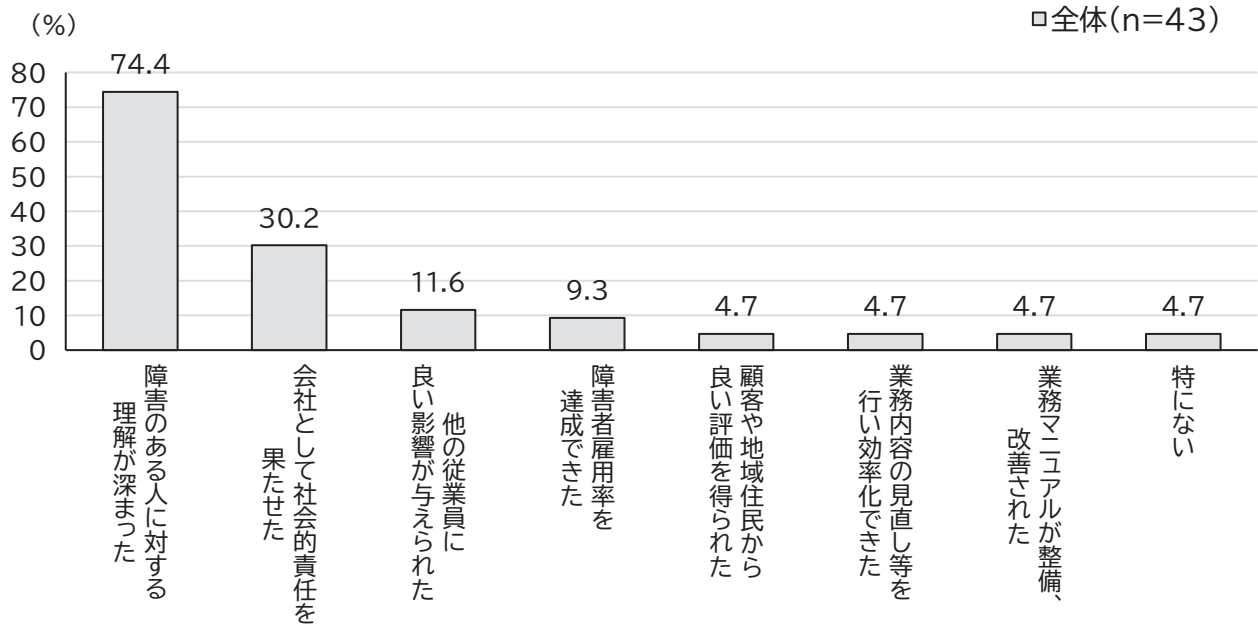
雇用している(していた)障害のある人の雇用期間は、身体障害のある人、知的障害のある人は「5年以上」が39.5%、14.0%、精神障害のある人は「5年未満」が14.0%で、それぞれ最も高くなっています。「雇用していない」割合は、知的障害のある人、精神障害のある人は2割前後で身体障害のある人と比べて高くなっています。



■障害のある人を雇用してよかったと感じる点

障害のある人を雇用して良かったと感じる点は、「障害のある人に対する理解が深まった」が74.4%で最も高く、次いで「会社として社会的責任を果たせた」が30.2%、「他の従業員に良い影響が与えられた」が11.6%となっています。

【障害のある人を雇用してよかったと感じる点(全体)】



■障害のある人を雇用していない理由

障害のある人を雇用していない理由は、全体では「従業員の増員自体が難しい」が70.8%で最も高く、次いで「どのような仕事ができるかわからない」が56.7%、「障害者雇用に対応した設備が不十分」が44.2%となっています。

業種別にみると、建設業、そのほかサービス業を除くと「従業員の増員自体が難しい」が7～9割を占めており、運輸業、郵便業は「どのような仕事ができるかわからない」「障害者雇用に対応した設備が不十分」「障害のある人をサポートする人員・体制が不十分」など、複数の項目が5割以上と高くなっています。

【障害のある人を雇用していてよかったと感じる点(業種別)】

	(MA%)						
	し従業員 の増員 自体が 難	るど かの よ うな 仕事 が で き な い	設 備 が 不 十 分 に 対 応 し た	十 分 サ ポ ー ト す る 人 員 ・ 体 制 が 不 十 分	恐 れ が あ る 危 険 が 生 じ る	方 針 に 状 況 が あ ら ず な い	た 障 害 の あ る 人 を 雇 用 し な い
全 体 (n=120)	70.8	56.7	44.2	37.5	25.0	19.2	18.3
建設業 (n=34)	47.1	55.9	38.2	32.4	32.4	17.6	26.5
医療、福祉業 (n=16)	87.5	43.8	37.5	31.3	12.5	12.5	12.5
製造業 (n=12)	75.0	75.0	33.3	41.7	25.0	25.0	8.3
卸売業、小売業 (n=22)	95.5	59.1	50.0	45.5	22.7	22.7	22.7
運輸業、郵便業 (n=13)	76.9	69.2	69.2	53.8	30.8	23.1	15.4
そのほかサービス業 (n=9)	55.6	55.6	55.6	44.4	33.3	11.1	33.3
その他 (n=14)	71.4	42.9	35.7	21.4	14.3	21.4	0.0

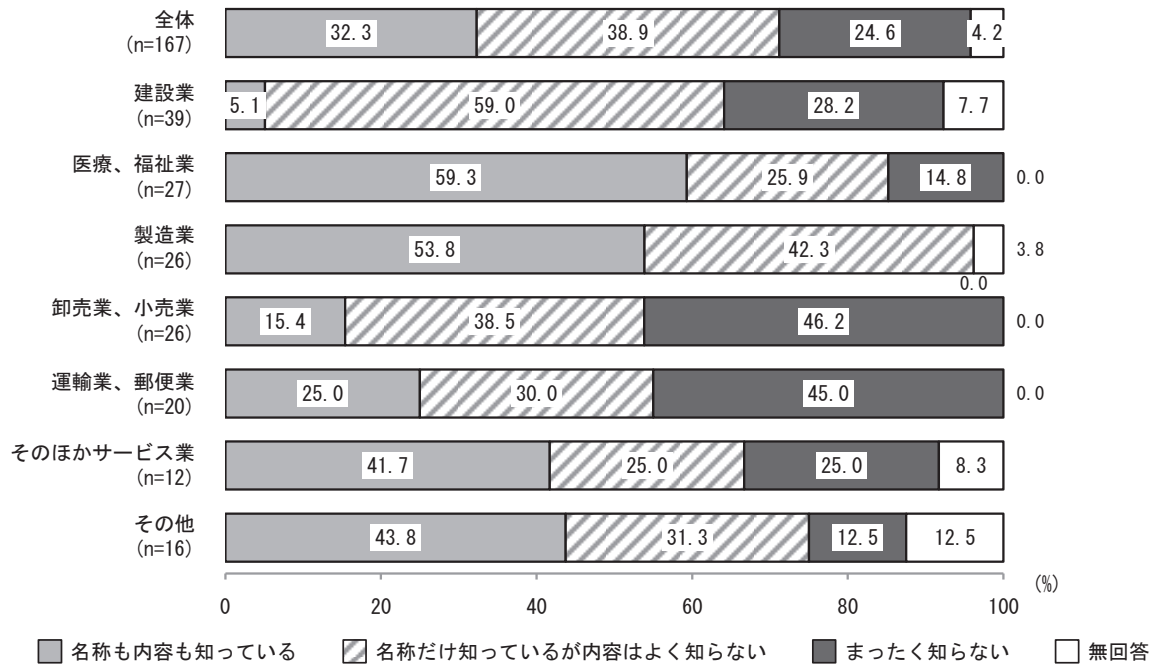
	(MA%)						
	識社 が 内 に あ る 障 害 者 が 雇 用 し な い の 知	の公 共 交 通 等 の 通 勤 手 段 が 困 難	分 行 政 の 支 援 制 度 が 不 十 分	の 採 用 活 動 を し て い ら な い	そ の 他	特 に 理 由 は な い	無 回 答
全 体 (n=120)	15.8	12.5	2.5	2.5	0.0	5.8	4.2
建設業 (n=34)	26.5	20.6	5.9	2.9	0.0	8.8	8.8
医療、福祉業 (n=16)	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0
製造業 (n=12)	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業、小売業 (n=22)	18.2	18.2	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業 (n=13)	15.4	15.4	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0
そのほかサービス業 (n=9)	11.1	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	11.1
その他 (n=14)	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0	14.3	7.1

②制度、法律の認知度

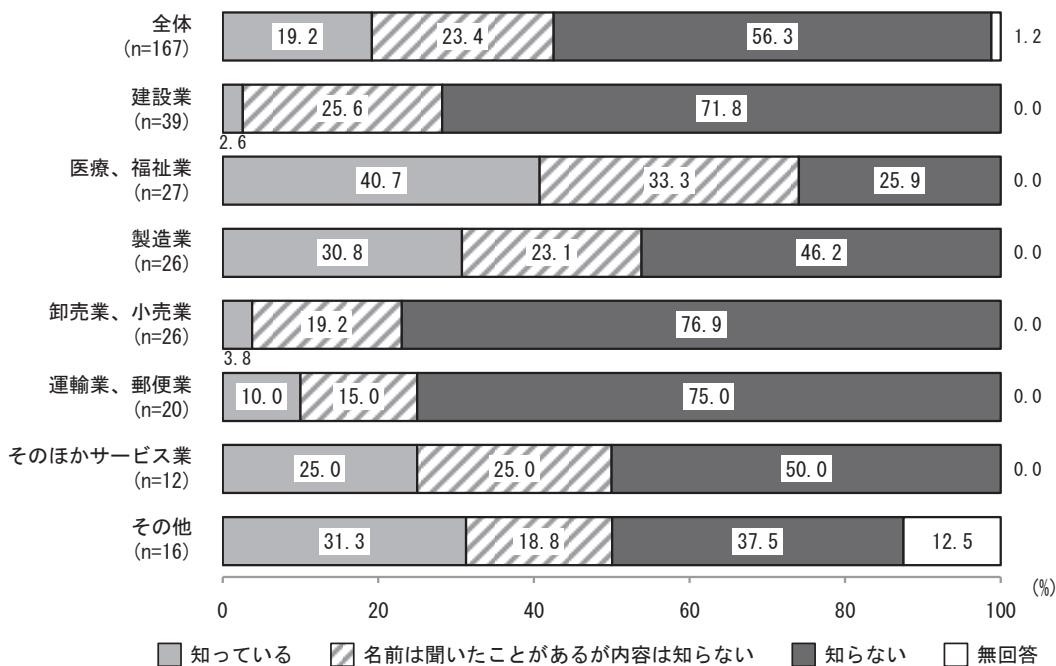
各制度、法律の認知度は、全体では障害者差別解消法は「まったく知らない」の割合が半数以上を占め、特に認知度が低くなっています。

業種別にみると、障害者雇用制度、障害者差別解消法、合理的配慮の提供のいずれにおいても医療、福祉業、製造業は他の業種よりも「名称も内容も知っている」割合が高く、建設業、卸売業、小売業は低い傾向にあり、業種による認知度のばらつきがみられます。

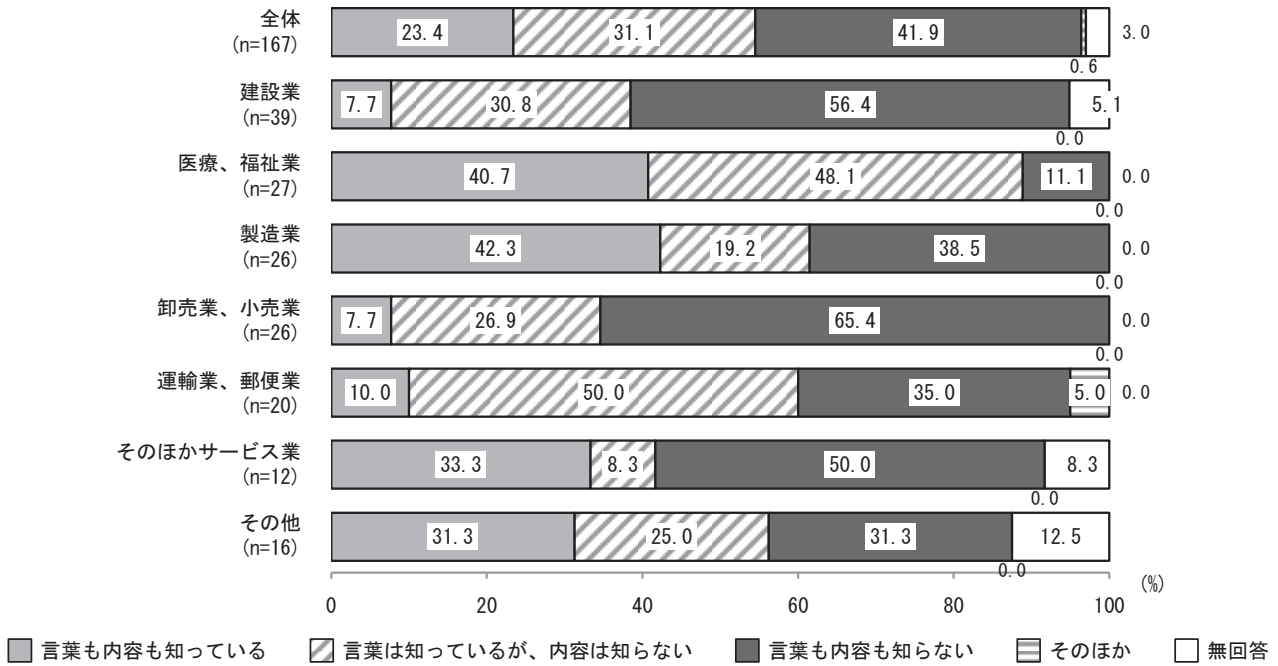
【障害者雇用制度の認知度(業種別)】



【障害者差別解消法の認知度(業種別)】



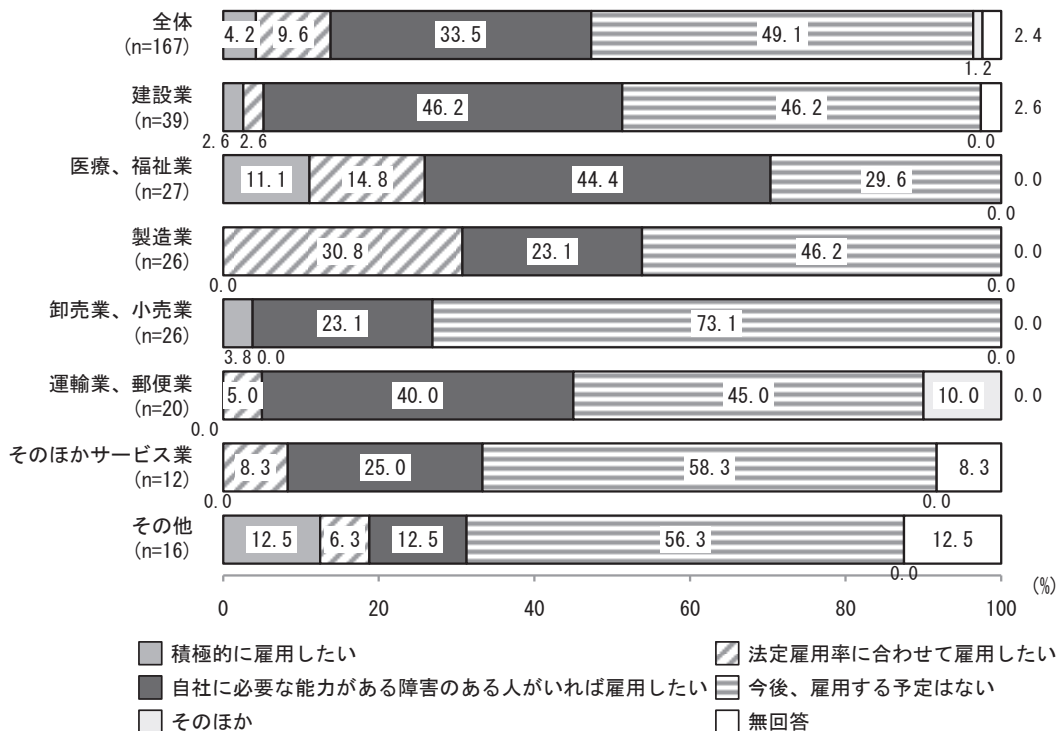
【合理的配慮の認知度(業種別)】



③今後の障害者雇用への展望

今後の障害者雇用への展望は、全体では「今後、雇用する予定はない」がおよそ半数を占めています。業種別にみると、建設業、医療、福祉業、運輸業、郵便業は「自社に必要な能力がある障害のある人がいれば雇用したい」が4割以上を占め、卸売業、小売業は「今後、雇用する予定はない」が73.1%と、他の業種と比べて高くなっています。

【今後の障害者雇用への展望(業種別)】



④障害のある人が、働くにあたって事業所や一緒に働く人に希望すること

障害のある人が、働くにあたって事業所や一緒に働く人に希望することは、全体では「障害に関する知識やコミュニケーション方法を学ぶ場がある」が73.1%と最も高く、次いで「障害のある人の仕事内容を事前に説明すること」が67.7%、「誰もがわかりやすいマニュアルがあること」が45.5%となっています。

また、いずれの業種においても「障害に関する知識やコミュニケーション方法を学ぶ場があること」が最も高く、建設業は「障害のある人の仕事内容を事前に説明すること」も同率で高くなっています。

【障害のある人が、働くにあたって事業所や一緒に働く人に希望すること(業種別)】

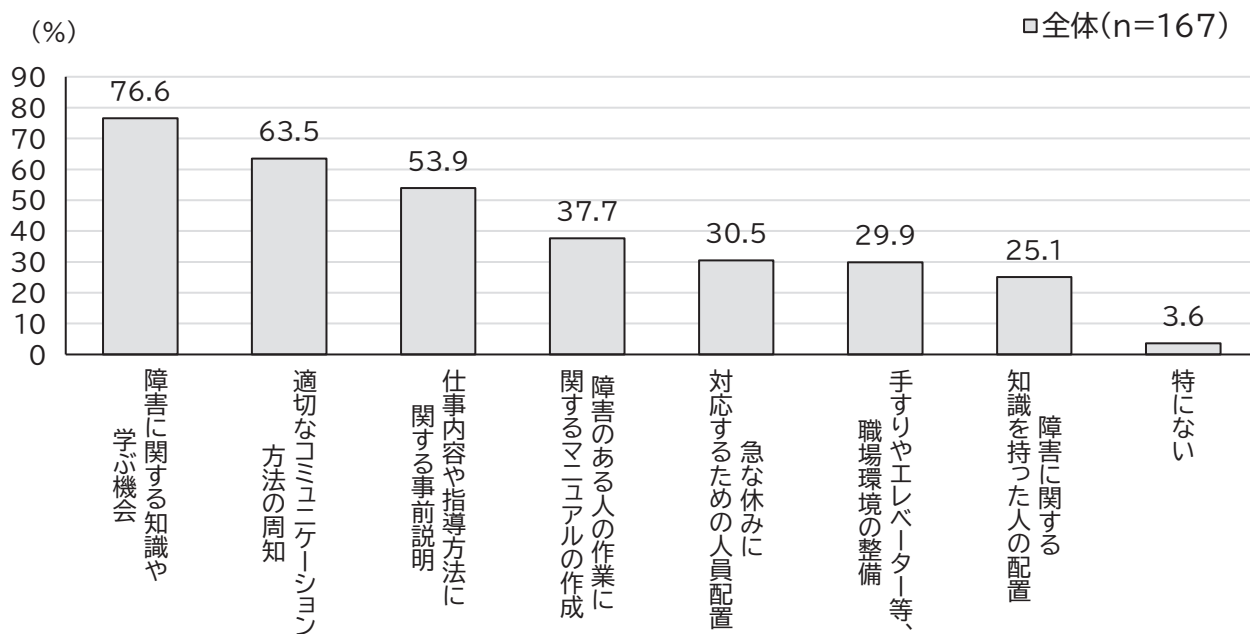
	をミ障 学ユ害 ぶニに 場ケ関 があーす るヨ知 ン識 方や 法コ	と容障 事害 の事 前あ にる 説人 明の す仕 る事 こ内	ニ誰 も アが ルわ が か あ り や す い マ	整な手 つどす て、り いるバ リエ アレ フベ リー ター が	深同 め僚 るが こ障 と害 への 理 解 を	が障 い害 の知 こ識 とを も つ た 人	(MA%) るの社 こ注 と内の 書連 き絡 の事 説項 明や が設 備あ
全 体 (n=167)	73.1	67.7	45.5	37.7	29.9	26.3	25.1
建設業 (n=39)	59.0	59.0	28.2	30.8	46.2	35.9	17.9
医療、福祉業 (n=27)	77.8	74.1	51.9	44.4	25.9	22.2	33.3
製造業 (n=26)	73.1	69.2	42.3	30.8	30.8	26.9	15.4
卸売業、小売業 (n=26)	80.8	76.9	61.5	50.0	26.9	19.2	42.3
運輸業、郵便業 (n=20)	85.0	60.0	45.0	35.0	20.0	20.0	25.0
そのほかサービス業 (n=12)	75.0	66.7	50.0	33.3	25.0	25.0	16.7
その他 (n=16)	68.8	68.8	50.0	37.5	18.8	25.0	18.8

	を深 営 め る こ と 障 害 へ の 理 解	き通 院 等 で 休 む こ と が で	こ相 と談 窓 口 が 身 近 に あ る	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体 (n=167)	25.1	24.6	24.6	1.2	3.6	1.8
建設業 (n=39)	41.0	28.2	30.8	0.0	0.0	0.0
医療、福祉業 (n=27)	14.8	29.6	22.2	3.7	7.4	0.0
製造業 (n=26)	15.4	23.1	26.9	0.0	3.8	0.0
卸売業、小売業 (n=26)	30.8	23.1	26.9	3.8	0.0	3.8
運輸業、郵便業 (n=20)	15.0	20.0	10.0	0.0	10.0	0.0
そのほかサービス業 (n=12)	25.0	16.7	25.0	0.0	0.0	8.3
その他 (n=16)	25.0	18.8	18.8	0.0	6.3	6.3

⑤障害のない人が、障害のある人と一緒に働くにあたって事業所に希望すること

健常者の従業員が、障害のある人と一緒に働くにあたって事業所に希望することは、「障害に関する知識や学ぶ機会」が76.6%で最も高く、次いで「適切なコミュニケーション方法の周知」が63.5%、「仕事内容や指導方法に関する事前説明」が53.9%となっています。

【障害のない人が、障害のある人と一緒に働く人に希望すること(全体)】



⑥障害者雇用を進める場合、希望する支援

障害者雇用を進める場合、希望する支援は、全体では「就業前における個々の障害のある人の職務能力等の把握・情報提供」が84.4%で最も高く、次いで「障害者雇用を行う企業に対する各種助成金・報奨金などの充実」が51.5%、「就業前の障害のある人への職業能力の開発、就労訓練の充実」が46.1%となっています。

また、いずれの業種においても「就業前における個々の障害のある人の職務能力等の把握・情報提供」が最も高く、8～9割を占めています。

(MA%)

	情報ある就業前における職務能力等々の把握・提供	充る各障害者助成金・報奨金などの充実	実業就業前での開発、就労訓練の充実	等業紹介、企業の充実に	への支援、介助者等の職場配置	す障害者向け機器等の導入に	改善、バリアフリーなどの職場環境	も含めた生活全般のサポート	安障害のある人の通勤や移動の
全 体 (n=167)	84.4	51.5	46.1	32.3	28.7	23.4	23.4	17.4	15.6
建設業 (n=39)	84.6	35.9	38.5	30.8	33.3	28.2	25.6	25.6	25.6
医療、福祉業 (n=27)	85.2	48.1	40.7	40.7	29.6	29.6	29.6	18.5	14.8
製造業 (n=26)	84.6	65.4	50.0	23.1	19.2	15.4	11.5	11.5	3.8
卸売業、小売業 (n=26)	84.6	65.4	53.8	30.8	34.6	19.2	26.9	23.1	23.1
運輸業、郵便業 (n=20)	80.0	40.0	45.0	40.0	30.0	30.0	20.0	10.0	5.0
そのほかサービス業 (n=12)	91.7	58.3	58.3	33.3	33.3	16.7	25.0	8.3	16.7
その他 (n=16)	81.3	56.3	50.0	31.3	18.8	18.8	25.0	12.5	12.5

(MA%)

	他の従業員に対するサポート、研修等	訓練能力の開発、業務に合わせた	職域開発等への相談、助言	企業労働管理や環境整備、	ンテの優先注目のインセ	る障害者雇用の優良企業に	る障害者雇用の優良企業に	その他	特にな	無回
全 体 (n=167)	14.4	12.6	10.2	5.4	4.8	0.6	3.0	4.8		
建設業 (n=39)	23.1	23.1	12.8	12.8	5.1	0.0	0.0	0.0		
医療、福祉業 (n=27)	14.8	11.1	11.1	11.1	11.1	0.0	3.7	0.0		
製造業 (n=26)	7.7	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8		
卸売業、小売業 (n=26)	15.4	11.5	15.4	3.8	7.7	3.8	0.0	11.5		
運輸業、郵便業 (n=20)	10.0	5.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0		
そのほかサービス業 (n=12)	16.7	16.7	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3		
その他 (n=16)	6.3	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	12.5	6.3		

⑦今後の障害者雇用の方針や課題について、行政、障害者関係団体に期待する支援

今後の障害者雇用の方針や課題について、行政、障害者関係団体に期待する役割は、全体では「職業指導やカウンセリングの充実」が80.2%で最も高く、次いで「施設整備・改修のための助成金」が41.9%、「障害者雇用の実績・体験・事例の提示」が28.7%となっています。

また、いずれの業種においても「職業指導やカウンセリングの充実」が最も高く、製造業、卸売業、小売業は約9割を占めています。

【今後の障害者雇用の方針や課題について、行政、障害者関係団体に期待する支援(業種別)】

	ン職 グ業 の指 導や カウ ンセ リ	の施 助設 成整 備・ 改修 のため	験障 ・害 事者 例雇 用の 提示 の実 績・ 体	情就 報労 のを 希望 する 障害 者	そ の 他	特 に な い	(MA%) 無 回 答
全 体 (n=167)	80.2	41.9	28.7	23.4	1.2	7.2	1.8
建設業 (n=39)	76.9	41.0	38.5	33.3	0.0	12.8	0.0
医療、福祉業 (n=27)	74.1	48.1	29.6	29.6	3.7	3.7	0.0
製造業 (n=26)	92.3	38.5	19.2	15.4	0.0	3.8	0.0
卸売業、小売業 (n=26)	92.3	38.5	30.8	23.1	3.8	0.0	0.0
運輸業、郵便業 (n=20)	75.0	35.0	25.0	15.0	0.0	10.0	5.0
そのほかサービス業 (n=12)	75.0	41.7	25.0	16.7	0.0	0.0	8.3
その他 (n=16)	68.8	50.0	25.0	18.8	0.0	18.8	6.3

3. ヒアリング調査

(1)概要

本調査は、本市における障害のある人の生活やサービス利用の実態等を把握し、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の取組に関する意向をお聞きし、本計画の策定にあたっての基礎資料を得ることを目的として実施しました。

(2)調査結果

①団体の会員人数の変化

- 団体の会員数は、「やや減った」や「大幅に減った」の回答多くを占めている。

②団体が抱えている課題

- 団体が抱えている課題としては、「新規メンバーの加入が少ない」や「メンバーに世代などの偏りがある」「役員のなり手がいない」といった人員不足や育成に関することが挙げられた。

③団体の課題解決の方策や必要な支援

- 団体の認知を高めるため周知や啓発活動が必要。
- 障害の理解を深めるための啓発活動が必要。

④障害のある人が利用するサービスや支援について、現在不足していること、今後充実を望むこと

- グループホームやショートステイの需要があるが、空室の余裕がない、事業所の職員不足等で十分なサービスが行えていないことが多々ある。

⑤大和郡山市で不足している障害福祉サービス

- 複数の団体からヘルパーが不足しているとの意見が多く見られた。

⑥障害のある人の就労や社会参加での困難と必要な支援

- 障害のある人を一般就労につなげた後の定着支援の強化が必要。

⑦相談支援体制の充実に必要なこと

- 基幹相談支援センターの早期開設が必要。

⑧災害や防災で必要なこと

- 障害種別ごとに必要な支援が提供されるように障害者団体とともに検討。
- 避難所における合理的配慮の徹底が必要。

⑨他団体との連携での課題や可能となる活動

- 社会福祉協議会を通じて会議やふれあいまつりなど実施しており、障害特性や困りごとなどの教育理解は徐々に進んできている。今後も継続して顔が見える関係づくりを継続することが大切。



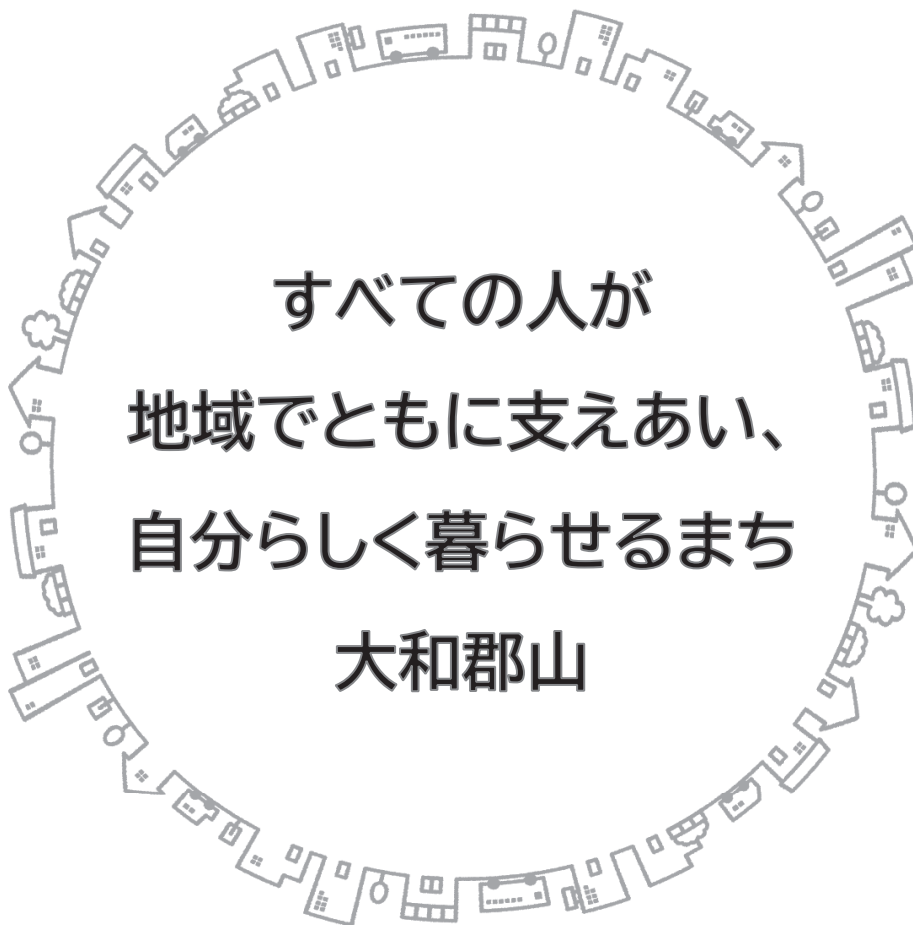
第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者基本法第1条には、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念にのっとり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定されています。

本市においても、障害の有無に関わらず、各々の個性が尊重され、周囲の理解や支援を受けながら最大限自立し、一人の市民として暮らしていける姿をめざし、また、障害のある人の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう「すべての人が安心して、地域の中でいきいきと暮らせるまち 大和郡山」を計画の基本理念としてきました。

第3次計画が終了するにあたり、これまでの歩みを止めることなく、共生社会の実現をさらに一層推進するにあたり、一人ひとりの意思決定を尊重し、だれもが自分の望む場所で、望む生き方を選択でき、また、一人ひとりがまちづくりに参加し、ともに住み続けたいくなるまちやつながりを構築していくことを目指し、「すべての人が地域でともに支えあい、自分らしく暮らせるまち 大和郡山」を基本理念と定めます。



2. 施策体系



基本理念

すべての人が、地域でともに支えあい
自分らしく暮らせるまち 大和郡山

各分野

施策の方針

第1章 理解促進

- 1 相互理解・協力の推進
- 2 権利擁護事業の推進と虐待の防止

第2章 地域生活

- 1 相談支援体制の充実
- 2 福祉サービスの充実
- 3 保健・医療の充実
- 4 住まいの充実

第3章 療育・教育

- 1 インクルーシブ教育システムの構築
- 2 就学前教育の充実
- 3 学校教育の充実

第4章 就労・社会参加

- 1 雇用の促進と就労の支援
- 2 福祉的就労への支援
- 3 スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

第5章 まちづくり

- 1 生活環境の整備
- 2 防犯・防災体制の確立
- 3 情報アクセシビリティの向上

Ⅱ 各論



第1章 理解促進

現状と課題

障害の有無に関わらず、誰もが互いに尊重し、支え合って暮らすためには、一人ひとりが障害に対する正しい知識を学び、障害に対する理解を深めることが重要です。

本市においては、人権啓発の集会や講座の開催、駅前啓発等を実施し、人権教育や啓発に努めています。また、ボランティアビューローの設置や、ボランティアフェスタを毎年開催し、体験コーナーや発表、展示等を通して、市民に広くボランティア活動を啓発しています。

人権意識の高まりがみられる一方で、その傾向に年齢別での偏りがみられることや、新型コロナウイルス感染症による活動制限や、ボランティアの高齢化や担い手不足等、課題が生じています。

また、障害のある人の権利擁護について、障害者虐待防止法や成年後見制度等、法整備や制度の利用支援が進んでいます。本市においても、ひとり暮らしの障害のある人が増加し、日常生活自立支援事業の利用者が増えています。

障害者虐待防止センターを中心に、関係機関と連携を強化し、通報による早期発見、早期対応体制が定着しています。今後は、潜在的虐待への対応や、障害者福祉にかかわる行政や専門機関・団体の職員の専門性の向上やチーム体制・情報共有のケース会議の充実を検討しています。

アンケート調査では、「合理的配慮」や「障害の社会モデル」の考え方は、市民に浸透しておらず、言葉や意味を知らない人が多く、また、企業においても、障害や障害のある人の就労に関する制度が十分に知られておらず、障害や障害のある人への理解や正しい知識の普及は十分とは言えません。

また、精神障害のある人は長時間労働を困難に感じることや、知的障害のある人はジョブコーチ等への希望が高いこと、身体障害のある人はバリアフリーへの希望が高いこと、障害種別に関わらず、障害のある人ができる仕事を増やしてほしいという要望等が示されており、障害のある人の一般就労に関して、個々の特性や必要な支援・配慮について、雇用主や一緒に働く人への理解が求められています。

障害や障害のある人への理解を深めるために、学校での福祉教育の拡充や広報・啓発の拡充が重要であるとの意見が、障害の有無に関わらず多く挙げられており、広報・啓発のさらなる推進と、幼い頃から福祉や障害に関して学ぶ機会や場が求められています。

基本方針

- 一人ひとりが障害に関する正しい知識を学び、障害のある人に対する理解を深めることができるよう、啓発活動・交流の機会を充実します。
- 事業所、住民、関係機関全体が権利擁護の視点を共有し、地域全体で障害のある人の権利を守る仕組みづくりを目指します。
- 虐待の早期発見の強化、通報しやすい環境づくりを進めるとともに、障害者福祉にかかわる行政や専門機関・団体の職員の専門性の向上と情報共有の体制づくりを進めます。

1. 相互理解・協力の推進

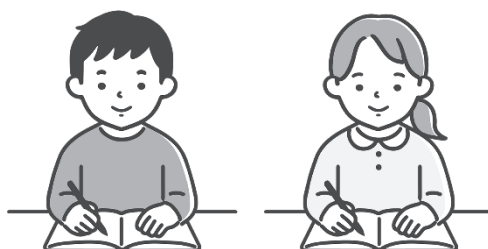
(1) 障害への理解促進と差別の解消

障害や障害のある人の状況や特性、社会的障壁等の課題について、理解を深めることができるよう、正しい知識を普及・啓発するとともに、地域でのふれあいや支えあいを通じて双方向からの交流の拡充を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
「共生社会」に向けた人権教育・啓発	「大和郡山市人権施策に関する基本計画」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、自由で平等な社会、「共生社会」について、すべての市民が理解と認識を深め、これをあたりまえの社会意識として身につけられるよう、人権教育・啓発に努めます。	人権施策推進課
啓発事業の実施	携帯電話やパソコンなどで気軽にこころの状態を自己確認できる「こころの体温計」、啓発チラシの配布等を通じて広く市民へ啓発します。	保健センター
交流・ふれあいの促進	お城まつりや全国金魚すくい選手権大会など、本市が実施する各種イベントや公民館等の行事などに障害のある人が気軽に参加しやすいように配慮等を行い、参加の促進を図ります。 また、親子まつり実行委員会に障害者就労支援事業所等の人も加わってもらうことで、交流・ふれあいを図り、啓発に努めます。	障害福祉課
中学校区子ども人権フォーラム	各中学校区において、地域の人との交流やふれあい体験などを通じた学習会を実施します。体験的活動の充実や多様な人権課題を取り上げる等、事業をさらに充実できるよう図ります。	人権施策推進課
交流を通じた理解促進	今後も引き続き各小中学校と特別支援学校や福祉事業所との交流や特別支援学級同士の交流、通常学級と特別支援学級の交流を推進し、障害に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人間形成を育み、人権尊重の精神を培うよう努めます。	学校教育課

■ 中学校区子ども人権フォーラム実施回数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施回数	9回	10回	23回	33回	24回



(2)福祉教育・学習機会の充実

教育・保育等機関や、社会福祉協議会、地域と連携し、小中学校での福祉教育やボランティア活動を促進します。また、手話奉仕員養成講座や要約筆記関連講座を開催し、福祉活動を担う人材の育成や、社会教育や生涯学習等の幅広い場での障害や福祉に関する学習機会の提供に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
福祉体験やボランティア体験活動の推進	「総合的な学習の時間」等において、福祉体験やボランティア体験学習を取り入れ、福祉教育の推進・充実に努めます。また、福祉体験やボランティア体験学習に用いる機材の貸し出し、福祉施設との調整、講師の派遣等を社会福祉協議会と連携しながら行います。	学校教育課 社会福祉協議会
手話奉仕員養成研修事業	手話への理解の促進と聴覚障害のある人のコミュニケーション支援のため、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現を学ぶ講座を開催しています。 研修日程については、入門課程20日間、基礎課程20日間で実施しています。	障害福祉課 社会福祉協議会
要約筆記関連講座	中途失聴、難聴者に対する理解を深めるため、また、要約筆記の普及を図るため、要約筆記に関連する講座を開催しています。	障害福祉課

■手話奉仕員養成研修事業

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
修了者数	入門	9人	8人	12人	15人	17人
	基礎	7人	3人	6人	10人	15人

(3)協働体制の整備

生活の中で課題を抱える人を、地域の中で手助けや見守ることができるよう、ボランティア活動を行う人材の確保・育成するとともに、保健・医療、教育、就労、日中活動など、障害のある人の生活に関わる団体との連携を強化します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
福祉ボランティアの育成	ボランティア活動の情報提供を行うとともに、ボランティアを幅広く受け入れながら、その活動を支援する体制の強化に努めます。また、ボランティア活動に対する意識の啓発やボランティア養成講座の開催を実施し、ボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会との連携及び支援	ボランティアグループ15団体で結成した連絡協議会において実施する「ボランティアだより」の発行や各種交流事業、研修事業と連携し、これを支援します。	社会福祉協議会
市内の協議会との連携強化	障害のある人に関わる団体をはじめとする、すべての関係者・機関の集まりである大和郡山市地域自立支援協議会や心身障害者(児)連絡協議会との連携を強化します。障害のある人のインクルーシブ教育に向けた取り組みや一般就労への移行、福祉施設や作業所への支援、地域生活への移行や支援等、障害のある人や子どもが自分の能力を最大限に発揮し、自立した生活を送れるよう関係団体への支援に努めます。	障害福祉課

◆障害のある人を支援する登録ボランティアグループ

ボランティアグループ名	主な活動内容
手和の会	手話に関する活動(学習・普及)、市聴覚障がい者協会との交流・情報交換・行事への参加等、図書館での手話つきおはなし会
金魚の会	
ともしび	点字情報誌「ともしび通信」の発行、依頼のあった出版物や時刻表などの点訳
そよ風	パーキンソン病患者・家族の会の支援(講演会・交流会・日帰り旅行の支援、音楽療法の実施等)
OHP金魚	中途失聴・難聴者に対する要約筆記
くさぐさ	市広報紙「つながり」の音訳
あじさいの会	高齢の聞こえない人の支援
てとてと	高齢の聞こえない人に対する傾聴活動
こころのサポーターズ Bambi(バンビ)	地域活動支援センターでの交流



2. 権利擁護の推進と虐待の防止

(1) 権利擁護事業の活用

障害のある人の自己決定を尊重するとともに、成年後見制度等の支援や制度に関する情報発信と適切な利用を促進します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
住民の理解促進	地域住民の障害のある人に対する理解を深めるため、権利擁護についての広報・啓発活動に取り組みます。	障害福祉課
日常生活自立支援事業	知的障害や精神障害のある人、認知症高齢者等で、日常生活を営むのに支障がある人に対し、生活支援員が福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等、次の援助を行い、地域で自立して生活できるよう援助します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用等の手続きや苦情対策等の福祉サービスの利用援助 ● 生活費、公共料金、医療費等の支払いや預金の出し入れ等の日常的な金銭管理の援助 ● 日常生活に必要な事務手続きの援助 ● 上記援助に伴い、必要に応じて通帳や銀行印等の書類等の預かり 	社会福祉協議会
成年後見制度の利用による権利擁護	知的障害や精神障害のある人等、判断能力が十分でない人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行います。また、申し立て人がいない場合に、市長が申し立てを行い、制度から漏れる人がいないよう図ります。	障害福祉課
法人後見活動の促進	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを検討します。	障害福祉課

■ 日常生活自立支援事業

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
契約者	知的	6人	7人	5人	4人	4人	5人
	精神	8人	8人	6人	6人	5人	5人

■ 成年後見制度の利用による権利擁護

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用件数	1件	1件	2件	1件	1件

(2)障害者虐待への対応

虐待対応の窓口となる障害者虐待防止センターを中心に、障害のある人の虐待防止に関する制度等の広報・啓発活動を行うとともに、虐待の早期対応及び相談や連携体制を強化します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
障害者虐待防止センターによる早期対応	障害のある人への虐待やそれが疑われる事案が発生した場合、虐待を受けた人の保護、自立の支援や再発の防止、養護者に対する支援等、障害者虐待防止センターとしての機能を果たします。 障害者虐待の未然の防止や早期発見のため、虐待防止対策会議のメンバーで障害福祉サービス事業所を訪問し、権利擁護の啓発活動を行います。	障害福祉課
児童虐待防止ネットワーク	大和郡山市児童虐待防止ネットワークにより、関係機関と連携を図りながら早期対応並びに被虐待児童及びその家族を支援するための総合的な援助体制を維持・強化します。また、年々複雑化する児童虐待ケースや家庭状況に対応するため、大和郡山市児童虐待防止ネットワークの構成員への研修を行うなど、より専門的な知識の普及を図ります。	子育て支援課





第2章 地域生活

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域で適切な保健・医療サービスや福祉サービスが受けられる体制と、生活上の課題や抱えている不安について、相談できる場が必要です。今後、障害のある人の高齢化や重度化が進むことも推測され、医療的ケアを必要とする人もいることから、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が重要です。

本市では、身体・知的・精神の障害種別ごとに、生活支援センター（はあと、りんく、ふらっと）を設置し、地域での生活や、福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介等の相談支援を行っています。

本市には盲学校とろう学校があり、視覚聴覚支援をそれぞれ実施しておりますが、市民にはあまり知られておらず、今後の学校づくりのために、学校運営協議会、自治会、自治連合会等との連携した啓発が引き続き必要です。

また、障害のある人の家族の緊急時の対応として、緊急時ステイ受け入れ事業を実施していますが、利用歴がない場合は利用者の特性や医療的情報が不足し、受け入れが困難となる課題が生じており、関係機関での情報共有が必要となっています。

障害者関係団体へのヒアリングでは、ヘルパーの不足についての指摘が多く、様々な障害のある人に対応できる体制が十分とは言えません。また、グループホームについては、空室の余裕がなく、利用を希望してもすぐに入居できないといった問題も生じています。今後、障害のある人やその家族の高齢化が見込まれていますが、障害のある人の希望する暮らし方は、家族と同居、ひとり暮らし、施設での共同生活などと多様化しており、それらを実現するためには、障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保が求められます。

アンケート調査では、障害福祉施策について、相談体制の充実や手続きの簡素化を求める声が多く、障害のある人にとって住みやすいまちを実現するためには、あらゆる困りごとに対応するワンストップ窓口の設置と関係各所との連携体制の構築、利用しやすく分かりやすい制度設計が必要とされています。

基本方針

- 障害のある人やその家族等の抱える不安を解消し、必要に応じて専門機関につなぎ適切なサービスを受けることができるよう、相談窓口の周知と関係機関と連携した情報共有体制を強化します。
- 地域での生活にあたり、障害のある人の多様なニーズに応じて、適切なサービスを選択し、利用することができるよう、サービスの量的・質的な充実を図ります。
- 関係機関が連携し、地域で医療・保健、福祉の支援を受けることができ、安心して生活を送ることができる環境を整備します。

1. 相談支援体制の充実

(1) 相談・情報提供機能の充実

相談支援センターを中心に、障害のある人やその家族の抱える悩みや課題を把握、適切な支援やサービスにつなげることができるよう、相談体制の充実と専門性の向上を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
相談支援センターの充実	日常生活における各種問題や悩みに対して、相談支援センターを中心に、関係機関・窓口が連携を図りながら相談体制の充実に努め、迅速に対応していきます。 事業所の場所や窓口の開設時間など基本的な情報だけでなく支援可能な内容など、具体的な情報提供に努めます。	障害福祉課
関係機関との連携による相談支援体制の強化【新規】	地域自立支援協議会や地域ケア会議、地区担当者会議などの既存協議体を活用し、専門職との連携を強化します。 基幹相談支援センターの設置やピアカウンセリングの実施に向けて、関係機関と協議を進めます。	障害福祉課
奈良県障害者 110 番との連携	市内の相談機関だけでなく、奈良県手をつなぐ育成会とも連携し、障害のある人の悩み事・心配事・トラブル等の無料相談に応じられるよう周知します。	障害福祉課
地域移行	障害者支援施設等に入所している障害のある人や精神科病院に入院している精神障害のある人等に、地域生活のための同行支援・入居支援を行います。	障害福祉課
地域定着	居宅において単身等で生活する障害のある人に連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	障害福祉課
カウンセリング事業	こころに不安を抱える障害のある人または家族などを対象にケアを行うため、自殺対策事業を活用し、臨床心理士によるカウンセリング事業を実施します。	障害福祉課
精神保健福祉家族教室	精神障害のある人の家族が、同じ悩みをもつ家族とともに病気や障害について正しい知識を学び、適切な対応・方法を身につけるとともに、自身の健康を考えることを目的とする家族教室を開催します。また、障害のない市民の参加を促し、周知を図ります。	障害福祉課
精神保健に関する相談	精神疾患・精神障害の医療等について、予約制・秘密厳守で相談に応じます。 また、近年相談対象の同一世帯内に支援を要する課題を抱えた家族が複数名いる事例やキーパーソン不在の事例等、多くの課題を抱えた処遇困難事例が増えているため、相談支援の窓口と医療・保健・福祉・介護等の関係機関が連携を強化し、重点的に支援できるよう努めます。	奈良県 郡山保健所
精神保健福祉相談	精神科医師による相談、精神科認定看護師または精神保健福祉士による相談事業を実施しています。継続的な支援が必要な場合は、生活支援センター「ふらっと」等と連携し対応を図ります。	保健センター

2. 福祉サービスの充実

(1) 在宅生活への支援

障害のある人が居宅において安心して暮らすことができるよう、事業所と連携を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。また、必要なサービスが適切に利用できるよう、相談支援事業との連携を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容		担当課
訪問系サービスの充実【新規】	障害のある人の在宅での生活を支援するため、ニーズに応じたサービスの提供体制を整備し、必要なサービス量の確保に努めます。		障害福祉課
	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴・排泄・食事等の生活にわたる介護を提供します。	
	重度訪問介護	常時介護を必要とする人に対して、居宅での入浴・排泄・食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など、総合的な介護を提供します。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を供与します。	
	行動援護	常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するため、必要な援助や外出の際の移動中の介護を提供します。	
	重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障害のある人に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に実施します。	
地域生活支援事業の充実	障害のある人の地域での生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業に加えて、市の任意の事業として次の事業を推進します。		障害福祉課
	福祉ホーム事業	一般住宅への入居が困難な状況にある障害のある人が、日常生活を送るのに適した居室やその他の設備を低額な料金で利用できるケア付き集合住宅を提供します。	
	訪問入浴サービス事業	自宅や施設への通所において入浴をすることが困難な人に対して、訪問入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを提供します。	
	日中一時支援事業	家族の就労支援や在宅で日常的に介護する家族の一時的な休息を目的とし、ショートステイやデイサービス等、昼間の活動の場を提供します。	

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
福祉タクシーの利用補助	身体障害者手帳1～3級の所持者(児)で、下肢、体幹、視覚、内部障害がある人や療育手帳Aの知的障害者(児)、精神障害者保健福祉手帳1級所持者(児)に対し、福祉タクシー券を交付し、外出や屋外移動を支援します。	障害福祉課
緊急時ステイ事業	障害のある人の家族が急な入院、冠婚葬祭等により不在となった場合などの緊急時に障害のある人に宿泊場所を提供します。	障害福祉課
にこやか収集	日常のごみの排出が困難で、親族や近隣住民の協力を得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、戸別に玄関先等でごみ収集を行います。	清掃センター

(2)日中活動への支援

住み慣れた地域での生活ニーズに対応できるよう、日中活動系サービスの提供体制の整備に努め障害のある人の自立した生活に向けた支援に取り組みます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課	
日中系サービスの充実【新規】	障害のある人の地域での自立した生活に向け、日中活動系サービスの提供体制の整備し、必要なサービス量の確保に努めます。	障害福祉課	
	生活介護		常時介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。
	自立訓練 (機能訓練)		理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練 (生活訓練)		自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上のための訓練を行います。
	療養介護		医療と常時介護を必要とする重度心身障害のある人に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話等を提供します。
	短期入所 (福祉型・医療型)		居宅で介護を行う人が疾病で介護ができない場合に、障害者支援施設への短期入所を必要とする障害のある人に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

(3) 経済的支援の充実

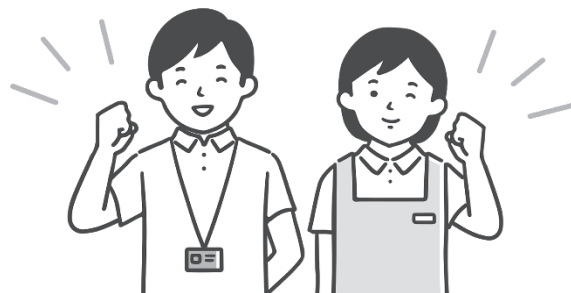
障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすため、各種手当の充実について、関係機関に働きかけます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
各種手当の充実	障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすため、所得の確保を一人ひとりが図れるように関係機関に働きかけます。また、障害のある児童の福祉の増進を図ります。	障害福祉課 子育て支援課
自立支援医療の給付	18歳以上の身体障害のある人の障害を軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療(更生医療)と、18歳未満の児童においては自立支援医療(育成医療)の給付を行います。	障害福祉課

(4) 福祉を支える人材の確保【新規】

障害福祉サービス等に従事する人材の確保や育成を推進するため、研修の実施や情報提供を行うとともに、人材確保の方策についての検討及び取組の実践を進めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
福祉人材の確保支援	<p>障害福祉サービス事業者へ労働法規の遵守を徹底するとともに、職場環境の改善などを働きかけます。また、障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行います。</p> <p>専門職の確保に向けて、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職や、看護師、理学療法士等のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保を図ります。また、多様な障害特性や、医療的ケアが必要な人、強度行動障害のある人等に対して、適切な支援を行うことができる人材育成のための研修の実施、奈良県が実施する研修に関する情報提供等を実施します。</p>	障害福祉課



3. 保健・医療の充実

(1) 母子保健対策の推進

母子の健康の保持増進を図るため、各種健康診査や健康相談等を実施し、疾病の早期発見・早期対応に取り組めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
妊産婦一般健康診査	妊産婦の心身の異常等を早期発見・早期治療し、母体と胎児の健康の保持・増進を図るため、各医療機関において妊婦一般健康診査・産婦健診を行います。母子健康手帳の交付時に妊婦健診にかかる費用を助成する「妊婦健康診査補助券」を14回分と、「産婦健康診査受診券」を2回分交付します。他市町村から転入された人には、妊娠週数に応じて、補助券を交付します。	保健センター
各種健康診査の実施	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、1か月児、4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査、新生児聴覚検査、2歳6か月児歯科健診を実施します。実施にあたっては、集団での健康診査は月2回行うことで受診しやすくし、また未受診者へのフォローをするなど、早期の全数把握に努めます。 また、健診の精度を上げるため、健診内容を見直し、障害の発見・対応に漏れないよう、医療機関等との連携を図りながら進めます。	保健センター
乳児・産婦訪問指導（未熟児含む）	妊婦や生後4か月までの乳児（未熟児含む）のいる産婦を対象に、マタニティブルーや育児ノイローゼになりやすい時期にある保護者を助産師等が訪問し、個別に相談に応じます。	保健センター
カンガルー教室	1歳6か月児健康診査で要経過観察児とされた幼児とその保護者及び育児不安がある幼児の保護者を対象に、幼児の健全発達支援のため、以下のような集団指導を実施します。 ● 集団での遊びを通して子どもの健全な育成を図る ● 保護者が親子にあった遊びを体験する中で子どもへ関わり方を学ぶ ● 集団の中で遊ぶ子どもの姿を把握することから、保護者の子どもをみる目を養う ● 親同士の横のつながりをつくる ● 児童発達支援への橋渡しをする	保健センター
先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常を早期に発見し、その後の治療・生活指導等につなげることにより生涯にわたって知的障害などの発生を予防するため、生後5～7日目の新生児に対して血液によるマススクリーニング検査を実施します。	奈良県健康推進課
ママパピクラス	妊婦と父親になる人を対象に、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場を提供し、妊娠や出産に対する不安の緩和を図ります。	保健センター

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
子どもすこやか相談	就学前の幼児とその保護者(主として1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等の結果「要経過観察」とされた幼児及び育児不安の強い保護者)を対象に、子どもの健全な発育や保護者の育児不安の解消を図ることを目的として、保健センターで心理相談員による個別発達相談を実施します。また、市内市立・私立保育園、認定こども園、幼稚園を心理相談員と保健師が巡回し、相談に応じます。	保健センター
子育て教室	子どもの発達や育児について知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場を提供し、保護者の育児不安や負担感の軽減を図ります。	保健センター
育児支援家庭訪問の推進	出生児の障害等をはじめとするさまざまな原因で、養育が困難になっている家庭に対して、保健師等による相談・技術指導等の養育支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	保健センター

■健康受診状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
4か月児健診	98.4%	98.6%	97.9%	98.0%	98.3%
7カ月児健診	97.7%	98.6%	97.5%	98.1%	97.2%
1歳6か月健診	94.0%	95.1%	92.9%	93.5%	92.0%
3歳児健診	95.2%	95.3%	94.0%	92.8%	92.7%

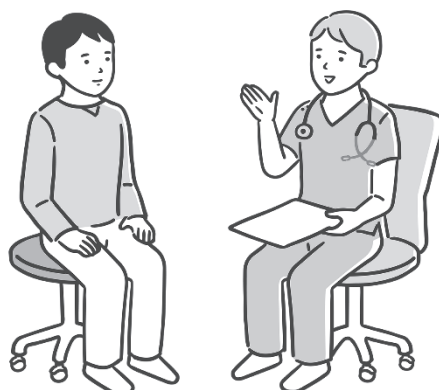


(2)健康増進事業の充実

特定健診や各種がん検診など、各種健診事業の充実を図るとともに、疾病・障害の発生予防や早期発見に努め、早期療養・早期治療へつなげられるよう取り組みます。

施策・事業	施策・事業の内容		担当課
各種検（健）診の実施	各種検（健）診を実施し、早期発見、早期治療につなげます。		保健センター
	後期高齢者健康診査	後期高齢者（75歳以上）を対象とした健康診査（保健センターが奈良県後期高齢者医療広域連合から受託して実施）や医療保険未加入者を対象に、さんて健康診査（保健センターが実施）を提供します。	
	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診により、骨量減少者を早期に発見するとともに、骨粗しょう症の正しい知識の普及を図ります。	
	肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及とともに、自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康被害の回避や症状の軽減、または進行の遅延を図ることを目的に、肝炎ウイルス検診を実施します。	
	各種がん検診	各種がんに関する正しい知識の普及・啓発とともに早期発見・早期治療を行うことを目的に、各種がん検診を実施します。	
健康教育	障害のある人が、生活習慣病の予防や健康の保持増進等に関する講座の受講を希望した場合、社会福祉協議会と協力し、手話通訳の派遣やイラスト資料の用意等、わかりやすく伝えるような工夫をして実施します。		保健センター
	健康教育	40歳以上の市民を対象に、生活習慣病や疾病・障害の予防、予防及び健康の保持増進等健康に関する正しい知識の普及を図り、心身の健康についての意識を高めることを目的に実施します。	

施策・事業	施策・事業の内容		担当課
健康づくり普及啓発活動	障害のある人の自主的な健康づくりのための意識醸成や知識の普及啓発のため、以下の講座を実施します。また、障害のある人が講座の受講を希望した場合、わかりやすく伝えられるような工夫をして実施します。		保健センター
	健康づくり推進員養成講座	地域において健康づくりを普及啓発するボランティアである「健康づくり推進員」を養成することを目的に実施します。	
	健康づくり推進員自主講座	今までの養成講座を修了した人の有志により構成される健康づくり推進員連絡協議会において、健康づくりのための学習会を毎月1回実施します。	
訪問指導・健康相談	心身の健康に関する個別の相談や、保健師等による訪問により、必要な保健指導を行います。		保健センター
	訪問指導	40歳以上の市民を対象に、重点対象疾患の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図ることを目的に、家庭訪問により指導を行います。	
	健康相談	40歳以上の市民を対象に、個々の健康に関する問題を、保健師、管理栄養士が個別に相談に応じ、適切な助言を行うことにより、自己の健康管理に関する理解を深め、実生活に役立てます。	



(3)医療サービスの充実

障害のある人が適切な医療を必要なときに受けられるよう、医療費公費負担制度による医療費助成の周知に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
心身障害者医療費助成事業	1歳以上 75 歳未満(65 歳以上の後期高齢者医療保険加入者を除く)で重度心身障害者の医療費の保険診療自己負担金の一部を助成し、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。	保険年金課
重度心身障害老人等医療費助成事業	後期高齢者医療保険加入者である重度心身障害者の医療費の負担相当額の一部を助成し、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。	保険年金課
後期高齢者医療事業	高齢期における適切な医療の確保を図るため、75 歳以上の人及び身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(一部)、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者等一定の障害をもつ65 歳以上 75 歳未満の加入申請した人に対して医療の給付を提供し、健康の維持・増進を図ります。	保険年金課
小児慢性特定疾病医療費助成事業	慢性疾患を抱え、その治療が長期にわたる子どもやその家族の身体面、精神面、経済面の困難な状況を踏まえ、慢性疾患を抱える子どもの特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、家族に対する地域支援の充実を図ります。 また、子ども特有の事情に配慮し、成長の過程に対応した支援(療育相談、学校生活、家族を支える支援)を行います。	奈良県 郡山保健所
精神障害者医療費助成事業 (精神通院)	自立支援医療(精神通院)適用により、1割の自己負担で支払われた医療費について助成します。	障害福祉課
精神障害者医療費助成事業	精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者を対象として、全診療科の入院及び通院の保険診療にかかる医療費の自己負担金の一部を助成し、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。	障害福祉課
心身障害者歯科診療	一般の歯科診療所での診療が困難な障害のある人に対して、奈良県心身障害者歯科衛生診療所において歯科検診を実施します。	障害福祉課



(4)介護保険事業との連携

施策・事業	施策・事業の内容	担当課	
地域包括ケアシステムの推進	<p>高齢者が安心して生活を継続できるよう地域包括支援センターにおいて幅広く相談を受け、必要な支援の提供や高齢者虐待や困難事例等について地域ケア会議による対応の検討、成年後見制度の活用等、高齢者の生活維持支援を実施します。</p> <p>住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく一体的に取り組める体制を進めるとともに、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化・地域における多職種連携等による相談支援機能の構築を図ります。</p>	地域包括支援センター	
介護予防・日常生活支援総合事業	<p>今後の超高齢社会に対して、高齢者の機能回復訓練等の事業を展開するとともに、高齢者が地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような環境づくりに取り組み、介護予防につなげます。</p>	地域包括支援センター	
	1次予防事業		<p>広く高齢者を対象に筋力アップ教室（いきいき元気教室）、物忘れ予防や音楽療法による脳活性化等教室を開催し、参加者の転倒や生活機能改善だけでなく、自らが健康に気をつけることで介護予防につなげます</p>
	地域ほのほのサロン		<p>虚弱老人や独居老人等が寝たきり状態に陥ることを防止し、いきいきとした生活を送れるよう、地域への社会参加を促進し、支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを行うことを目的に、集会所・公民館で実施します。</p>
	2次予防事業		<p>介護認定を受けておらず、かつ基本チェックリストで予防事業参加が必要と判定した人を対象に、運動機能・口腔機能向上や栄養改善、他に認知症予防の教室等を開催し、家で閉じこもりがちになる高齢者に外出の機会・交流の場を設け、介護予防につなげます。</p>
	認知症介護者の会「にどわらし」		<p>認知症の人の家族が地域で孤立することなく、介護者同士の情報交換を通じ、仲間づくりを行うことにより、心身とも健康に介護をすることができるよう努めます。</p>
	認知症カフェ【新規】		<p>認知症の人やその家族の人が、地域の人や専門家と相互に共有し、お互いを理解しあう認知症カフェの設置と本人参加の促進に努めます。</p>
	いきいき百歳体操【新規】		<p>いきいき百歳体操の実施、参加を促進・支援します。</p>

(5)多様な障害への対応

難病患者やその他多様な障害や特性による悩みや不安の解消を図るため、多職種による相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携による対応やサービスの提供、支援体制を整備します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
難病患者地域支援対策推進事業	関係機関（医療・保健・福祉・介護等）との連携強化を図りながら、今後も引き続き在宅の難病患者・家族を対象に、電話相談・面接相談・訪問等により、在宅療養の支援を行います。	奈良県 郡山保健所
療養生活環境整備事業	難病患者等に対し各種相談事業（医療相談・療養相談・就労相談等）・地域交流活動支援等を通じ、療養上・日常生活上での悩みや不安の解消、孤独感や喪失感の軽減を図ると共に、様々なニーズに対応し、関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。	奈良県難病相談支援センター （奈良県郡山保健所）
小児慢性特定疾病治療研究事業	小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の児童（18歳到達時点において、当該医療支援を受けており、かつ18歳到達後も治療が必要と認められる場合には20歳到達までの者を含む）で、当該疾病の程度が一定程度以上である人の保護者に対し、医療費の負担軽減を図ります。	奈良県 （申請窓口： 奈良県郡山保健所）
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等へ、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、日常生活の支援を行います。	障害福祉課
難病患者等居宅生活支援事業としての日常生活用具の給付・居宅介護	難病患者等居宅生活支援事業としての日常生活用具の給付・居宅介護等については、障害福祉課が保健所と連携を図りながら支援します。 【難病患者 日常生活用具給付品目】 便器（便器、手すり）、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換機、入浴補助具、車いす（電動、電動以外）、電気式たん吸引器、ネブライザー、移動用リフト、特殊便器、訓練用ベッド、居宅生活動作補助用具、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器	障害福祉課
指定難病特定医療費の助成/奈良県特定疾患治療研究事業	厚生労働省が指定している指定難病に罹患し、医療機関においてその治療をしている方で、症状等が一定の基準を満たす方に対し、医療費助成を行います。 また、特定疾患治療研究事業で対象とされてきた疾病のうち、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度が施行され、支給対象外とされた疾病（スモン・難治性の肝炎のうち劇症肝炎・重症急性膵炎・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）は、治療がきわめて困難であり、かつ医療費も高額であるため、特定疾患治療研究事業を継続することで、患者の医療費の負担軽減を図ります。	奈良県 （申請窓口： 奈良県郡山保健所）
医療的ケア児への支援	医療的ケア児が必要とする支援を総合調整するコーディネーターの配置について検討します。	障害福祉課
強度行動障害への支援	特別な配慮を必要とする強度行動障害の人への円滑なサービス・支援の提供を目指し、事業所への研修や相談等の支援を行うなど、受け入れ体制の整備を進めます。	障害福祉課

(6)保健・医療・福祉の連携促進

地域の中で保健・医療・福祉を一体的・連続的に受けることができる体制の構築・整備を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
入院中のヘルパーの派遣	重症心身障害者等が入院している時に、本人の意思伝達が難しい場合や家族の協力を得ることが難しい場合に、介助ヘルパーを派遣し、コミュニケーション支援や家族の負担軽減を図ります。	障害福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備	精神障害のある人が地域で自分らしく生活するため、相談支援、地域移行、定着支援、居宅介護等の障害福祉サービス、医療、生活支援、住まい、社会参加、就労などを包括的に提供できる体制の整備を図ります。	障害福祉課
精神科救急医療システムの整備	<p>精神科救急医療情報センターにおいて、電話による緊急的な精神医療相談等を実施します。また、2次救急として平日夜間（17時から翌朝8時30分）及び休日（24時間）において、県内8精神科病院が当番制による診療と必要に応じて入院の受け入れを行います。</p> <p>3次救急として、奈良医大精神科が夜間休日にかかる緊急措置入院鑑定診察と妊婦・透析患者等の重篤な身体合併症患者に対応します。</p> <p>精神疾患の急性発症や症状急変により、速やかに治療する必要がある人に対応するため、夜間・休日に関わる診療及び入院病床を確保し、精神科救急医療システムの適切な運用を常時行います。</p> <p>また、医療機関において24時間体制の多職種チームの設置をめざすとともに、保健師や精神保健福祉相談員や障害福祉サービス事業所の相談支援専門員等との連携を強化します。</p>	精神科救急医療情報センター



4. 住まいの充実

(1)住宅の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の充実を図り、地域全体で支えるサービス提供体制を推進します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課	
居住サービスの充実【新規】	共同生活援助（グループホーム）の整備や増設、必要とする人が利用できるよう施設入所支援の利用適正化等を進めます。	障害福祉課	
	共同生活援助（グループホーム）		主に夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の支援を行います。
	施設入所支援		施設に入所している障害のある人に対して、主に入浴・排泄・食事の介護等を提供します。
地域生活支援拠点の機能充実【新規】	<p>関係機関と連携を図りながら、障害のある人の自立した生活に向けた相談、体験機関の提供、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の充実に努めます。</p> <p>地域生活支援拠点整備事業の一環で始めた「大和郡山市サポートネットつなぐ～障害福祉まちかど相談～」は、障害のある人や家族等が気軽に相談できる身近な窓口として適切な支援機関につなぐ役割を担っています。また、地域自立支援協議会において、地域生活拠点の運用状況の検証及び機能充実についての検討を定期的に実施しています。</p>	障害福祉課	
介護保険給付（住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給）	介護保険制度では、介護認定を受けている人が、住み慣れた自宅で安心して暮らすために行う手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に対して改修費を支給しています。今後も、実施要綱に基づき、適正な住宅改修を進めていきます。	介護福祉課	
住宅改修費補助	学齢児以上で下肢または体幹、移動機能障害3級以上の人を対象に、手すりの取り付けや段差解消、便器の取り換えなどの住宅改修をした際、20万円を上限に補助を行います。	障害福祉課	





第3章 療育・教育

現状と課題

誰もが、自らの能力を発揮し、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、障害の特性やライフステージに応じた適切な教育や支援を受けるための保育・教育の充実が必要です。

一人ひとりの個性を尊重し、その能力や可能性を十分に広げることができるよう、早期発見・早期療育の取り組みを引き続き進めるとともに、ライフステージの段階で支援が途切れることがないように、保育・教育の関係機関での情報共有や支援体制が必要です。

本市では、子育て支援課が担う児童福祉分野と、保健センターが担当する母子保健分野の連携を強化し、一体的にすべての妊産婦、こども、子育て家庭を対象とした相談・支援機関として「こども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。様々な地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的な役割を担っています。

アンケート調査では、障害のある子どもの就学環境について、地域の学校の特別支援学級における専門的な教育やサポートが受けられること、特別支援学校での学びを希望すること等、希望や必要な環境は多様化しており、個々の能力や特性に応じた配慮や利用できる設備や施設の充実が求められています。

また、将来的な進路や就職に関する不安を抱えている保護者が多く、障害のある子どもが自らの希望や適性に応じた選択ができるよう、教育指導、進路選択、就労に向けた相談支援体制の整備が重要となっています。

児童発達支援や放課後等デイサービスの利用を希望する人が増えており、アンケートでも利用希望が高い傾向にあります。また、知的障害のある人は、障害福祉に関する情報を事業所から得ている割合も高く、事業所の役割が大きくなっています。

関係団体のヒアリング等では児童発達支援センターの要望が高く、必要な専門的支援へつなぐことや、地域における保育・教育機関及び事業所への支援や専門性の向上等、地域の障害児支援の核となる役割が求められています。

基本方針

- 早期発見・早期療育に取り組み、障害のある子どもの個性や能力、特性を伸ばし、自立した生活の可能性を広げられるよう、適切な保育・教育につなぐよう支援します。
- ライフステージで切れ目なく、必要な療育や福祉サービスを受けることができるよう、地域における相談支援体制を強化します。
- 障害の有無に関わらず、自分らしく学ぶことができる環境の整備を進めるとともに、教職員の専門性や知識の向上に向けた研修等を充実します。

1. インクルーシブ教育システムの構築

(1) 個人に応じた教育の充実

障害のある子どもにその特性や個性、ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、教育と福祉の連携を図り、学校・保護者・事業所等が一体となって特別支援教育の充実を目指します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
特別支援教育の充実	幼稚園・小中学校や特別支援学校で、各校園の特別支援教育の取り組み等について、情報交換を行います。また、教員と保護者への啓発のため、特別支援教育部会主催で研修会を開催し、地域自立支援協議会こども支援部会に参加を呼びかけることで、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
社会人活用事業	多様な経験を有する社会人に、特別支援教育支援員として活躍してもらえるよう図ります。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	全小中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置し、児童・生徒の心のケアを図ります。	学校教育課

■スクールカウンセラーの配置

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
配置数	10人	11人	19人	20人	19人	20人
時間	480時間	720時間	1370時間	1370時間	1370時間	1370時間

(2) 切れ目ない支援の推進

障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の状態や教育ニーズ等に応じ、関係機関が連携して切れ目のない継続的な支援に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
教育・保育機関をはじめとする関係機関の連携	幼稚園・認定こども園・保育園、小・中学校、特別支援学校や関係機関と連携し、「こおりやまサポートブック」や「こおりやまサポートファイル」等を活用して、保護者、学校、園、関係機関等が連携した継続的な支援体制の構築をめざします。	障害福祉課
地域自立支援協議会こども部会の運営【新規】	地域自立支援協議会におけるこども支援部会において、サポートブックの効果的な活用や、児童発達支援センターの設置等について検討・協議を行います。	障害福祉課

2. 就学前教育の充実

(1) 早期発見・早期療育体制の充実

職員への研修等による専門性の向上と人材の確保により、相談支援体制の強化を推進し、地域における療育体制の充実を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
保育園・認定こども園育児相談事業	<p>保育園・認定こども園が積極的に地域との共存を図り、地域に開かれた保育園・認定こども園としての役割を果たし、保護者の育児不安の解消を図るため、保育園育児相談事業を実施します。</p> <p>また、こども家庭センターや奈良県中央こども家庭相談センター、保健センター等と連携を図り、相談内容によっては仲介します。さらに、育児相談を通じて、地域の子育て拠点としての保育園・認定こども園の役割を果たし、地域の保護者の育児不安の解消や児童虐待の早期発見や早期対応とともに児童虐待の予防に努めます。</p>	保育支援課
家庭児童相談室	<p>子どもに関する総合的な相談支援を、幼・小・中学校等の関係教育機関や奈良県中央こども家庭相談センター等と連携しながら行い、子どもの福祉を図るとともに権利擁護に努めます。</p> <p>また、奈良県家庭相談員連絡協議会や要保護児童対策地域協議会等への参加により、他市や他機関との連携を図り、より効果的な支援につなげます。</p>	子育て支援課

■ 地域子育て支援拠点事業の実績

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
事業実績	766	1319	1429	2031	2256

■ こども家庭センター

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談受付件数	342件	343件	320件	309件	309件



(2) 保育・教育の充実

保育園・認定こども園や幼稚園において、障害のある子どもを受け入れ、安心して過ごすことができるよう、専任の職員の確保や、職員の専門性向上のための研修会を実施し、体制の整備を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
障害児保育研修会	障害のある子どもへの加配のため、担当保育士を中心に毎年3回障害児保育研修会を開催し、専門知識の習得と保育内容の充実を図るとともに、保護者、地域、関係機関との連携を深めます。	保育支援課
保育園・認定こども園・幼稚園における障害児担当職員の加配	保育園・認定こども園において障害のある子どもを受け入れる際に、全園に専任の職員が配置されるよう、引き続き職員の加配による体制の整備に努めます。 また、幼稚園では現在巡回講師で対応している状況ですが、専門職員の増加に取り組み、障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。	保育支援課 学校教育課

■ 保育園・認定こども園・幼稚園における障害児担当職員の加配

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
加配職員配置人数	26人	20人	15人	19人	22人

(3) 発達障害のある子どもの支援の充実

障害のある子どもや発達について気になる子どもについて、適切な支援を受け、自立した生活を送ることができるよう、日常生活における訓練や集団生活への適応を促すとともに、相談支援を行います。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
発達障害の早期発見【新規】	発達障害のある児童やその疑いのある児童を早期に発見し、適切な支援へとつなげるため、各種健診等でのスクリーニングの推進や5歳児健診の実施を検討します。	保健センター
発達相談	発達の遅れや障害が疑われる子どもに対して、乳幼児期から保健師などの専門の職員が相談支援を行います。	保健センター
児童発達支援の充実	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	障害福祉課
放課後等デイサービスの充実	就学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、社会との交流の促進を図ります。	障害福祉課

3. 学校教育の充実

(1) 教育支援・進路指導の充実

障害のある子どもとその保護者の悩みや不安の解消に向け、適正な学びの場について検討し、就学後の進路・就労に向けて特別支援教育の取組が進められるよう支援します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
教育支援委員会での取り組み	委員会は医師、学識経験者、関係教育機関の職員等で組織され、心身に障害のある幼児、児童及び生徒に適正な教育支援を行うことを目的に設置され、教育委員会に答申を行っています。今後も引き続き、一人ひとりの子どもに応じた教育支援に努めます。	学校教育課

■教育支援委員会の対象者

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
対象者数	111人	135人	133人	144人	125人	130人

(2) 教育内容の充実

障害のある子ども一人ひとりに適した教育や支援を行うために、職員の専門性向上のための研修の充実や、必要に応じて専門の職員による指導を行う等、指導内容の充実を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
通級指導「ことばの教室」	子どもの言語の障害に対する指導を、原則として週1時間の個別指導を実施します。指導に際して、発達という観点からその子どもの特性に応じた指導を行うことで、言語の障害に改善がみられる児童もあり、引き続き障害の性質・程度の改善を図ります。	学校教育課
社会見学	児童・生徒の学びの場である図書館において、県立養護学校・盲ろう学校からの社会見学の受け入れを行います。	図書館

(3) 教育環境の向上

各小・中学校において、特別支援教育に必要な設備の整備を行い、教育環境の充実に取り組むことで、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに合った教育環境の向上に努めます。

障害のある児童・生徒の教育環境の向上のため、特別支援教育就学奨励費の支給を実施しており、今後も奨励費の支給について周知・利用を促し、保護者の負担軽減と障害児教育の普及奨励に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒に対し、学用品費、通学用品費等の支給を行います。	学校教育課



第4章 就労・社会参加

現状と課題

障害のある人が地域でいきいきと暮らすためには、就労や社会参加等の活動が重要です。障害のある人が自身の適性と能力に応じて就労できるよう、地域における就労の場の創出や、関係機関と連携した就労定着の支援、そして地域に暮らす一人ひとりの障害への理解が求められています。

また、生涯学習や文化・スポーツ活動、芸術活動等の社会参加は、本人の生きがいや地域での交流やまちづくりへの参画につながります。障害の有無に関わらず活動に参加するためには、障害のある人とない人が相互に理解を深め、誰もが積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。

アンケート調査では、障害のある人の現在の就労状況と今後希望する働き方で乖離している部分あり、一般就労や正社員等希望する働き方を実現できていない場合があります。また、企業へのアンケート調査では、障害のある人の雇用を検討している企業が一定数あり、障害者雇用の潜在的ニーズが見受けられます。障害のある人の雇用に至っていない企業の理由として、障害のある人がどのような仕事ができるか分からないことが挙げられており、企業への障害者雇用に関する制度や事例等の情報発信が重要です。

社会参加については、使いたい時に移動支援が受けられないことやハード面の整備が不十分なことが障壁となり、機会を逃すことに繋がっている現状が見受けられます。障害のある人の移動手段の充実やバリアフリー化の推進が必要とされています。

基本方針

- 障害のある人の適正や希望に応じて働くことができるよう、就労の場の確保、一般就労への移行や定着に向けた支援に取り組みます。
- 福祉的就労においても、様々な生産活動につながるように、事業所や企業と協力して充実を図るとともに、庁内での障害者雇用や優先調達等の推進等を進めます。
- 外出の際の移動支援や、運動・スポーツ、文化芸術活動、レクリエーションの活動に取り組むことができるよう、環境の整備と必要に応じた支援に取り組みます。

1. 雇用の促進と就労の支援

(1) 就労の場の拡大

企業に対し、制度や事例の情報提供や、障害者雇用に関する相談を受け付け、一般就労の場の確保等を進めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
障害者雇用促進月間のキャンペーン	毎年9月の「障害者雇用促進月間」の期間中、ポスターの掲示、チラシの配布を行い、広報活動に努めます。	障害福祉課 地域振興課
企業への働きかけ	障害者雇用に関するパンフレットの市内企業への配布や企業の雇用担当者を対象とした障害者雇用の現状、法律の改正等についての説明会等、一般就労の主な受け入れ口となる企業への広報活動を引き続き行います。 また、今後は、法律や制度に加えて、障害者雇用の実例や障害特性について紹介し、障害に対する理解を深め、雇用の確保に努めます。	障害福祉課 地域振興課
公的機関における雇用拡大の推進	市役所などの公的機関において、中途退職等の理由で法定雇用率を下回ることがないよう、障害のある人への理解の促進と継続的に就労できる環境づくりをさらに進め、障害者雇用率の引き上げを引き続き図ります。	人事課
奈良県立高等技術専門校における訓練の支援	奈良県立高等技術専門校における知的障害のある人を対象としたカリキュラムを活用し、必要な知識と技能訓練を行うとともに、より長く働くための準備としての訓練を受けられるよう図ります。 【社会生活】 社会生活を行う上で必要な能力を育成し、就職後の事業所内での支援を円滑に行うためのサポートブックを作成します。 【清掃】 清掃業界で求められる技能(掃き方や拭き方など)や器具の取り扱いの習得を行います。 【物流】 物流業界で行われている作業(箱の積み方やピッキングなど)を行ったり、ハンドリフトの操作をしたりなど技能の育成を行います。 【販売】 疑似の商品を使い、値札貼りや袋詰め作業などを行い、技能の習得を行います。 【オフィスサポート】 事務作業で使われる機器(電卓など)や伝票処理等の基本的な知識と技能の習得を行います。 【パソコン】 ワードとエクセルの基本的な技能の習得を行います。 【作業基礎】 様々な道具を使い、危険な道具も安全に扱えるように技能の習得を行います。	奈良県立 高等技術専門校

■事業者への施策・事業

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
障害者雇用納付金制度に基づく調整金・報奨金	<p>常時雇用労働者数が 100 人を超える事業主のうち、障害者雇用率(令和6年4月より 2.5%、令和8年7月より 2.7%)を超えて障害のある人を雇用している場合に、雇用超過分に応じて障害者雇用調整金を支給します。</p> <p>また、常時雇用労働者数が 100 人以下の事業主のうち、一定数を超えて障害のある人を雇用している場合は、その雇用超過分に応じて報奨金を支給します。</p>	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部
在宅就業障害者特例調整金・特例報奨金	<p>自宅等において就業する障害のある人に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度に基づき、特例調整金・特例報奨金を支給します。</p>	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	<p>事業主等が障害のある人の雇用にあたり、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害のある人の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、障害者雇用納付金制度に基づく一部助成金を支給します。</p>	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部
トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)	<p>ハローワーク等の紹介により、障害のある人を試行雇用(トライアル雇用)する事業主に対して助成するものであり、試行雇用により適性や能力を見極め、労働者及び事業主の相互理解を促進することを通じて、障害のある人の継続雇用への移行を目指すことを目的としています。</p>	大和郡山公共職業安定所
特定求職者雇用開発助成金	<p>障害のある人等、就職が特に困難な人をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、障害のある人等の雇用機会の増大を図ることを目的としています。</p>	大和郡山公共職業安定所



(2)多様な働き方への支援

障害のある人がその適性や能力に応じた就労の場につくことができるよう、各種就労に関する支援や、職場環境の改善及び職場定着のための支援を推進します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
職場適応訓練費	求職者に対して、実際の職場での業務にかかる作業について訓練を行う職場適応訓練を実施した事業主に対して支給するものであり、求職者が作業環境に適応することを容易にし、雇用に結びつけることを目的としています。	大和郡山 公共職業安定所
職場適応援助(ジョブコーチ)による支援	障害のある人の就職や職場定着を図るため、事業所に職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、スムーズに職場に適応できるよう、障害のある人への支援や事業所へのアドバイスを行います。	奈良障害者職業 センター

◆各就労関係機関

大和郡山公共職業安定所 (ハローワーク)	求職登録により、専門職員がきめ細やかな職業指導、職業紹介を実施しています。
奈良障害者職業センター	「職業相談・職業評価」「職業準備支援」「ジョブコーチ支援」「リワーク支援」のほか、事業主に対して雇用管理に関する相談・支援、関係機関に対して職業リハビリテーションに関する助言・研修等を行っています。
なら西和障害者就業・生活支援センター「ライク」	障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用・保健福祉・教育等の関係機関と連携し、身近な地域において就職面及び生活面における一体的な支援を行っています。
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部	就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。



2. 福祉的就労への支援

(1) 福祉的就労の場の充実

障害者就労支援施設で働く人の就労意欲の向上や工賃増額を目指すとともに、自分に合った働き方を選択できるよう、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの日中活動の場の確保により選択肢の充実や質の向上を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
ペットボトルリサイクル選別作業	市内の就労継続支援B型の事業所である「ひかり園」において、利用者が指導員とともに本市で回収したペットボトル・キャップの選別、ラベルを除去し、ペットボトルを圧縮する作業を行っています。 現在では作業スピードや生産量の向上が図られており、今後も本市の資源リサイクルの一翼を担う事業として支援します。	清掃センター
製品販売の奨励による就労支援	障害者就労施設等の商品や野菜等の販売場所を市役所内で昼休みの時間に提供しています。 また、障害者就労施設のスタッフにより作成された各事業所の商品カタログをホームページへ掲載するなど、販売促進活動を支援します。	障害福祉課
優先調達の推進	平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品または役務の調達を推進するため、毎年度、大和郡山市障害者優先調達推進方針を策定し、ホームページにて公開します。 ペットボトルの分別作業、点字公報紙の作成、保育所での給食物資としてのクッキー等、障害者就労施設からの調達を継続するとともに、地域自立支援協議会しごと支援部会で作成した「障害者就労施設の商品カタログ」などを利用し、関係各課へ働きかけを行います。	障害福祉課
交流棟みりお～のにおける百壽橋商店みりお～のの運営【新規】	大和郡山市障害者福祉ショップ連絡会が運営する百壽橋商店みりお～のにおいて、市内障害福祉事業所等で製造された授産製品の販売により、工賃向上や就労支援を図るとともに、障害への理解を深めます。	障害福祉課

(2)福祉施設から一般就労への移行の促進

希望する人が一般就労へ移行できるよう、就労移行支援・就労継続支援・就労選択支援事業所、ハローワーク、商工会などの関係機関との連携を強化します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
ほっとサロンきんぎょにおける交流の促進	働く障害のある人が集まり、仲間づくりや情報交換、気分転換を図ることを目的として開催しています。障害のある人が互いの交流を深め、継続して就労できるよう支援します。 日時:毎月第4木曜日の18時~20時 場所:三の丸会館	障害福祉課
就労移行支援・ 就労継続支援・ 就労選択支援	障害の状況や程度によっては、さまざまな形態の就労支援が必要となるため、就労支援事業所との連携を深め、利用者のニーズにあった事業所を選択できるよう事業者情報の提供に努めます。	障害福祉課



3. スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

(1)活動の推進

身近な地域で積極的・継続的にスポーツや文化活動等に参加し、親しめるよう、イベントへの参加や、スポーツに取り組むきっかけづくりの充実を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
誰もが参加できるスポーツイベントの実施	「トライスポーツフェスティバル」等の障害の有無や年齢に関わらず、誰もが安心して参加できる軽スポーツを中心とするイベントを継続的に周知・提供し、スポーツの振興に努めます。	スポーツ推進課
指導者の養成・確保	スポーツ推進委員が障害者スポーツに関する講習会に参加するなど、今後も指導者の育成に努めます。	スポーツ推進課
ポッチャ大会・ふれあいまつりの支援	心身障害者児連絡協議会とボランティア連絡協議会がともに協力し、アイデアを出し合いながら自主的に開催し、また地域住民との交流の機会でもあるポッチャ大会やふれあいまつりを今後も継続して実施するため、企画の相談や器具の貸し出しなどを支援します。	社会福祉協議会
ふれあい教室	社会福祉協議会において、絵画・陶芸・書道、音楽教室等、各種レクリエーション活動を実施しており、今後各教室のプログラムを充実させるとともに、積極的に広報し、参加者の増加を図ります。	社会福祉協議会

(2)施設整備と利用促進

既存施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが活用しやすい施設整備に進めます。また、障害のある人の施設利用の促進に向け、経済的負担の軽減に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
九条公園プール利用の減免	障害のある人の健康増進やスポーツ活動による社会参加を支援するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の九条公園プールの利用者負担金を減免します。	まちづくり事業課
各公民館の使用料免除	障害者団体など、社会福祉に関わる自主活動団体の活動を支援するため、公民館・体育館の使用料を減免します。	中央公民館
やまと郡山城ホール駐車場料金の免除	障害のある人の芸術文化活動への利用機会の拡充及び経済的負担の軽減を目的に、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者が車に同乗し来館した場合、駐車料金を免除します。	生涯学習課



第5章 まちづくり

現状と課題

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備や、災害時等の緊急時にも安心安全が確保されるよう避難支援体制や防犯対策等の取り組みや備えが必要です。

アンケート調査では、障害のある人が外出の際に直面する不便や困難については、公共交通の利用が不便、休憩できる場所が少ないこと、歩道に問題が多いことなどがあり、福祉と交通や都市整備など分野の垣根を超えた連携が求められています。

同調査では、災害時に一人で避難することができる障害のある人の割合がおよそ3割と低いことが示されています。避難ができない人や避難ができるか確証が持てない人が一定存在し、かつ、地域のつながりの希薄化が進んでいることから不安を抱えている人は少なくありません。避難体制の見直しや避難経路の整備が重要です。

また、障害者関係団体へのヒアリング調査の結果から、災害時の避難所において合理的配慮が徹底されるとともに、障害種別ごとに必要な支援が提供されることが求められています。特に、避難所では特性に応じた配慮や支援が十分に得られるよう体制づくりが急務となっています。

情報のアクセシビリティに関しても、視覚障害や聴覚障害のある人は、情報を十分に受け取れているとは言い難く、また、社会参画にあたって自らの意見を述べることや、活動に参加するには意思疎通支援が必要不可欠となっています。手話等の障害の特性に応じた意思疎通の手段を、福祉・行政関係者だけでなく、地域に住む一人ひとりの市民が学び、使用する環境づくりも重要です。

基本方針

- 障害のある人の外出等の支障となることがないように、道路等のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに基づく設計・改修を推進します。
- 災害時における避難行動要支援者の把握や、地域での避難を支援する体制づくりや、避難所における障害のある人への配慮や必要な支援等の体制を整備します。
- 障害の有無に関わらず、必要な情報を得ることができるよう、特性に応じた情報発信方法の検討推進等、情報のバリアフリー化を推進します。

1. 生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

あんしん歩行エリア整備の進め、その発展事業となるゾーン 30、バリアフリー事業、歩道拡幅事業等、安心・安全に通行できる公共交通施設の整備を引き続き進めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
各種バリアフリー事業の推進	バリアフリー化、歩道拡幅事業など、生活空間における交通安全対策を促進し、今後も障害の有無に関わらず、すべての人が安心・安全に通行できる公共交通施設の整備に努めます。	管理課
バリアフリー基本構想の推進	令和 7 年 3 月に改定した「バリアフリー基本構想」、令和 7 年度中に改定を予定している「バリアフリー特定事業計画」に基づき、公共施設などの整備について、障害のある人や高齢者に配慮した施設設備の改善を進めます。 また、教育啓発特定事業など心のバリアフリー事業は市域全体に拡充し、継続的に実施します。	まちづくり戦略課
市内鉄道駅のバリアフリー化事業	鉄道事業者が行う鉄道駅バリアフリー化設備整備事業のうち、補助対象設備に該当する場合、交付要綱に則り補助金を交付します。	まちづくり戦略課

(2) 公共交通機関、道路等の整備

誰もが安全・安心に歩ける市街地の形成を目指し、都市計画道路城廻り線の当該区間の整備推進や、違法駐車や自転車放置防止に関する条例に基づき、快適な生活環境の確保を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
違法駐車等の防止に関する条例	違法駐車等の防止に関する条例に基づき、近鉄郡山駅周辺とJR郡山駅周辺を重点地域として、交通指導員による巡回及び啓発・指導を実施し、違法駐車防止に取り組みます。 また、重点地域以外の区域も含めて、悪質なケースについては郡山警察署と連携するなど、今後も継続的に市民生活の安全と快適な生活環境の確保に努めます。	交通防犯対策課
放置自転車撤去事業	自転車等の放置防止に関する条例に基づき、放置禁止区域内である近鉄郡山駅・JR郡山駅・大和小泉駅周辺及び放置禁止区域外の道路・公園等における放置自転車等の移動・保管業務と、放置自転車をなくすよう啓発を適時行いながら、市民生活の安全と良好な生活環境の確保を図ります。	交通防犯対策課
都市計画道路城廻り線街路事業	平成 23 年度から都市計画道路城廻り線の当該区間の整備を推進しています。(令和8年3月に開通見込み)本事業により、今後市北部からのJR郡山駅へのアクセス機能の向上と迂回道路としての機能をもたせ、城下町特有の狭隘道路が多い中心市街地への交通の排除を図ることで、歩行者等の交通安全を確保し、住民や観光客が安心して安全に歩ける市街地の形成をめざします。	まちづくり事業課

2. 防犯・防災体制の確立

(1)防犯対策の推進

障害のある人の安全と福祉を確保するために、郡山警察署等、関係機関と連携し防犯対策の強化や消費者被害の未然防止に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
防犯パトロール	全国的に拡大している特殊詐欺の被害を防止するため、郡山警察署と連携し、市ホームページやSNS、デジタルサイネージ等のツールを用い、より効果的な特殊詐欺防止対策や啓発活動を実施するほか、各地区を回っての防犯講習についても郡山警察署と連携し、今後も引き続き実施します。 青色防犯パトロールについては、現在交通防犯対策課・教育委員会の職員が実施者講習を受講し、市全域において実施できる体制を構築しており、各地区の地域安全推進委員の活動と併せて実施します。	交通防犯対策課

交通防犯対策課所管の青パトによる巡回実績

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
巡回実績	257回	273回	257回	253回	247回

(2)災害時の防災対策の推進

社会福祉協議会や福祉関係機関等と連携し、個別避難計画の作成と、災害時要避難者名簿の登録を進め、災害時の支援体制の整備を推進します。

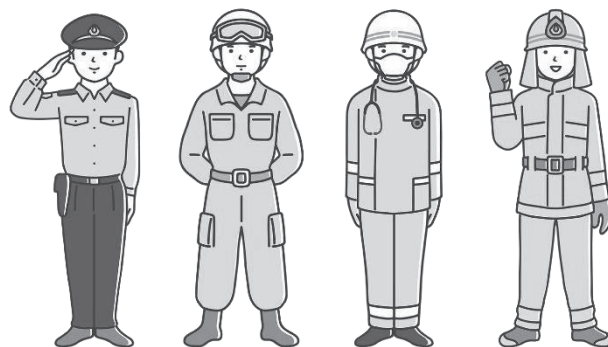
施策・事業	施策・事業の内容	担当課
「防災マップ」の活用	令和2年に「防犯マップ」「洪水ハザードマップ」「地震ハザードマップ」の3つを1つにまとめた「大和郡山市総合防災マップ」を作製し、市内全戸に配布しています。 今後、市域における土石流危険渓流、地すべり危険箇所、災害に備えた安全対策、避難場所、救急告示病院、緊急医療機関等を明示した防災マップが平常時から広く市民の防災意識の向上を図り、災害時には、住民が敏速かつ的確また安全に避難できるなど、活用されるよう図ります。	災害対策課
防災出前講座の実施	緊急時に、「自分たちの命・地域は、自分たちで守る」という認識のもと、各地域の地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成・促進を積極的に進めるため、「防災出前講座」を実施します。	災害対策課
災害時要援護者避難支援プラン	災害時等に消防署、警察、民生委員、自主防災組織等の各機関との情報共有の円滑化を図るため、今後も市内要支援者の方々に対し「災害時避難行動要支援者名簿」への登録や個別避難計画作成の呼びかけを行います。 また単独での避難が困難な要支援者に向けては、福祉専門職の協力のもと「災害時ケアプラン」の作成を推進します。	災害対策課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
緊急通報体制等整備事業	在宅の一人暮らし高齢者等や障害のある人に緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時において迅速かつ適切な対応、電話による定期的な安否確認、アセスメント等を行う緊急通報体制等整備事業を実施します。	地域包括ケア推進課 障害福祉課
上下水道の情報伝達手段の整備	水道管や下水道管に異常が発生した場合などの緊急時に、奈良県広域水道企業団と連携して、メール機能等を活用して情報を伝達する体制の整備を検討します。	下水道推進課

(3)避難所の整備

災害時において、各避難所で介護・介助が必要な人を把握するとともに、避難された障害のある人に対して、専用スペースの確保やニーズの把握を細やかに行うとともに、必要に応じて福祉避難所等での対応に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
避難所設置の際の配慮	避難所を設置するにあたっては、バリアフリーに配慮するとともに、障害のある人が必要な物資を含め障害特性に応じた支援が受けられるよう、平時から障害のある人の声を活かし、必要な体制の整備を促進します。	災害対策課
避難所における障害のある人への支援【新規】	災害時において、医療や福祉サービスを継続的に受けられるよう、医療機関や事業所と連携し、対策を検討します。 情報の習得が困難な障害のある人に対して、避難所で円滑に生活ができるよう、意思疎通支援や、多様な情報提供媒体を活用する等、配慮に努めます。 避難所において、障害のある人の専用スペースの確保や専用のトイレ等の設置に努めるとともに、避難所での生活が困難と判断される場合には、速やかに福祉避難所等で対応できるように努めます。	障害福祉課



3. 情報アクセシビリティの向上

(1) 意思疎通支援の充実

障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業について、障害者団体などの関係機関との連携を図りながら、より一層の周知を進めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
手話通訳者設置・派遣事業	市の委託事業として、社会福祉協議会に専任手話通訳者1人を配置し、22人の登録手話通訳者とともに、学校、病院、公的機関等での通訳を行っています。今後も手話技術の向上を図りながら事業の充実をめざします。	社会福祉協議会
要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人や中途失聴難聴者のコミュニケーション支援のために、要約筆記者に委託し派遣します。	障害福祉課

要約筆記者派遣事業

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
派遣回数	3回	28回	49回	39回	45回

(2) 情報提供手段の拡大

障害のある人が必要なサービスや事業が受けられるよう、相談窓口を通じた情報提供を含め、広報紙、インターネット等を活用し、福祉的配慮のある情報提供サービスを充実します。

また、地域のボランティア団体等と連携を図り、点字の作成や朗読などによる情報提供に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
市からの広報	障害のある人に、必要かつ信頼できる情報を確実に提供するため、広報「つながり」等の広報紙の点字・音声版を作成・発行します。 また、市の公式LINEにおいて手話動画を配信し、情報アクセシビリティの向上を図ります。	障害福祉課
ホームページでの市政情報提供	市ホームページについて、音声読み上げ機能の搭載等を検討します。市ホームページ全体として音声読み上げ機能が効果的に活用できるようにするため、現在公開しているページを見直します。また、ページ作成にあたり、音声読み上げ機能の活用を意識した作業が行えるように庁内での周知を図る。	企画政策課
選挙の点字公報	視覚障害のある人が立候補者の情報を入手しやすくするため、市長選挙や市議会議員選挙の選挙公報を点字で作成し、希望者に送付するなどの配慮をします。	選挙管理委員会
障害者用福祉パンフレットの作成	障害者福祉サービスの案内パンフレットとして配布している「ふれあい」の内容の充実を図ります。	障害福祉課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
図書館の利用促進	<p>情報提供のための重要な機関である図書館において、図書館を利用することが困難な人に対して、図書館利用が阻害されることなく他の利用者と同様のサービスが提供され、安心して図書館を訪れ、快適に利用できるよう最大限配慮します。</p> <p>また、郷土資料など独自資料の音訳などを進めるなど障害に応じた資料の収集、資料の郵送サービスを今後も引き続き実施し、より一層の利用促進を図ります。</p>	図書館
「お話し会」の実施	<p>手話に親しむことを目的に、ボランティアグループと協働で、市民を対象にした絵本の読み聞かせを行う手話付きのお話し会を実施します。</p>	図書館
対面朗読サービス	<p>視覚障害のある人を対象にした対面朗読サービスの周知と利用促進を図ります。</p>	図書館



Ⅲ 資料編

1. 第4次大和郡山市障害者福祉長期計画の策定経過

年 月		内 容
令和7年	7月22日	◇第1回策定委員会開催 ・計画概要説明 ・調査項目検討
	8月21日	◇第1回懇話会開催 ・会長・副会長の選任 ・第4次大和郡山市障害者福祉長期計画について ・アンケート調査について
	9月24日	◇第2回策定委員会開催(書面) ・第4次大和郡山市障害者福祉長期計画について ・アンケート調査について
	10月22日 ～ 11月12日	●アンケート調査実施
	12月8～9日	●関係団体ヒアリング調査実施
	12月25日	◇第2回懇話会開催 ・アンケート調査結果報告 ・計画書(素案)について
	12月26日	◇第3回策定委員会開催 ・アンケート調査結果報告 ・計画書(素案)について
令和8年	1月30日	◇第3回懇話会開催(書面) ・計画書(素案)について
		◇第4回策定委員会開催(書面) ・計画書(素案)について
	2月13日	◇第4回懇話会開催 ・計画書(素案)について
	2月24日	◇第5回策定委員会開催 ・計画書(素案)について ・今後の計画策定スケジュールについて
	3月2日～13日	●パブリックコメントの実施
	3月23日	◇第6回策定委員会開催 ・パブリックコメントの結果について ・計画書(案)について ・概要版(案)について

2. 計画策定にあたっての委員会等設置要綱

(1)大和郡山市障害者福祉長期計画策定委員会等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の理念にのっとり、障害者福祉施策を推進していくために大和郡山市障害者福祉長期計画(以下「長期計画」という。)を策定することにより、大和郡山市における障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(委員会等)

第2条 前条の目的を達成するため大和郡山市障害者福祉長期計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、また、専門的事項を調査、審議させるため専門部会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は別表1に掲げる者をもって組織し、専門部会は別表2に掲げる者をもって組織する。

2 懇話会員は、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は福祉部長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会長及び専門部副会長の職務)

第5条 専門部会に会長及び副会長を置き、会長は障害福祉課長、副会長は保健センター所長とする。

2 会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇話会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、市民、障害者団体、学識経験者等を招いて懇話会を開催し、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議)

第7条 委員会又は専門部会は、委員長又は会長が招集し、その議長となる。

(設置期間)

第8条 委員会又は専門部会の設置期間は、長期計画策定終了までとする。

(事務局)

第9条 委員会又は専門部会の事務局は、福祉部障害福祉課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、委員会又は専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

職 名
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
福祉部長
すこやか健康づくり部長
産業振興部長
都市建設部長
教育部長
議会事務局長

別表2(第3条関係)

部 名	職 名
総務部	企画政策課長、人事課長、総務課長、災害対策課長 交通防犯対策課長、財政課長
市民生活部	保険年金課長、人権施策推進課長
福祉部	介護福祉課長、障害福祉課長、生活支援課長 地域包括ケア推進課長、地域包括支援センター所長
すこやか健康づくり部長	子育て支援課長、保育支援課長、保健センター所長
産業振興部	地域振興課長、スポーツ推進課長、クリーンセンター所長
都市建設部	管理課長、建設課長、住宅課長、入札検査課長 まちづくり戦略課長、駅周辺まちづくり推進課長 まちづくり事業課長
教育委員会事務局	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長、 図書館長
文化体育振興公社事務局長	
社会福祉協議会	福祉課長
懇話会	大和郡山市議会教育福祉常任委員会委員長 大和郡山市医師会代表、大和郡山市聴覚障がい者協会会長 大和郡山市視覚障害者協会会長 大和郡山市肢体不自由児・者父母の会会長 大和郡山市手をつなぐ育成会会長 大和郡山市精神障害者家族会さくら会会長 大和郡山市ボランティア連絡協議会長 大和郡山市民生児童委員連合会長、奈良県立盲・ろう学校長 奈良県郡山保健所長、大和郡山市公共職業安定所長 社会福祉協議会事務局長、学識経験者

(2)第4次大和郡山市障害者福祉長期計画 懇話会 名簿

(順不同・敬称略)

職 名	氏 名
大和郡山市議会教育福祉常任委員会委員長	河田 和美
大和郡山市医師会代表	西崎 和彦
大和郡山市聴覚障がい者協会会長	吉岡 陽子
大和郡山市視覚障害者協会会長	柿本 一志
大和郡山市肢体不自由児・者父母の会会長	宿利 三知恵
大和郡山市手をつなぐ育成会会長	西岡 香崇子
大和郡山市精神障害者家族会さくら会会長	関野 重光
大和郡山市ボランティア連絡協議会長	堀内 昭雄
大和郡山市民生児童委員連合会長	小泉 靖子
奈良県立盲・ろう学校長	本谷 孝一
奈良県郡山保健所長	水野 文子
大和郡山公共職業安定所長	木内 茂
社会福祉協議会事務局長	植田 浩之
天理大学 人文学部 社会福祉学科 教授	渡辺 一城

3. 用語解説

《あ行》	
一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。
医療的ケア	たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。そこでは、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮(「合理的配慮」)が提供されること等が必要とされている。
《か行》	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。
共生社会	人間の存在そのものを国や地域社会、地球全体との調和や関係の中で捉え、それぞれ異なる個性や独自性、文化を尊重しつつ、互いに社会連帯し、ともに生きていく社会。社会福祉の分野において使用する場合、高齢者や障害のある人が健常者とともに生きていくことのできる社会のあり方を示す。
協働	市民、事業者と行政がよりよい地域をつくっていくために、相互の役割や機能を分担し合い、連携しながら取り組んでいくこと。
共同生活援助	地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に相談その他の日常生活上の援助を行うものだったが、平成 26 年4月からケアホーム(共同生活介護)がグループホーム(共同生活援助)に一元化され、入浴、排せつ及び食事等の介護が提供できることとなった。
強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。生まれつきの障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れるもの。
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。
グループホーム	地域にある住宅(アパート、マンション等)で、数人の障害のある人が一定の経済的負担を負って共同生活を営み、近隣(または同居)の専任の世話人により、食事の提供、相談、その他日常生活指導・援助が提供される施設。
権利擁護	判断能力が不十分な高齢者や障害のある人の権利の擁護に資することを目的として、それらの人々が自立した地域生活が送れるよう、権利擁護に関する相談や本人との契約に基づく福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う。

《か行》	
コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係や職業。
合理的配慮	障害のある人と障害のない人との平等を基礎として、すべての人権と基本的自由を享有し、行使することを確保するための必要かつ適切な変更と調整のことをいう。特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないということが条件となる。
こおりやまサポートブック	サポートブックとは、障害のある人がその種別にかかわらずはじめて接する人に、本人の特性や接し方について知ってもらうための情報を書きおくノート。本市では平成 23 年度に「こおりやまサポートブック」を作成し、市内在住の幼稚園、保育園、小・中学校・特別支援学校に配布し、市ホームページに掲載している。
こおりやまサポートファイル	サポートファイルとは、障害のある人(児童)について、関係機関が正確に情報を取得し、切れ目のない適切な支援やサービスを受けることができるよう、保健、福祉、医療の利用状況や発達面に関する診断・検査の記録を記入しておくノート。市ホームページに掲載している。
こども家庭センター(児童相談所)	子どもの権利や最善の利益を保障し、子ども及びその家庭を援助することを目的とした行政機関。0歳から18歳未満の児童に関するあらゆる相談のうち高い専門性を必要とする相談に対応するとともに、市町村における児童家庭相談の後方支援を行う。また、児童虐待相談の対応については、通告の窓口であり、児童の安全を守るために一時保護や立ち入り調査等を行う。
《さ行》	
作業療法	人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。
社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障害のある人への偏見など)その他一切のものを指す。
肢体不自由	四肢(上肢・下肢)、体幹(腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分)が、病気やけがで損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難が伴う状態
児童発達支援	障害のある児童を対象とする通所支援の一つ。障害のある児童を児童発達支援センター(通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う施設)などの施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行う。
社会福祉協議会(通称「社協」)	社会福祉法第 109 条に基づく公共的な性格をもった社会福祉法人で、地域の住民が幸せに暮らせるように、住民・公私の関係機関により構成されている団体。住民の福祉活動への参加を進め、連絡・調整などを行う。また、地域の福祉コミュニティの形成を図ることも目的としている。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態。

《さ行》	
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。
手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者や関連する福祉制度について理解と認識を深め、聴覚障害者のより良いコミュニケーション状況を確保するために活動を行う人。
障害者雇用率	民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的障害のある人の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的障害のある人を雇用する義務を負う。
障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施する事業所。障害福祉サービスには、自宅や施設で主に介護の支援を受ける介護給付と、施設等で就労をめざした訓練等を行う訓練等給付がある。サービスを利用する場合、居住地市町村への支給申請及び支給決定を受ける必要がある。
情報アクセシビリティ	障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにすること。
ジョブコーチ	障害のある人が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適應援助者」ともいう。
自立支援医療	心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療。育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されており、育成医療、更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。
身体障害者	身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸または小腸の機能障害がある 18 歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により、1級から6級に認定される。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障害の程度により1級から6級の等級が記載されている。
スクールカウンセラー	不登校やいじめ、親子関係、学習関連等様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す相談員。臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童・生徒や保護者、教職員に相談・支援を行う。
生活介護	在宅の障害のある人が通所し、入浴、機能訓練などを提供するサービス。
精神障害者	精神保健福祉法第5条では、精神障害者を「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義し、医療や保護等の対象としている。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認められた者に交付する手帳。精神障害の等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができる。

《さ行》	
成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援等、障害のある人への全般的な相談支援を行う。相談支援専門員として従事するには、実務経験に加え、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了することが必要となる。
《た行》	
多職種チーム	精神科の多職種チームは、精神科医、看護師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士等の職種で構成される。多職種チーム医療では、本人の希望や意向に沿った問題解決に向けて、多様な職種が相互に連携して、それぞれの専門性を活かした総合的な援助を行うことを原則としている。
短期入所	重度の障害のある人を介護している家族が、一時的に家庭での介護が困難になった場合、入所施設において短期間滞在させ、身体介護、機能訓練などを行うサービス。
地域自立支援協議会	地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して中核的な役割を果たすことを目的として市町村が設置・運営する、相談支援事業者やサービス事業者、地域の関係機関等で構成された協議の場。
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障害のある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。
地域包括ケアシステム	障害者や高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者やその家族、地域住民の身近な相談窓口として、保健・医療・介護・福祉等様々な面からの支援を包括的に担う地域の中核機関。介護保険法に基づき市町村が設置する。
知的障害者	知的障害機能が発達期(概ね 18 歳まで)に表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。
通級指導教室	小学校などで一部の授業を通常の学級とは別の教室で受ける制度のこと。通級指導教室では、学習や生活の困難を解消するため、子ども一人ひとりの特性に合わせた授業が行われている。

《た行》	
特別支援学級	学校教育法において、小中高等学校及び中等教育学校に設置することができることとされており、障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行う。
特別支援学校	平成 18 年の学校教育法の改正により創設された、個々のニーズに応じて、複数の障害種別に対応した教育的支援を行う。
《な行》	
内部障害	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のものをいう。
難病	医学的な定義ではなく、「原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」や「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」のことを指す。平成 25 年から、障害者総合支援法においては難病等も「障害者」の定義に加えられている。
難病相談支援センター	地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設。
ニーズ	一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。
日常生活自立支援事業	知的障害、精神障害、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助等を実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。
認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。記憶や判断等の機能が失われる症状を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安等の行動や精神症状も表れる。早期発見・早期診断により、本人とその家族が早い段階から将来に向けた準備を進めることが重要となる。

《は行》	
発達障害	<p>○自閉症スペクトラム:言葉の発達の遅れ、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動・こだわりなど、3つの特徴をもつ障害</p> <p>○アスペルガー症候群:自閉症の3つの特徴の中で、コミュニケーションの障害がなく、言語発達の遅れが認められないもの</p> <p>○その他の広汎性発達障害:社会性やコミュニケーション能力等の発達遅滞を特徴とする発達障害の総称</p> <p>○学習障害(LD):基本的に全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態</p> <p>○注意欠陥多動性障害(ADHD):年齢あるいは発達に伴わない注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能の支障をきたすものなどの脳機能の障害で症状が通常低年齢において発現するものとされる。</p>
バリアフリー	高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。
ピア	同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉。ピアの語源は、等しい・似たという意味をもつラテン語(par)に由来し、日本語としては、「仲間」や「同輩」等と訳され、複数の関係性において、何かしらの共通項をもち、対等性のある関係性を総称したもの。
避難行動要支援者名簿	配慮が必要な人のうち、災害が発生したり、そのおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人(避難行動要支援者)について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。各市町村長が、地域防災計画の定めるところにより作成する。
避難支援プラン	災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者に対応するかを明らかにしたもの。
福祉教育	学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。
福祉的就労	一般就労が困難な障害のある人が、各種施設や作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと
福祉避難所	要介護高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する人、外国人等、要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所。
放課後等デイサービス	主に小学生以上から高校生までの学校に通っている障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等の長期休業中において、安心・安全に過ごせる居場所を提供し、生活能力の向上に必要な訓練、その他必要な支援を行う。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。

《は行》	
保健師	保健師助産師看護師法(昭和 23 法第 203 号)第 29 条で、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて健康の保持や増進、疾病の予防、健康教育等の保健指導に従事する者をいう。
ボランティア	一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。しかし、その内容・形態は多様となっている。
《や行》	
優先調達	平成 25 年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するように努めることとした。
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えて考慮し、計画・設計すること、またはそのような状態にしたもの。
要約筆記	発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳を指す。
《ら行》	
ライフステージ	幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生のさまざまな過程における各段階のこと。
リハビリテーション	障害のある人が、社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。
療育手帳	こども家庭センター(児童相談所)または知的障害者更生相談所において「知的障害者」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。

第4次大和郡山市障害者福祉長期計画

令和8年3月

発行・編集：大和郡山市 福祉部 障害福祉課

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
TEL (0743)53-1151(代) FAX (0743)55-2351

